

蟹江町地域防災計画付属資料

令和6年2月修正

蟹江町防災会議

目 次

1.組織	1
1.1 蟹江町水防本部	1
1.2 蟹江町自主防災の推進に関する要綱	3
2.防災業務施設・設備等	7
3.重点監視区域及び重要水防箇所	15
4.気象警報等の種類	17
4.1.気象警報等	17
5.防災上必要な物資の備蓄	22
6.蟹江町災害協力協定	24
6.1. 蟹江町災害協定一覧	24
7.災害応急対策	348
7.1.蟹江町指定避難所・避難所一覧	348
7.2.蟹江町指定緊急避難場所	349
7.3.蟹江町緊急避難場所	349
7.4.各種災害による被害調査区域	350
7.5.緊急輸送路線図	351
7.6.防災活動拠点の指定	352
7.7.災害時避難行動要支援者利用施設一覧	353
8.関連法令	355
8.1.蟹江町防災会議条例	355
8.2.蟹江町地震災害本部条例	357
8.3. 蟹江町地震災害警戒本部条例	358
8.4. 蟹江町地震災害警戒本部要綱	359
8.5. 災害救助法施行細則（抜すい）	367
8.6. 日光川流域排水調整要綱	371
8.7. 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱	396
8.8. 蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱	401
9.様式類	408
9.1. 県様式 1	408

9.2.	県様式 2.....	410
9.3.	県様式 3.....	411
9.4	県様式 4.....	412
9.5.	県様式 5.....	413
9.6.	様式 1 職員活動日報.....	414
9.7.	様式 2 災害派遣要請依頼書.....	415
9.8.	様式 3 災害派遣部隊撤収要請依頼書.....	416
9.9.	様式 4 電話等問合わせ・対応票.....	417
9.10.	様式 5 義援物資受付票.....	418
9.11.	様式 6 義援物資受付管理記録用紙.....	419
9.12	様式 7 被害調査区調査活動日報.....	420
9.13.	様式 8 被害状況調書.....	421
9.14.	様式 9 避難所避難状況調書.....	423
9.15.	様式 10 罹災証明書.....	424
9.16.	様式 11 遺体調書.....	425
9.17.	様式 12 施設別被害ランク付調査票.....	426
9.18.	別記様式 応援要請書.....	427

1. 組織

1.1 蟹江町水防本部

1 目 的

この本部は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）および災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき、洪水、高潮または津波による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するため町内の各河川等に対し水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は、排水機及び樋門の操作、消防団の活動、水防管理団体及び土地改良区等並びに大字区、町内会の相互間の応援ならびに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものである。

2 水防の責任等

水防の責任は、水防法によりおのおの次のように規定されている。

ア. 県の責任

愛知県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

イ. 町および水防管理団体の責任

町または、その管轄区域内の水防を十分に果たす責任を有する。

ウ. 一般住民の義務

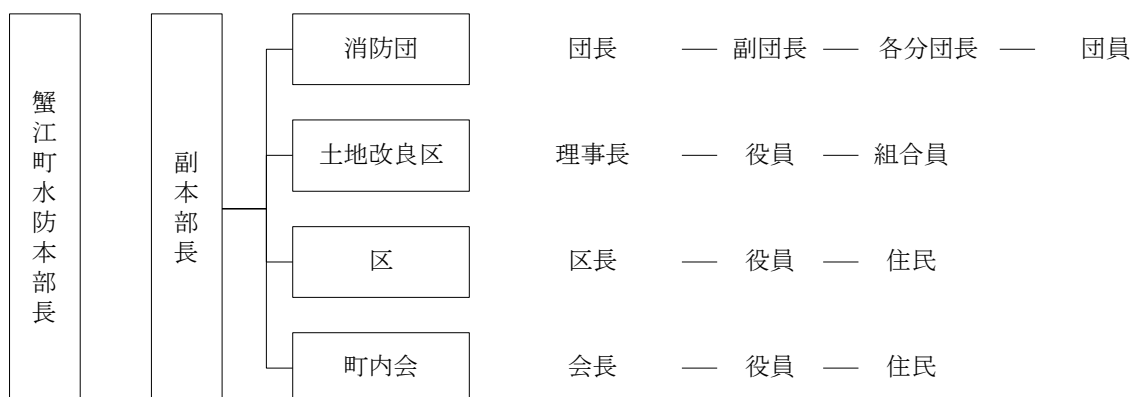
つねに気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は進んで水防に協力をしなければならない。

3 水防本部の組織

蟹江町水防本部（以下「町水防本部」という。）は次の構成をもって編成し、水防業務の統括にあたり、町水防本部を蟹江町役場に置く。

なお、町水防本部は蟹江町災害対策本部が設置された場合は、蟹江町災害対策本部に統合されるものとする。

蟹江町水防本部組織図



4 水防本部の所掌事務

水防本部に属する者は、責任の重大であることを自覚し、つねに気象、水位等の状況等に注意して水防事務の完全遂行に努めなければならない。

(1) 消防団

- イ. 水防活動に関すること。
- ロ. 避難活動の協力に関すること。
- ハ. 水防活動時における治安警備に関すること。

(2) 土地改良区

用排水路、水門、排水機等農業用施設の水防活動に関すること。

(3) 区、町内会

- イ. 住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、水による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- ロ. 関係地区の堤防等について、つねに気象、水位の状況等に注意をして警備及び水防活動の遂行に努めること。
- ハ. 水防時に本部よりの情報の伝達を住民に周知すること。
- ニ. 水防時における水防活動の場所又は、資材の供与協力をすること。
- ホ. 水防本部よりの避難勧告等又は地域の実状により緊急避難する場合の誘導に関すること。
- ヘ. 被害調査に関すること。

1.2 蟹江町自主防災の推進に関する要綱

平成7年6月29日

要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による被害の防止又は軽減を図るため、住民の自主的な防災の推進について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び蟹江町地域防災計画に基づき、自主防災組織の設置及び活動の推進並びに援助に必要な事項を定める。

(自主防災組織)

第2条 自主防災組織とは、住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、町内会・区若しくは自治会の区域ごとに結成されたものをいう。

(推進機関)

第3条 町長は、自主防災組織の設置推進及び活動に対し育成指導及び援助を行う。

(名称)

第4条 この要綱により結成された自主防災組織は、何何防災会という。

(役員)

第5条 自主防災組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 各班1名
- (4) 副班長 各班若干名

(任務)

第6条 自主防災組織に次のとおり自主防災組織本部（以下「本部」という。）及び各班を設置する。本部及び各班の任務は、別表1のとおりとする。

- (1) 本部（会長、副会長及び班長で編成する。）
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

(設置及び活動育成)

第7条 町長及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び活動に対し必要と認めるときは、積極的に協力するものとする。

(設置の推進)

第8条 町長及び防災関係機関は、自主防災組織が第2条及び第4条から第6条までに定められた組織となるよう指導するものとする。

(活動育成の推進)

第9条 活動育成は、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 災害予防に関すること。
- (2) 情報の伝達に関すること。
- (3) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (4) 救出救護に関すること。
- (5) 避難誘導に関すること。
- (6) 給食給水に関すること。
- (7) 各班の相互応援に関すること。

(助成)

第10条 町長は、この要綱に基づいて結成された自主防災組織が実施する事業に対して、助成を行う。

(助成事業及び助成額)

第11条 前条の規定により助成する事業及び助成額は、町長が別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、自主防災の推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

別表 1

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本部	1 組織の統括及び渉外 2 各班の運営指導 3 蟹江町嘱託員会役員会との連絡 4 防災会議の開催 5 防災計画及び訓練計画の作成	1 ※災害本部との連絡調整 2 ※各班の調整及び指導
情報班	防災知識の普及	1 ※情報収集及び伝達 2 ※パニック防止の広報
消火班	1 出火防止の指導 2 消火体制の整備	1 初期消火の実施 2 ※出火防止の広報
救出救護班	救護体制の整備	※救出及び救護活動
避難誘導班	避難計画の作成	避難誘導の実施
給食給水班	1 救助物質等の配分計画作成 2 非常食の家庭備蓄の広報	1 救助物質等の配分 2 炊き出し及び給水

(注) ※印は警戒宣言時にも適用する。

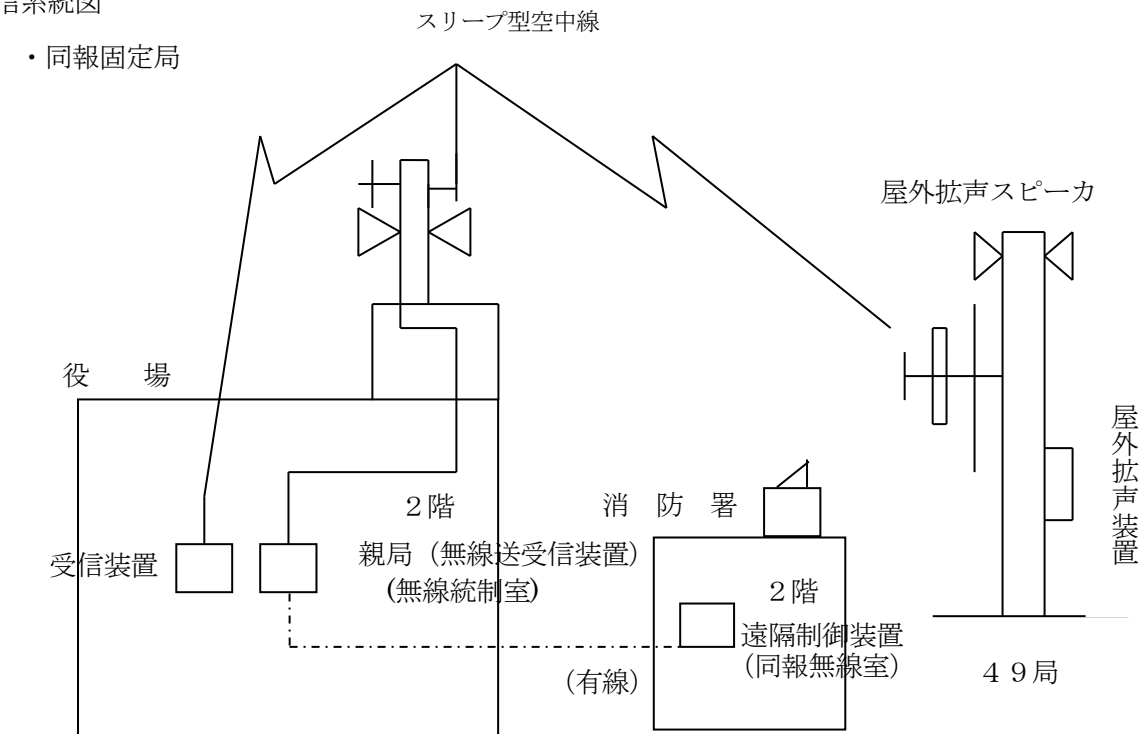
自主防災会結成状況

	防災会名	届出 年月日
1	中 瀬 防 災 ク ラ ブ	H. 7. 9. 7
2	海 門 防 災 会	H. 7. 9. 18
3	中 之 町 防 災 会	H. 7. 10. 2
4	上 之 町 防 災 会	H. 7. 10. 17
5	五 之 町 防 災 会	H. 7. 10. 23
6	新 屋 敷 防 災 会	H. 7. 10. 26
7	駅 前 区 防 災 会	H. 7. 11. 6
8	城 之 町 防 災 会	H. 7. 11. 10
9	今 区 自 主 防 災 会	H. 7. 11. 15
10	北 之 町 防 災 会	H. 7. 12. 13
11	富吉グリーンハイツ自主防災会	H. 7. 12. 15
12	駅 前 団 地 防 災 会	H. 8. 3. 22
13	観 音 寺 防 災 会	H. 8. 4. 3
14	蟹 江 団 地 防 災 会	H. 8. 8. 29
15	鍋 蓋 防 災 会	H. 8. 9. 17
16	東 大 海 用 防 災 会	H. 8. 9. 2
17	西 之 森 防 災 会	H. 8. 9. 26
18	源 才 防 災 会	H. 8. 10. 3
19	豊 台 防 災 会	H. 8. 10. 15
20	新 千 秋 防 災 会	H. 9. 1. 24
21	ニ ュ ー シ テ ィ 蟹 江 防 災 会	H. 9. 8. 15
22	舟 入 防 災 会	H. 9. 9. 1
23	藤 丸 防 災 会	H. 9. 12. 22
24	水 明 台 防 災 会	H. 10. 5. 25
25	西 大 海 用 防 災 会	H. 10. 5. 26
26	本 町 分 防 災 会	H. 10. 9. 7
27	須 成 区 自 主 防 災 会	H. 10. 12. 1
28	川 西 防 災 会	H. 12. 2. 1
29	富 吉 防 災 会	H. 12. 3. 22
30	蟹 江 新 町 防 災 会	H. 15. 7. 1
31	東 水 明 台 防 災 会	H. 30. 4. 1

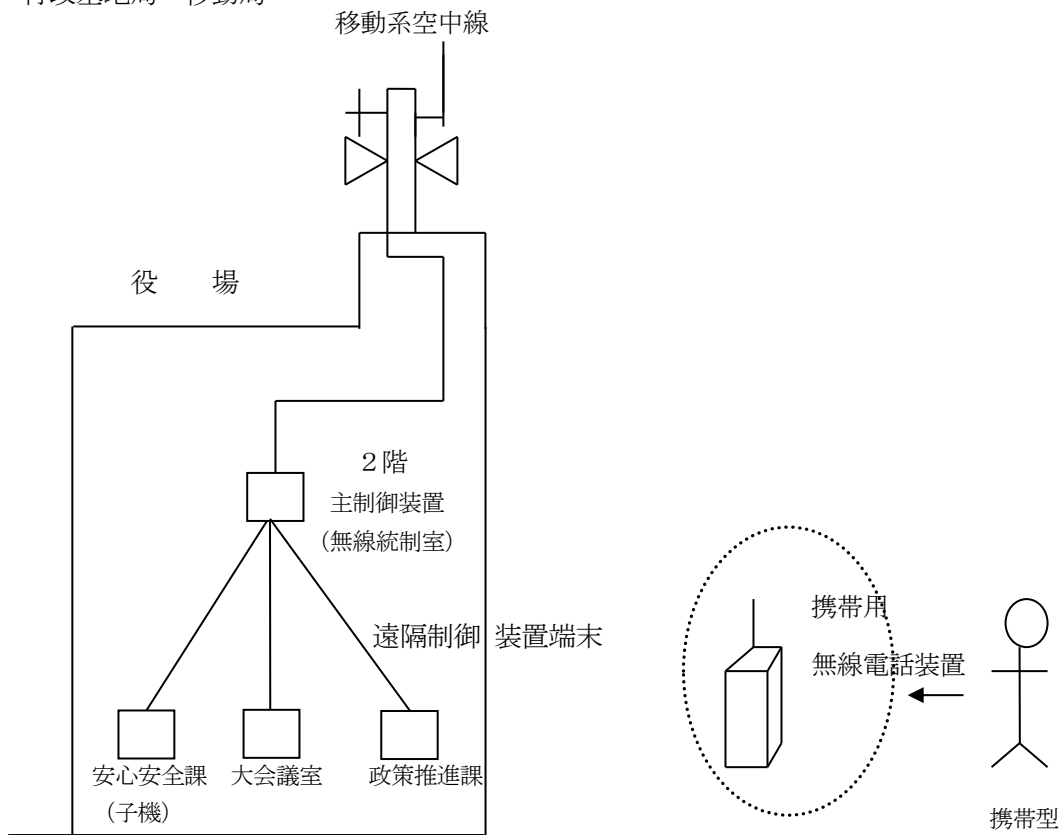
2. 防災業務施設・設備等

通信系統図

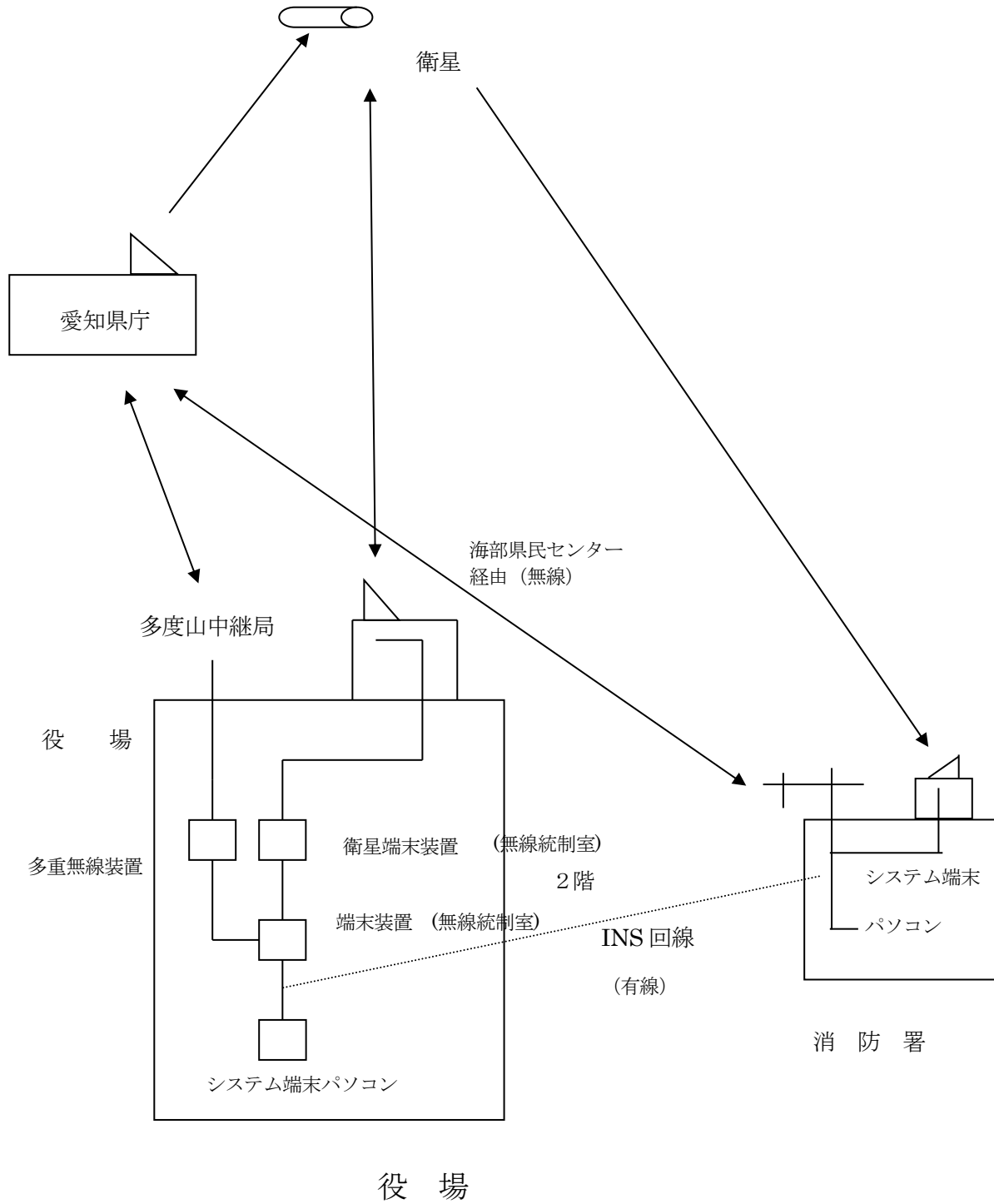
・同報固定局



・行政基地局・移動局



・愛知県高度情報通信ネットワークシステム構成図



・災害対策本部直通電話番号

総務対策部が大会議室において活動する場合に設置

0567-95-5181

0567-95-5182

0567-95-5183

行政無線局設置箇所及び無線呼出番号表

・固定系

種別	呼出名称	設置又は常置場所	摘要
固定局	こうほうかにえ	無線統制室	無線送信機
		蟹江町消防署	遠隔制御装置

・移動系

種別	呼出名称	設置又は常置場所	摘要
基地局	ぎょうせいかにえ	無線統制室	無線送受信機
			主制御装置
		安心安全課	遠隔制御装置子機
		大会議室	遠隔制御装置端末
移動局 (57局)	かにえ 101～ 103	無線室	携 帯 型
	かにえ 105	蟹江警察署	
	かにえ 106～ 117	無線室	
	かにえ 118	上下水道部	
	かにえ 119	消防本部	
	かにえ 120	消防本部	
	かにえ 121	保健センター	
	かにえ 122～ 125	無線室	
	かにえ 126	図書館	
	かにえ 127	無線室	
	かにえ 301～ 330	各嘱託員	
	かにえ 104		

・各町内会移動系（31局）

町内会	呼出番号	町内会	呼出番号
上之町	かにえ 301	西之森本田	かにえ 316
北之町	かにえ 302	源氏才勝	かにえ 317
城之町	かにえ 303	本町分	かにえ 318
中之町	かにえ 304	鍋蓋新田	かにえ 319
五之町	かにえ 305	新千秋	かにえ 320
新屋敷	かにえ 306	駅前団地	かにえ 321
海門	かにえ 307	豊台団地	かにえ 322
川西	かにえ 308	蟹江団地	かにえ 323
水明台	かにえ 309	西大海用	かにえ 324
舟入	かにえ 310	東大海用	かにえ 325
須成	かにえ 311	富吉	かにえ 326
藤丸	かにえ 312	観音寺	かにえ 327
駅前	かにえ 313	中瀬台	かにえ 328
今	かにえ 314	富吉ク、リーソハイツ	かにえ 329
蟹江新町	かにえ 315	ニューシティ蟹江	かにえ 330
		東水明台	かにえ 104

同報無線子局設置箇所及び番号表

No.	局名	設置場所住所
1	蟹江町役場	学戸三丁目1番地
2	市神社 柳瀬	桜四丁目338番地
3	なかよし公園	桜二丁目4番地
4	藤丸第二児童公園	桜三丁目848番地
5	須成保育所	大字須成字古苗代1733番地
6	名探須成児童公園	大字須成字東河原1452番地28
7	須成公民館	大字須成字市場1326番地4
8	須成川西神明社	須成西四丁目142番地1
9	須西小学校	須成西六丁目114番地
10	北新田神明社	北新田一丁目53番地
11	蟹江北中学校	須成西九丁目55番地1
12	保健センター	西之森七丁目65番地
13	フラワーガーデン	西之森三丁目1番地
14	中瀬台児童公園	西之森九丁目362番地
15	観音寺風之宮社	大字蟹江新田字佐屋川西47番地
16	日光川WP	大字蟹江新田銭袋101番地
17	源氏泉緑地	源氏一丁目116番地
18	源氏公園	源氏三丁目147番地
19	平安公園	平安二丁目48番地
20	水道浄水場	学戸一丁目225番地
21	交通児童遊園	今西一丁目27番地
22	蟹江団地公民館	大字西之森字砦場13番地47
23	今公民館	大字今字川東上64番地
24	蟹江中央児童公園	城一丁目209番地
25	蟹江神明社北 城	城二丁目86番地
26	蟹江小学校	城四丁目500番地
27	あいりす	宝二丁目477番地
28	消防本部	大字蟹江本町字クノ割10番地
28-1	旧ヨシヅヤSP	本町三丁目67番地
29	消防団 本町北	大字今字二ノ坪14番地1
30	はばたき幼稚園	本町八丁目29番地
31	蟹江中学校	宝三丁目20番地
32	東水明台児童公園	宝四丁目2番地
33	舟入小学校	舟入三丁目70番地
34	舟入排水機場	舟入三丁目315番地
35	富吉神明社	富吉一丁目124番地
36	グリーンハイツ	富吉四丁目93番地
37	新蟹江北保育所	富吉三丁目217番地
38	緑公園	緑二丁目36番地
39	佛光寺 芝切	大字蟹江新田字上芝切230番地
40	佐屋川グラウンド	大字蟹江新田字小助山地内
41	消防団 新蟹江東	大字蟹江新田字鹿島87番地1
42	ひまわり園	大字蟹江新田字前波178番地
43	給食センター	大字蟹江新田字下西野12番地8
44	新蟹江小学校	大字蟹江新田字仲川原198番地
44-1	新蟹江小学校SP	大字蟹江新田字仲川原198番地
45	新蟹江児童館	蟹江新田大海用149番地5
46	希望の丘広場東門	大字新千秋字後西50番地
47	善太排水機場	大字新千秋字後東412番地
48	南蟹団児童公園	南二丁目99番地
49	鍋蓋新田南	南二丁目255番地

水防倉庫別水防資材備蓄数

所管団体名	蟹江町	水防組合	水防組合	水防組合	水防組合	水防組合	
倉庫名	防災倉庫	蟹江(旭)	蟹江(本町)	蟹江(今)	蟹江(西之森)	蟹江(希望の丘)	
所在地	学戸	蟹江新田	蟹江本町	今	西之森	蟹江新田	
面積(m ²)	416.02	105.60	54.19	45	50	45	
対象河川・海岸	蟹江川	日光川	福田川	蟹江川	日光川	日光川	
主 要 資 材	坑木4m以上(本)		600	350	300	200	
	坑木3m以下(本)		1,250	600	600	500	300
	鋼杭(1m)		40	50	50	50	50
	麻袋(袋)						
	かます(枚)						
	縄(kg)		99	65	65	58	40
	鉄線(km)	248	176	64	64	80	64
	土のう袋(枚)	9600(800)	143,200	40,000	25,000	31,600	79,200
	大型土のう袋(枚)		20	20	20	40	20
	ブルーシート(枚)	(1200)	40	40	30	30	20
主 要 器 材	ビニールシート(枚)		8	5	5	8	6
	たこづち(丁)	3	25	10	5	5	10
	掛矢(丁)	5	35	15	10	15	30
	スコップ(本)	102	70	30	65	40	60
	鋸(丁)	19	10	8	8	10	5
	おの(丁)	大7小4	12	10	10	4	10
	ペンチ(丁)		6	3	3	2	3
	ハンマー(丁)	20	3	3	3	3	3
	大ハンマー(丁)	4	3	14	14	13	10
	シノ(丁)	13	15	3	3	3	3
主 要 器 材	鎌(丁)		10	5	5	10	10
	命綱(本)			3	3	3	3
	一輪車(台)		9	2	7	7	5
	手かぎ(丁)						
	とうぐわ(本)	1					
	クリッパー(丁)	12	11	1	1	1	1
	なわ通し(丁)		5	3	5	5	5
	なた(丁)		10			7	
	つるはし(丁)	1				5	
	み(丁)		20	20	20	20	20
主 要 器 材	アルミリヤカー(台)		5	1			1
	かつぎ棒(本)		9	6	6	13	10
	もっこ(枚)		9	6	6	13	10
	はしご(基)		2	1	1	2	1
	投光器(台)	5	1(5)				1
	発電機(台)	10(23)	1(3)	1	1	(1)	
	トランシーバー(台)	20					
	電気メガホン(台)	5					
	警告灯(個)						
	強力ライト(個)	60	10(20)	30		20	
主 要 器 材	キャップライト(個)	60	(40)	20			
	救命衣(着)	30(65)	15(30)	5		5	5
	保安帽(個)	30					
	電気コード(本)	2	1			1	
	船艇(隻)		2	1		1	2
	船外機(台)		2	1		2	2
	ゴムボート(艇)	1(1)	1(1)				
	小型排水ポンプ(台)	10	(10)				
	水中ポンプ(台)	3	(3)				
	チェンソー(台)	5	(4)	(1)			
エンジンカッター(台)	2						

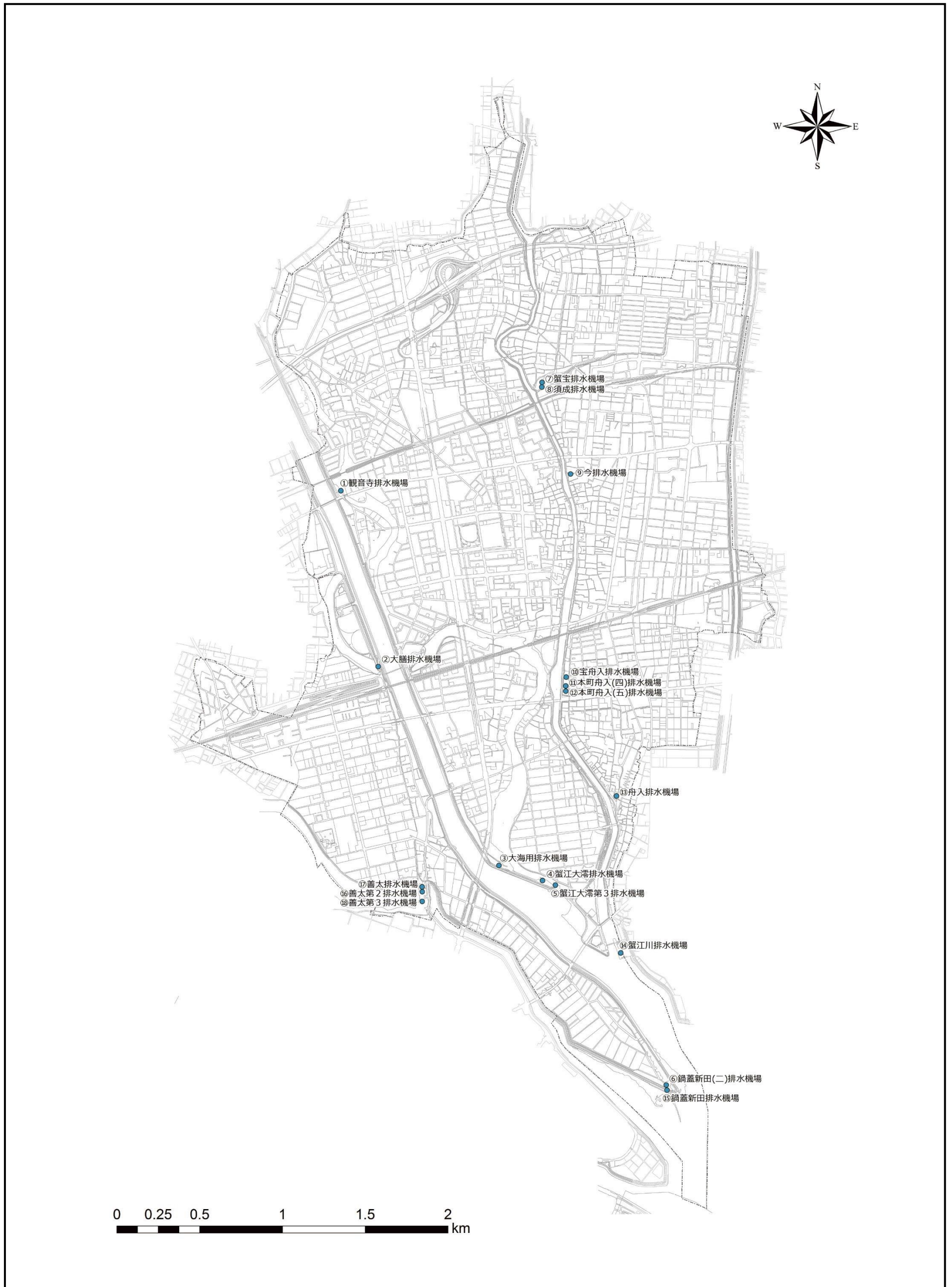
防災倉庫：()内は蟹江町の保有数

水防倉庫：()内は防災倉庫での保管数

蟹江町排水機場

河川名	番号	名称	管理主体	構造	稼働年		
			運 転 者				
日光川	1	観音寺排水機場	蟹江大濰悪水土地改良区	φ 1,000mm × 160KW ×1台 φ 1,350mm × 260KW ×1台	計6.50m ³ /S	令和3年	
			26-2132			令和3年	
	2	大膳排水機場	日光川西悪水土地改良区	φ 800mm × 110KW ×2台	計3.00m ³ /S	令和2年	
			26-5153				
	3	大海用排水機場	蟹江大濰悪水土地改良区	φ 500mm × 37KW ×1台	計0.50m ³ /S	昭和56年	
			26-2132				
4	蟹江大濰排水機場	蟹江大濰悪水土地改良区	φ 1,500mm × 380PS ×1台 φ 1,350mm × 300PS ×1台	計9.00m ³ /S	平成14年		
		26-2132				平成14年	
5	蟹江大濰第3排水機場	蟹江大濰悪水土地改良区	φ 1,650mm × 400KW ×1台 φ 1,000mm × 150KW ×1台	計9.00m ³ /S	平成2年 平成3年		
		26-2132					
6	鍋蓋新田(二)排水機場	鍋蓋水利組合	φ 300mm × 22KW ×1台	計0.20m ³ /S	平成9年		
蟹江川	7	蟹宝排水機場	小切戸湛水防除事業協議会	φ 800mm × 114PS ×1台 φ 500mm × 37KW ×1台	計2.01m ³ /S	平成26年	
			052-441-7114			平成26年	
	8	蟹宝第2排水機場	小切戸湛水防除事業協議会	φ 400mm × 22KW ×1台 φ 600mm × 40KW ×1台 φ 1,000mm × 120KW ×1台	計3.52m ³ /S	昭和53年	
						052-441-7114	平成3年
							平成3年
	9	今排水機場	蟹江町土地改良区	φ 400mm × 22KW ×1台 φ 500mm × 22KW ×1台 φ 600mm × 30KW ×1台	計1.55m ³ /S	令和3年	
						95-1111	平成8年
							平成8年
	10	宝排水機場	蟹江町土地改良区	φ 700mm × 55KW ×1台 φ 1000mm × 101KW ×1台	計3.20m ³ /S	平成28年	
			95-1111			平成28年	
	11	本町舟入(四)排水機場	蟹江町土地改良区	φ 700mm × 37KW ×1台 φ 900mm × 70KW ×1台	計2.50m ³ /S	平成3年	
						95-1111	平成3年
	12	本町舟入(五)排水機場	蟹江町	φ350mm × 18.5kw ×1台	計0.27m ³ /s	平成16年	
	13	舟入排水機場	蟹江町土地改良区	φ 700mm × 55KW ×1台 φ 400mm × 22KW ×1台	計1.45m ³ /S	平成13年	
95-1111			昭和59年				
14	蟹江川排水機場	愛知県	φ 3,600mm × 2,400PS ×1台 φ 2,000mm × 900PS ×1台 φ 2,000mm × 1,200PS ×1台	計52.00m ³ /S	昭和53年		
					96-1970	昭和53年	
						平成4年	
善太川	15	鍋蓋新田排水機場	鍋蓋地区湛水防除協議会	φ 700mm × 120PS ×1台 φ 400mm × 22KW ×1台	計1.40m ³ /S	平成24年	
			95-1111				
	16	善太第2排水機場	日光川西悪水土地改良区	φ 1,650mm × 480KW ×2台	計13.00m ³ /S	平成4年	
			26-5153				
17	善太(新)排水機場	日光川西悪水土地改良区	φ 1,800mm × 581KW ×3台	計23.50m ³ /S	平成28年		
		26-5153					
18	善太第3排水機場	日光川西悪水土地改良区	φ 1,500mm × 440KW ×2台	計10.90m ³ /S	平成20年		

排水機場位置図

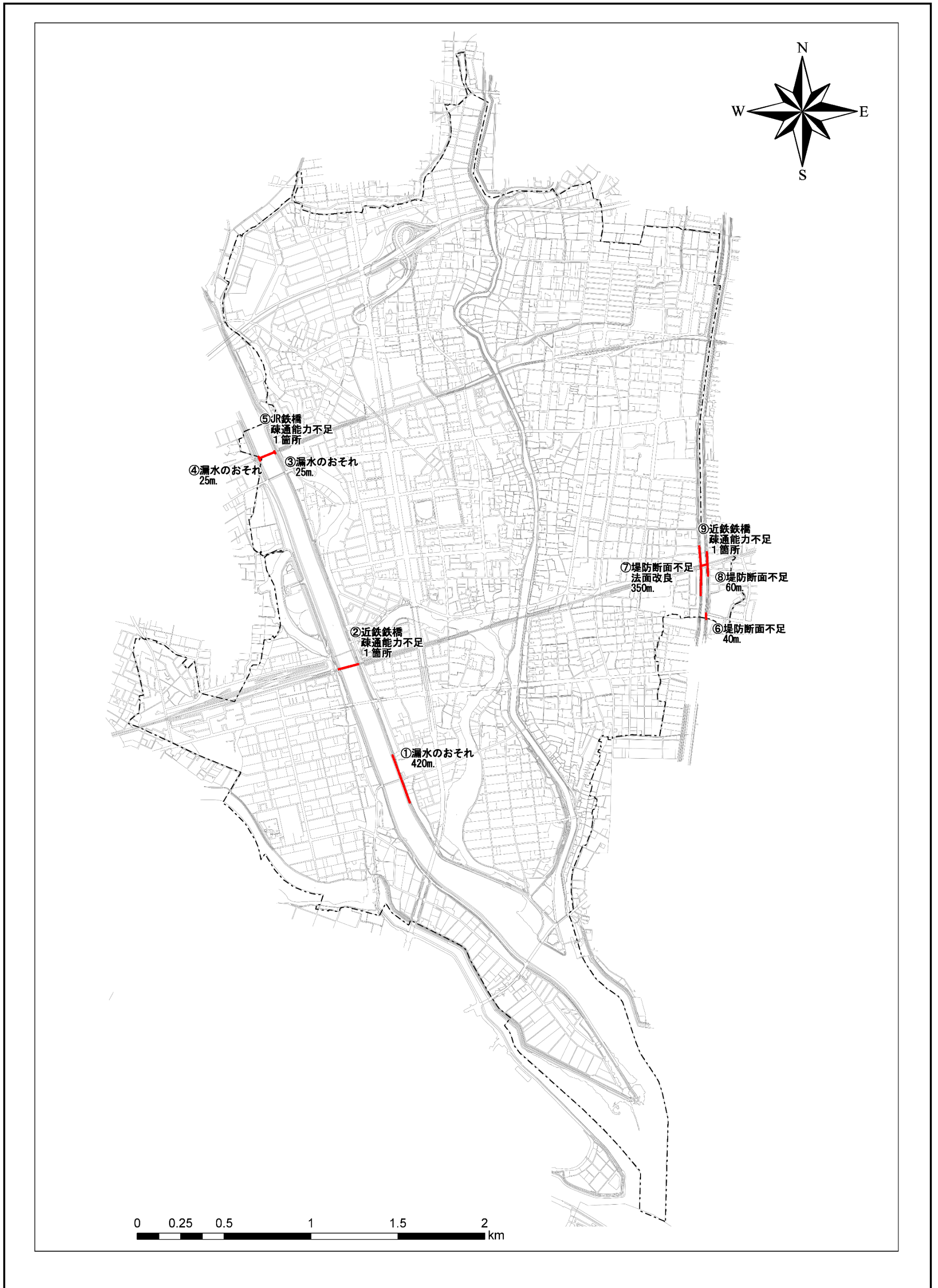


3. 重点監視区域及び重要水防箇所

重要水防箇所

河川名	図面対象番号	位置	左右岸の区分	地名	延長(㊦)	重要度	種別	(水防工法適用)
日光川	1	1. 1k+70m から 1. 5k+90m	左	蟹江町大字蟹江新田 (大海用橋から上下流へ)	420	C	漏水	漏水のおそれ (月の輪工)
	2	2. 0k+43m	左右	蟹江町 (近鉄線)	1箇所	B	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
	3	3. 3k+55m から 3. 3k+80m	左	蟹江町 (関西線上下流)	25	A	漏水	漏水のおそれ (月の輪工)
	4	3. 3k+55m から 3. 3k+80m	右	蟹江町 (関西線上下流)	25	A	漏水	漏水のおそれ (月の輪工)
	5	3k+370	左右	蟹江町 (関西線)	1箇所	B	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
福田川	6	2. 4k+60m から 2. 5k	左	蟹江町本町	40	B	堤防断面	堤防断面不足 (積土のう工)
	7	2. 6k から 2. 9k+50m	右	蟹江町 (近鉄線上下流)	350	B	堤防断面	堤防断面不足 (積土のう工)
	8	2. 7k+40m から 2. 8k	左	蟹江町本町から 名古屋市中川区戸田 (出会橋下流)	60	B	堤防断面	堤防断面不足 (積土のう工)
	9	2k+785	左右	蟹江町本町 (近鉄線)	1箇所	B	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)

重要水防箇所位置図



4. 気象警報等の種類

4.1. 気象警報等

気象予報警報等の種類

気象・水象に関する予報警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するもの。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
注意報	災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続される。
	大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強さの台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強さの台風と同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強さの台風と同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表は継続される。
	洪水警報	洪水警報は、大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、

		堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪警報は、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには、「大雪警報」が発表される。
	波浪警報	波浪警報は、高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。この「高潮」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨注意報は、大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表は継続される。
	洪水注意報	洪水注意報は、大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。
	大雪注意報	大雪注意報は、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには「大雪注意報」が発表される。
	波浪注意報	波浪注意報は、高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。この「高潮」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	高潮注意報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などがあげられる。
	雷注意報	雷注意報は、落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥注意報

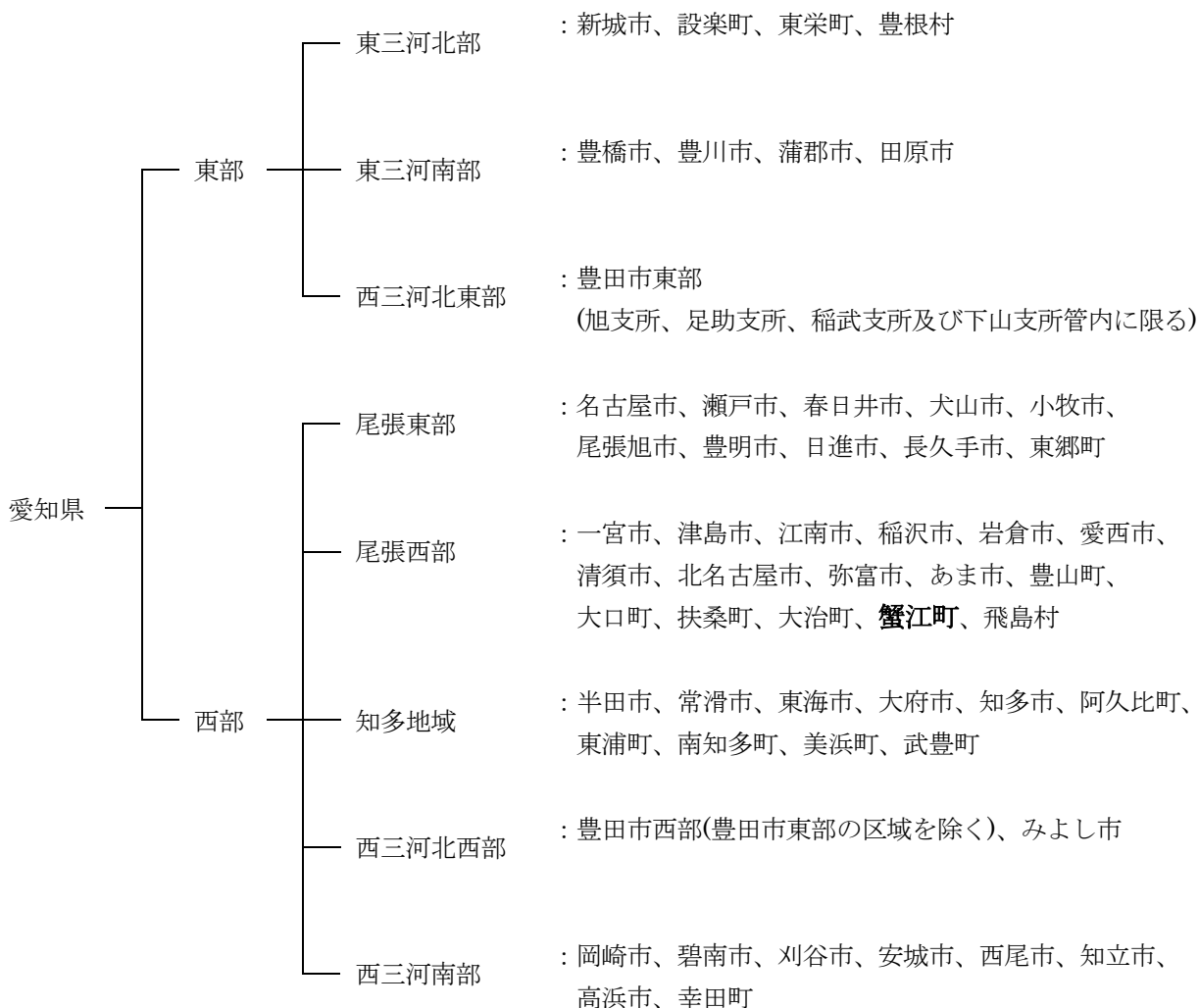
		あると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれ注意報は「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあったりするときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

ウ 愛知県予報区

(平成 28 年 10 月 10 日現在)



エ 台風の大きさと強さ

大きさの表現

階 級	風速 15m/s の半径
〈表現なし〉	500km 未満
大 型: (大きい)	500km 以上~800km 未満
超大型: (非常に大きい)	800km 以上

強さの表現

階 級	最 大 風 速
〈表現なし〉	17m/s (34ノット) 以上~33m/s (64ノット) 未満
強 い	33m/s (64ノット) 以上~44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上~54m/s (105ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105ノット) 以上

4.2. 津波注意報等

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動
		津波の高さ予想の区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<予想高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	表記しない	陸域では避難の必要はない。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(3) 津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5. 防災上必要な物資の備蓄

番号	施設	アルファ化米	玄米がゆ	米粉クッキー	乾パン	ミニクラッカー	栄養補助食品	乳幼児食・備品	飲料水 500ml 職員・ 生徒用	飲料水 500ml 避難 所用	段ボールベッド	段ボール テーション	毛布	個人用アルミマット	エアマット(ナシート)	防水シート	救急箱(50人用)	救急用資材	トイレ処理セット	LEDランタン
1	蟹江中学校				600	600			1344	960			50		30	10	1	1	1,800	6
2	蟹江北中学校				600	600			960	960			50		30	10	1	1	1,800	6
3	蟹江小学校				600	600			1728	960			50		30	40	1	1	1,800	6
4	舟入小学校				600	600			192	960			50		30	30	1	1	1,200	6
5	須西小学校				600	600			864	960			50		30	10	1	1	1,800	6
6	新蟹江小学校				600	600			816	960			50		30	40	1	1	1,200	6
7	学戸小学校				600	600			1296	960			50		30	10	1	1	1,800	6
8	蟹江保育所				600			○		960			50			10	1	1	900	4
9	蟹江南保育所				600			○		960			50			10	1	1	900	4
10	蟹江西保育所				600			○		960			50			10	1	1	900	4
11	須成保育所				600			○		960			50			10	1	1	900	4
12	新蟹江北保育所				600			○		960			50			10	1	1	900	4
13	蟹江町体育館				600	600				960			50			10	1	1	600	6
14	蟹江中央公民館				600					960		7	50		30	10	1	1	3,600	6
15	多世代交流施設		1,500		600					3,360	30	30	350	400		10	1	1	3,000	4
16	舟入ふれあいプラザ				600					960			50			10	1	1	900	4
17	蟹江児童館				600			○		960			50			10	1	1	900	4
18	新蟹江児童館				600			○		960			50			10	1	1	900	4
19	みどりの家				600					960			50			10	1	1	600	2
20	蟹江町図書館				600	600				960	20	27	50		30	10	1	1	2,100	6
21	蟹江町産業文化会館				600	600				960		7	50		30	10	1	1	2,100	6
22	希望の丘				600					1,920	50	50	50			20	1		1,600	6
23	蟹江町防災倉庫	17,400	19,600	2016	600		○			7,200	100	101	660			1,200			1,800	
	その他保管				1,200			舟入保育所		960			70				3		3,600	
	合計	17,400	21,100	2016	15,000	6,000			7,200	32,640	200	222	2130	400	300	1,510	25	21	37,600	110

注：防災倉庫の栄養補助食品内容（野菜ジュース：1,980 ゼリー：317 アルミパン：238）

※防災倉庫保管

番号	施設	タオル	トイレットペーパー	歯ブラシ	L i o n蓄電池	照明器具	M g空気電池	投光機(500w)	車椅子対応仮設トイレ	間仕切り	マルチスペース	簡易ベッド	車椅子	スロープ	簡易トイレ・テント	災害用ろ水機	非常用寝袋	携帯用発電機	ガソリン携行缶	(1セット 32枚) 生理用ナプキン(セット)
1	蟹江中学校			300	1	4	2	1	2	12	2	6	3	3						
2	蟹江北中学校			300	1	4	2	1	2	12	2	6	3	3						
3	蟹江小学校			200	1	2	2	1	2	12	2	6	3	3						
4	舟入小学校			200	1	4	2	1	3	4	2	5	3	3						
5	須西小学校			200	1	2	2	1	2	12		6	3	3	7	1				
6	新蟹江小学校			200	1	4	2	1	3	3	2	5	3	3						
7	学戸小学校			200	1	2	2	1	2	12	2	6	3	3						
8	蟹江保育所		120	150	1	2	2	1												
9	蟹江南保育所		120	150	1	2	2	1												
10	蟹江西保育所		120	150	1	2	2	1												
11	須成保育所		120	150	1	2	2	1												
12	新蟹江北保育所		120	150	1	2	2	1												
13	蟹江町体育館		120	250	1	4	2	1												
14	蟹江中央公民館		120	200	1	4	3	1	2	12		6	3		7	1				
15	多世代交流施設		120	200	1	2	3	1	2	12		6	3							
16	舟入ふれあいプラザ		120		1	2	2	1												
17	蟹江児童館		120	150	1	2	2	1												
18	新蟹江児童館		120	150	1	2	2	1												
19	みどりの家		120	100	1	2	2	1												
20	蟹江町図書館		120	300	1	2	2	1	2	12		6	3		7	1				
21	蟹江町産業文化会館		120	300	1	4	2	1	2	12		6	3	3	7	1				
22	希望の丘		120	200	1		2	1												
23	蟹江町防災倉庫	2,700	1,410	1,000				2			11				17	1	2,300	23	30	756
	その他保管							3								2		1		
	合計	2,700	3210	5200	22	56	46	27	24	115	23	64	33	24	45	7	2,300	24	30	756

18セット×42箱

6. 蟹江町災害協力協定

6.1. 蟹江町災害協定一覧

No	協 定 先	協 定 名 称	備 考	
1	西尾張 1 4 市町村	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	相互応援全般	
2	海部 7 市町村	災害時における相互応援に関する協定		
3	愛知県内消防機関	愛知県内広域消防相互応援協定	消防 救急救命	
4	愛知県内消防機関	愛知県下高速道路における消防相互応援協定		
5	愛知県	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定		
6	名古屋市	消防相互応援協定		
7	名古屋市	消防相互応援協定に基づく境界付近の応援に関する覚書		
8	海部 7 市町村及び広域消防	海部地方消防相互応援協定		
9	愛知県 L P ガス協会西部支部	災害支援協力に関する協定		L P ガス
10	J A あいち海部	災害支援協力に関する協定		生活物資
11	(株) 義津屋蟹江店	災害支援協力に関する協定		
12	(株) 義津屋 J R 蟹江駅前店	災害支援協力に関する協定		
13	ユニー (株) ピアゴ蟹江店	災害支援協力に関する協定		
14	NPO 法人コメリ防災対策センター	災害時における物資供給に関する協定		
15	蟹江町商工会	災害支援協力に関する協定		
16	生活協同組合コープ愛知	災害支援協力に関する協定		
17	生活協同組合コープ愛知、市町村	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定		
18	(株) 赤ちゃんデパート水谷	災害支援協力に関する協定		
19	一般社団法人ブレイクスルーバンク	災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書		
20	蟹江 C E クラブ	災害時における応急対策業務に関する協定	土木建設	
21	グリーンクラブ	災害支援協力に関する協定		
22	中部電力パワーグリッド株式会社港営業所	災害時における相互連携に関する協定	電力復旧	
23	西日本電信電話株式会社東海支店	災害時における相互連携に関する協定	通信復旧	
24	中部電力パワーグリッド株式会社港営業所	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定	被害状況調査	
25	(株) D S A	無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定書		
26	中部電気保安協会	災害時における電気の保安に関する協定	電気工事	
27	日本水道協会愛知県支部	水道災害相互応援に関する覚書	水道工事 給水	
28	日本水道協会中部地方支部	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定		
29	名古屋市上下水道局	蟹江町・名古屋市上下水道局上下水道事業の連携に関する基本協定		
30	名古屋市上下水道局	蟹江町・名古屋市上下水道局相互応援給水に関する実施協定		

No	協 定 先	協 定 名 称	備 考
31	(株) 三河屋	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	生活用水・消防用水
32	日本下水道管路管理業協会 中部支部愛知県部会	災害時における復旧支援協力に関する協定	下水道工事
33	愛知県建築士事務所協会 愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 愛知県不動産鑑定士協会	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	家屋被害認定
34	愛知県公共嘱託登記土地家 屋調査士協会	災害時における応急対策等の協力に関する基本協 定	被害調査
35	愛知県建築士事務所協会	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業 務に関する協定	避難所危険度判定
36	国土交通省中部地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	被害情報
37	蟹江町内郵便局	災害発生時における蟹江町と蟹江町内郵便局の協 力に関する協定書	郵便事業等
38	山田木工所	災害時における緊急避難場所としての使用に関す る協定書	緊急避難場所
39	日光川西悪水土地改良区	災害時における一時避難場所としての使用に関す る協定書	
40	近藤建設 (株)	災害時における緊急避難場所としての使用に関す る協定書	
41	(株) 義津屋 J R蟹江駅前店	災害支援協力に関する協定	
42	海部建設事務所 (蟹江川排水 機場)	災害時における緊急避難場所としての使用に関す る協定書	
43	名古屋市	指定緊急避難場所等の災害時における相互使用及 び指定の協働推進等に関する協定書	
44	コーナン商事株式会社	災害時における緊急避難場所としての使用に関す る協定書	
45	(株) 三河屋	災害時における緊急避難所としての使用に関する 協定書	緊急避難所
46	富吉駅南フローラル管理組 合	災害時における緊急避難所としての使用に関する 協定書	
47	ルミエール緑	災害支援協力に関する協定	
48	富吉グリーンハイツ管理組 合	災害時における緊急避難所としての使用に関する 協定書	
49	(株) 加藤建設	災害時における緊急避難所としての使用に関する 協定書	
50	松屋株式会社	災害時における避難所としての使用に関する協定 書	福祉避難所
51	医療法人宝会 (セーヌ蟹江)	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定	
52	カリヨン福祉会 (カリヨンの郷、カリヨンの 郷 新千秋)	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定	
53	中電興業 (株) テルウェル西日本 (株)	広告付き避難所誘導看板の設置に関する協定	避難誘導看板
54	西尾張CATV (株)	災害発生時における緊急放送に関する協定書	緊急放送
55	ダイドードリンコ (株)	デジタルサイネージ等を備えた自動販売機の設置 に係る協定書	情報・飲料提供
56	(株) ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 書	地図等提供
57	津島市医師会・海部医師会	災害時の医療救護に関する協定書	医療救護
58	津島市医師会・海部医師会	災害時の医療救護に関する協定書実施細目	

No	協 定 先	協 定 名 称	備 考
59	津島市歯科医師会 海部医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定書	
60	津島市歯科医師会 海部医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目	
61	津島海部薬剤師会	災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書	
62	津島海部薬剤師会	災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書実施細目	
63	ヤマト運輸 (株)	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	物資輸送
64	森吉通運 (株)	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	物資輸送拠点
65	(株) ジェイ・ロジコム	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	支援員
66	蟹江町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定	ボランティア支援
67	愛知県産業廃棄物協会	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	廃棄物処理
68	6 事業所	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	
69	愛知県、市町村、一部事務組合	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	廃棄物処理 下水処理
70	蟹江警察署	地震発生時における蟹江警察と蟹江町との覚書	施設提供
71	公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会	災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書	防疫活動
72	NTT西日本 名古屋支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	特設公衆電話
73	太陽建機レンタル株式会社	災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書	資機材レンタル
74	株式会社G I B・T N S株式会社	災害時における防災資機材等の提供に関する協定	資機材提供
75	タフバリア有限公司	災害時における特殊車両等のレンタル供給に関する協定書	車両レンタル
76	J - n e t レンタリース株式会社	災害時における支援協力に関する協定	
77	セッツカートン株式会社	災害時における支援協定に関する協定書	ダンボールベッド等
78	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	情報発信

6-1-1. 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定(西尾張14市町村)

(趣旨)

第1条 別表の構成市町村の欄に掲げる14市町村(以下「西尾張市町村」という。)のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村(以下「被災市町村」という。)の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担するものとする。

(損害賠償等)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

第7条 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張市町村災害対応連絡協議会)

第8条 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

第9条 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

第10条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年7月6日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成28年7月7日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。
- 3 この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書1通を協議会が保管し、別に記名押印のうえ14通を作成し、各1通を保有する。

平成29年7月6日

愛知県一宮市

一宮市長

愛知県津島市

津島市長

愛知県犬山市

犬山市長

愛知県江南市

江南市長

愛知県稲沢市

稲沢市長

愛知県岩倉市

岩倉市長

愛知県愛西市

愛西市長

愛知県弥富市

弥富市長

愛知県あま市

あま市長

愛知県丹羽郡大口町

大口町長

愛知県丹羽郡扶桑町

扶桑町長

愛知県海部郡大治町

大治町長

愛知県海部郡蟹江町

蟹江町長

愛知県海部郡飛島村

飛島村長

別表（第1条、第9条関係）

構成市町村	担当部署
一宮市	総務部 危機管理課
津島市	市長公室 危機管理課
犬山市	市民部 地域安全課
江南市	危機管理室 防災安全課
稲沢市	総務部 危機管理課
岩倉市	総務部 危機管理課
愛西市	市民協働部 防災安全課
弥富市	総務部 危機管理課
あま市	総務部 安全安心課
丹羽郡大口町	地域協働部 町民安全課
丹羽郡扶桑町	総務部 総務課
海部郡大治町	総務部 防災危機管理課
海部郡蟹江町	総務部 安心安全課
海部郡飛島村	総務部 総務課

（建制番号順）

6-1-2. 災害時における相互応援に関する協定（海部7市町村）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの市町村の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6） ボランティアの斡旋
- （7） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町村（以下「要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 応援を必要とする期間
- （7） 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市町村は、速やかに応じるものとする。

(自主的応援出動)

第4条 応援を行おうとする市町村は、災害の発生により要請市町村との連絡が取れない場合であって、要請市町村周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市町村の負担とする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町村が、要請市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

平成24年2月20日

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月20日

津島市
津島市長

愛西市
愛西市長

弥富市
弥富市長

あま市
あま市長

大治町
大治町長

蟹江町
蟹江町長

飛島村
飛島村長

立会人 尾張県民事務所海部県民センター
センター長

6-1-3. 愛知県内広域消防相互応援協定（愛知県内消防機関）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

市 町 長 職 名

市 町 長 氏 名

6-1-4. 愛知県下高速道路における消防相互応援協定（愛知県内消防機関）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2号の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣裏東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市及び長久手市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸道路、名古屋高速道路4号東海線、名古屋高速道路6号清州線、名古屋高速道路11号小牧線、名古屋高速道路16号一宮線及び名古屋瀬戸道路（以下「高速道路」という。）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町村の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第3条 前条の規定により応援のため出場した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第4条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町村組合の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の

隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月10日から効力を生じる。
- 2 平成24年3月28日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は平成28年3月10日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書25通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成28年3月10日

職 名

氏 名

6-1-5. 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（愛知県）

（目的）

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（支援要請）

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

（経費）

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

大村 秀章

蟹江町長

横江 淳一

6-1-6. 消防相互応援協定（名古屋市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、名古屋市（以下「甲」という。）蟹江町（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、消防隊等を1隊派遣するものとする。

2 前項の派遣によってもなお、災害等に対処できない場合は、愛知県下広域消防相互応援協定の定めるところによる。

第2条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第3条 応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援のための出場による消防機械器具（救急車及び救急器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防隊員又は救急隊員（以下消防隊員等）という。）の手当等は通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。
- (2) 応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これにら類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第4条 この協定に基づく応援を円滑に実施するため、甲及び乙の消防長は、毎年4月1日現在の消防力の現況その他の必要な情報を相互に交換するものとする。

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は平成6年6月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成6年5月30日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長

乙 蟹江町

代表者 蟹江町長

6-1-7. 消防相互応援協定に基づく境界付近の応援に関する覚書(名古屋市)

第1条 この覚書は、名古屋市（以下「甲」という。）と蟹江町（以下「乙」という。）が平成6年5月30日に締結した消防相互応援協定第1条第1項ただし書き「境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、消防隊等を1隊派遣するものとする」の規定を的確かつ円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲又は乙の消防本部通信員が、火災報知専用電話等により別表第1及び第2に定める区域内で発生した火災を覚知したときは、それぞれ相手側に通報するものとする。

第3条 前条の通報（相手側の区域内で発生した火災を事前に覚知した場合を含む。）を受けた甲又は乙の消防機関は、特別な理由がない限りそれぞれ火災現場直近の消防隊を1隊派遣するものとする。

2 前項の場合において、消防隊が派遣できないときは、相手側にその旨を通報するものとする。

第4条 この覚書に定める応援の要領は、別に定める。

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第6条 この覚書は平成28年3月24日から施行する。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成28年3月24日

甲 名古屋市

名古屋市消防長 堀 場 和 夫

乙 蟹江町

蟹江町消防長 奥 村 光 司

6-1-8. 海部地方消防相互応援協定（海部7市町村及び広域消防）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部東部消防組合及び海部南部消防組合（以下「協定市町村等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町村等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町村等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

（普通応援）

第3条 普通応援とは、協定市町村等の区域内において当該市町村等の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。

- 2 前項の出動をした協定市町村等は、災害発生場所を管轄する消防本部に速やかに通報するものとする。この場合において、通報を受理した消防本部は、当該災害について必要な措置を講ずるものとする。

（特別応援）

第4条 特別応援とは、災害発生地の市町村等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

- 2 前項の応援を要請しようとする協定市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして協定市町村等の長に要請するものとする。この場合において、応援を要請した協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の長は、事後速やかに要請に係る事項を記載した文書を、応援の要請を受け出動した協定市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に提出するものとする。
 - (1) 災害等発生場所及び応援場所
 - (2) 災害等の状況
 - (3) 応援要請人員、機械器具、資材等の数量
 - (4) その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第5条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町村等において支障の生じない範囲で行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、原則として受援市町村等の消防長又は消防署長が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援出動に要する経費は、受援市町村等の負担とする。ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は、応援市町村等の負担とする。
- (2) 応援出動に伴う行為により損害賠償費又は、補償費及びこれらに類する経費が生じた場合は、その負担については、関係する市町村等の長が協議して決定するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度協定市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成23年4月27日から施行する。
- 2 平成18年11月1日締結の「海部地方消防相互応援協定」は、平成23年4月26日をもって廃止する。

上記の協定の成立を証するため、本書9通を作成し、協定市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成23年4月27日

津	島	市	長	伊	藤	文	郎
愛	西	市	長	八	木	忠	男
弥	富	市	長	服	部	彰	文
あ	ま	市	長	村	上	浩	司
大	治	町	長	岩	本	好	広
蟹	江	町	長	横	江	淳	一
飛	島	村	長	久	野	時	男
海部東部消防組合	管理者			村	上	浩	司
海部南部消防組合	管理者			服	部	彰	文

6-1-9. 災害支援協力に関する協定（愛知県L Pガス協会西部支部）

蟹江町（以下「甲」という。）と、社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内で発生した地震、その他の災害並びに地震災害警戒宣言が発せられた場合に乙が甲に協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（対象とする災害）

第1条 この協定が対象とする災害は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) L Pガスの避難所等への提供
- (2) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第2項の規定による地震防災応急対策等に関する事項
- (3) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 前条に基づく協力を要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（災害対策本部への派遣）

第5条 乙は甲の要請があった場合、災害対策本部に役員又は職員を派遣するものとする。

- 2 前項の規定は、地震災害対策警戒本部の設置時に準用する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、甲においては防災担当課、乙においては乙の事務局を通じて正確、かつ迅速な連絡を図るとともに、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(担当課長会議)

第7条 乙が、本協定の円滑な運営を図るため、乙管内の担当課長会議を開催する場合は、甲は、これを協力するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲から防災訓練等への参加要請があった場合には、積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じるときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成14年 6月17日

甲 愛知県海部郡蟹江町大字西之森字長三郎2番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 佐藤篤松

乙 一宮市今伊勢町新神戸字郷東11番地1
財団法人愛知県エルピーガス協会西部支部
代表者 支部長 上田正治

6-1-10. 災害支援協力に関する協定（JAあいち海部）

蟹江町（以下「甲」という。）と、あいち海部農業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲は乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙に若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 本協定の規定は、甲は地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項は円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定める事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成15年 9月12日

甲 愛知県海部郡蟹江町大字西之森字長三郎2番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 佐藤 篤 松

乙 愛知県海部郡飛島村大字松之郷一丁目52番地の2
海部南部農協協同組合
代表理事組合長 服部 金 藏

6-1-11. 災害支援協力に関する協定（（株）義津屋蟹江店）

蟹江町（以下「甲」という。）と、株式会社義津屋蟹江店（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) 乙の店舗の平面駐車場及び立体駐車場を、甲の区域内被災者に対し、緊急一時避難場所として提供すること。
- (3) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲は乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙に若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定める事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成19年 4月12日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字コノ割1番地
株式会社義津屋蟹江店
代表取締役 伊藤 彰浩

6-1-12. 災害支援協力に関する協定（（株）義津屋JR蟹江駅前店）

蟹江町（以下「甲」という。）と、株式会社義津屋ヨシヅヤJR蟹江駅前店（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) 乙の店舗の平面駐車場及び立体駐車場を、甲の区域内被災者に対し、緊急一時避難場所として提供すること。
- (3) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 本協定の規定は、甲が地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成25年 7月 1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県海部郡蟹江町今三丁目17番地
株式会社義津屋ヨシヅヤJR蟹江駅前店
代表取締役 伊藤 彰 浩

6-1-13. 災害支援協力に関する協定（ユニー（株）ピアゴ蟹江店）

蟹江町（以下「甲」という。）と、ユニー株式会社ピアゴ蟹江店（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲は乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙に若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定める事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この有効期間は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年8月1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町源氏三丁目230番地1
ユニー株式会社 ピアゴ蟹江店
店長 松田 豪

災害時における物資供給に関する協定書（案）

愛知県海部郡蟹江町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ防災対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定

する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月5日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江 淳一

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

6-1-15. 災害支援協力に関する協定（蟹江町商工会）

蟹江町（以下「甲」という。）と、蟹江町商工会（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力に努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲は乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙に若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 本協定の規定は、甲は地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項は円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定める事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成15年11月 1 日

甲 愛知県海部郡蟹江町大字西之森字長三郎2番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 佐藤篤松

乙 愛知県海部郡蟹江町大字今字蟹江浦23番地の4
蟹江町商工会
会 長 山田幹夫

6-1-16. 災害支援協力に関する協定（生活協同組合コープ愛知）

蟹江町（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（災害対策本部への派遣）

第7条 乙は、甲の要請があつた場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 本協定の規定は、甲が地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この有効期間は、平成23年7月12日から平成24年7月11日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年7月12日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 名古屋市名東区猪高町上社字井堀25番地1
生活協同組合コープあいち
理事長 寺本 康美

6-1-17. 災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープ愛知、市町村）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 日永 貴章

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町

阿久比町長 竹内 啓二

愛知県あま市木田戌亥18番地1

あま市

あま市長 村上 浩司

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

一宮市長 谷 一夫

愛知県稲沢市稲府町1番地

稲沢市

稲沢市長 大野 紀明

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

犬山市長 田中 志典

愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市

岩倉市長 片岡 恵一

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

大口町

大口町長 鈴木 雅博

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町

大治町長 村上 昌生

愛知県大府市中央町五丁目70番地

大府市

大府市長 久野 孝保

愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

尾張旭市長 水野 義則

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市

春日井市長 伊藤 太

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江 淳一

愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市

刈谷市長 竹中 良則

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市

北名古屋市長 長瀬 保

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市

清須市長 加藤 静治

愛知県江南市赤童子町大堀90番地

江南市

江南市長 堀 元

愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市

小牧市長 山下 史守朗

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市

瀬戸市長 増岡 錦也

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町

武豊町長 靱山 芳輝

愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮島 壽男

愛知県津島市立込町二丁目2番地

津島市

津島市長 日比 一昭

愛知県東海市中央町一丁目1番地

東海市

東海市長 鈴木 淳雄

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

東郷町

東郷町長 川瀬 雅喜

愛知県常滑市新開町4丁目1番地

常滑市

常滑市長 片岡 憲彦

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛島村

飛島村長 久野 時男

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市

豊明市長 石川 英明

愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市

豊田市長 太田 稔彦

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町

豊山町長 鈴木 幸育

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

長久手市

長久手市長 吉田 一平

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

名古屋市長 河村 たかし

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

日進市

日進市長 萩野 幸三

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市

半田市長 榊原 純夫

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町

東浦町長 神谷 明彦

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

扶桑町

扶桑町長 江戸 満

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町

南知多町長 石黒 和彦

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

美浜町

美浜町長 山下 治夫

愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市

みよし市長 小野田 賢治

愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地

弥富市

弥富市長 服部 彰文

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1

生協法人 生活協同組合コープあいち

理事長 夏目 有人

6-1-18. 災害支援協力に関する協定（（株）赤ちゃんデパート水谷）

蟹江町（以下「甲」という。）と、株式会社赤ちゃんデパート水谷（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 育児用品その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に

応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 本協定の規定は、甲が地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この有効期間は、平成24年2月21日から平成24年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年2月21日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹 江 町

代 表 者 蟹江町長 横 江 淳 一

乙 愛知県蟹江町富吉三丁目 2 4 6 番地

株式会社赤ちゃんデパート水谷

代表取締役社長 水 谷 明

6-1-19. 災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書(一般社団法人ブレイクスルーバンク)

蟹江町(以下「甲」という。)と、一般社団法人ブレイクスルーバンク(以下「乙」という。)は、災害時における災害応急対策としての備蓄用パンの供給に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する災害応急対策としての備蓄用パンの供給が円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙の支援協力が必要なときには、乙に対して備蓄用パンの供給を要請することができる。乙は、可能な範囲において協力するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲の乙に対する要請は、様式1「協力要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに様式1「協力要請書」を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するように努めるものとする。

2 乙は、速やかに要請された備蓄用パンを甲の指定場所に様式2「物資供給報告書」を添えて搬入するものとする。

3 輸送については乙が実施するものとするが、状況に応じて乙は甲に協力を求めることができる。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、原則無償とする。

(情報交換)

第6条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める様式3「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第7条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年8月27日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町三丁目26番地

ブローアセレッソ703号

一般社団法人 ブレイクスルーバンク

代表理事 北 森 勝 也

一般社団法人 ブレイクスルーバンク
代表理事 北 森 勝 也 様

蟹江町長 横 江 淳 一

協 力 要 請 書

「災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。
記

備蓄用パンの要請内容

要 請 日 時 :

希 望 数 量 :

引渡し希望日時 :

引渡し希望場所 :

要 請 担 当 者 :

そ の 他 :

蟹江町役場総務部安心安全課 担当 :
T E L : 0567-95-1111 (内線 : 111、112)
F A X : 0567-95-9188
E-Mail : anshin@town.kanie.lg.jp

蟹江町長
横江 淳 一 様

一般社団法人 ブレイクスルーバンク
代表理事 北 森 勝 也

物 資 供 給 報 告 書

「災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書」第3条により、（年月日）付け（文書番号）により要請がありました件について、下記のとおり供給しましたので、第4条に基づき報告します。

記

備蓄用パン供給の実施内容

引渡し日時：

引渡し場所：

引渡し数量：

担 当 者：

そ の 他：

ブレイクスルーバンク 担当：北 森 勝 也
T E L : 052-875-8171
F A X : 052-875-3171
E-Mail : info@helpan171.jp

連絡責任者届

【 蟹江町 】

1 連絡責任者

役職・氏名	安心安全課長
T E L	0567-95-1111（内線：110）
携 帯	090-1476-6303
F A X	0567-95-9188

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日及び勤務時間外は宿直職員対応

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	宿直職員	
T E L	0567-95-1111	
携 帯		
F A X	0567-95-9188	

【 一般社団法人ブレイクスルーバンク 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： ： ～ ：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

災害時における応急対策業務に関する協定

蟹江町（以下「甲」という。）と、蟹江町C・Eクラブ（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する応急対策全般に係る役務等の提供が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の支援協力が必要なときには、乙に対して支援を要請することができる。乙は、可能な範囲において通常業務等に優先して協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに乙が必要とする書類を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するように努めるものとする。

2 乙は、速やかに要請された役務等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第6条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第7条 この協定に基き業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときには、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合を除き、蟹江町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年6月13日条例第6号)を適用し補償する。

(蟹江C・Eクラブ会員)

第8条 乙の会員は別表のとおりとする。

2 乙の会員に変動(新規加入、脱退、代表者の変更等)があった場合、乙は速やかにその内容について書面をもって甲に通知する。

(緊急連絡網)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる緊急連絡網を別に示す様式により作成し、必要に応じて更新するものとする。

(免除)

第10条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附則

- 1 平成16年10月5日締結の「災害支援協力に関する協定」は、平成19年10月31日をもって廃止する。
- 2 平成19年10月31日締結の「災害支援協力に関する協定」は、令和5年10月1日をもって廃止する。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年10月1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町舟入二丁目143番地
蟹江C・Eクラブ
代表者 会長 山田 広明

(第8条関係) 別表

蟹江C・Eクラブ会員

番号	名称	代表者	所在地
1	山田建設株式会社	取締役社長 山田 広明	愛知県海部郡蟹江町舟入二丁目143番地
2	株式会社戸谷組	代表取締役 戸谷 繁秀	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川西49番地
3	株式会社加藤建設	代表取締役社長 加藤 明	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地1
4	株式会社大笹組	代表取締役 大笹 啓司	愛知県海部郡蟹江町大字須成字川西下454番地
5	海部建設株式会社	代表取締役 木全 哲久	愛知県海部郡蟹江町城四丁目351番地
6	大藤建設株式会社 蟹江支店	支店長 村山 英敏	愛知県海部郡蟹江町西之森二丁目91番地

6-1-21. 災害支援協力に関する協定（グリーンクラブ）

蟹江町（以下「甲」という。）と、グリーンクラブ（以下「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない事象により甲の区域内に被害（以下「災害」という。）が発生した場合、または発生する恐れがある場合の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

第1章 目的

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が応急対策を実施するにあたり、乙はこれを支援するため、必要な機材や技術の確保及びその動員の方法を定め、甲と乙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2章 災害対策本部設置時の協力

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合に、甲が乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

2 甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、甲が特に必要と認めるときには、この協定に定める協力事項は、甲が乙に協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力事項）

第3条 甲は、次の各号に掲げる事項（以下「業務」という。）について、乙に協力要請をするものとする。

- (1) 災害応急復旧作業に必要な技術員の派遣
- (2) 土木技術による被災者の救出
- (3) 資機材及び輸送車両等の提出
- (4) 災害対策本部への技術員派遣
- (5) その他甲が必要と認める事項

（協力要請の手続）

第4条 甲から乙への協力要請は文書で行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲から乙へ協力要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

3 災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は、乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）に直接協力要請を行うことができるものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条による要請を受けたときは、乙の会員に速やかに連絡するとともに、協力を努めなければならない。

2 乙は、甲からの協力要請に基づき、乙の会員に現地への出動を指示するとともに、現地へ派遣する会員名を甲へ報告するものとする。

3 甲から報告依頼があった場合には、乙は業務実施の状況を甲に報告するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙または乙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

(業務の報告)

第7条 乙は、業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

(費用の負担及び支払い)

第8条 乙または乙の会員が、業務を実施する為に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が適正な方法で算出した金額をもとに甲と乙または乙の会員と協議のうえで確定する。

3 甲は、乙または乙の会員が前項により確定した金額を文書で請求したときは、速やかに支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合には、この限りではない。

(損害の負担)

第9条 業務を実施するに伴い、甲及び乙または乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙または乙の会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と乙または乙の会員は協議して定めるものとする。

第3章 地震災害警戒本部設置時の協力

(準用)

第10条 第2章の規定は、甲が地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

第4章 協議等

(協議)

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(会員名と会員の変動)

第13条 乙の会員は、別表のとおりとする。

2 乙の会員に変動(新規加入、脱退、代表者の変更等)があった場合、乙は、速やかにその内容を書面により甲に報告する。

(協定の効力及び更新)

第14条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

附則

1 この協定は、平成19年11月1日から施行する。

2 平成16年10月5日締結の「災害支援協力に関する協定」は、平成19年10月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成19年10月31日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字宮ノ割103番地
グリーンクラブ
代表者 有限会社宮西組
代表取締役 伊藤 公二

別表(第13条関係)

グリーンクラブの会員

番号	会社名	代表者	所在地
1	(有)高阪組	代表取締役 高阪 昭雄	本町海門56
2	東名開発(株)	取締役社長 加藤 秀樹	大字蟹江新田字前波227-3
3	藤安全施設(株)	代表取締役 加藤 淳一	大字蟹江新田字前波227-3
4	(株)堀之内工務店	代表取締役 堀之内 守	新町3-16
5	(有)宮西組	代表取締役 伊藤 公二	大字蟹江新田字宮ノ割103

6-1-22. 災害時における相互連携に関する協定(中部電力パワーグリッド株式会社港営業所)

蟹江町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社港営業所（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、蟹江町で地震、風水害及び雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、蟹江町民の生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、蟹江町内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1）甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3）乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4）乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5）甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、蟹江町民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- （7）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （8）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月18日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市当知三丁目2601番地
中部電力パワーグリッド株式会社
港営業所長 小林 敏博

蟹江町（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社 東海支店（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、蟹江町内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、蟹江町内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、蟹江町民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7） 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇

所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。

(8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月17日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一 印

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員 東海支店長 安部 真弘 印

6-1-24. 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定(中部電力パワーグリッド株式会社港営業所)

蟹江町(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社港営業所(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2) 「乙の託送供給区域」とは、蟹江町内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第132条及び飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第132条の2及び飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

2 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲及び乙の協議により解決にあたるものとする。

(1) 甲又は乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。

(2) 甲又は乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意又は過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲及び乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

(甲) 蟹江町 総務部 安心安全課

(乙) 中部電力パワーグリッド株式会社 港営業所 総務グループ

(その他)

第 14 条 本協定は 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

2 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲及び乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 8 日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市港区当知三丁目 2 6 0 1 番地
中部電力パワーグリッド株式会社
港営業所長 小林 敏博

6-1-25. 無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定書(株) D S A)

蟹江町(以下「甲」という。)と株式会社D S A(以下「乙」という。)は、無人航空機(以下「ドローン」という。)を活用した活動等への連携・協力に関して、町民サービスの向上及び地域や経済の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な相互連携と資源の有効活用により、ドローンを活用した活動等に係る地域ニーズに迅速かつ的確に対応し、もって町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域及び産業の振興、産業人材の育成に関すること
- (2) 防災・災害対策に関すること
- (3) 職員のドローン教育に関すること
- (4) 本協定に基づく取組みの周知に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民サービスの向上・地域社会の活性化に資するものであって、双方が必要と認めること

(連絡調整)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を具体的かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、第2条に掲げる事項について、協力要請書(様式第1)により乙に対し協力要請を行うものとし、乙は可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(安全の確保等)

第5条 甲は、前条の要請を受けて協力する乙の構成員の安全確保に対し、十分に配慮するものとする。

- 2 乙は、前条による甲の要請に基づき行う活動(以下「協力活動」という。)を実施するに当たり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第6条 乙は、協力活動を完了した時は、速やかにその実施した支援内容を甲に書面で報告するものとする。

(所有権及び著作権の帰属)

第7条 協力活動による成果品(映像・画像等)の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項の成果品を甲の許可なく、SNS、インターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第8条 協力活動に対する費用負担等については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 協力活動の実施にともない、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合並びに使用する機体等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合並びに使用する機体等に損害が生じた場合の負担は、甲乙協議の上定めるものとする。

(技術の維持向上)

第10条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、乙の構成員のドローン活用技術の維持向上に努めるものとする。

(法令の順守)

第11条 乙は、協力活動を実施するに当たり、航空法(昭和27年法律第231号)その他関連する法令を順守しなければならない。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく連携に当たり知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の変更)

第13条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行

うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和2年12月7日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県小牧市古雅四丁目15番地5

株式会社D S A

代表取締役 梅原 丈嗣

様式第1（第4条関係）

年 月 日

株式会社D S A 様

蟹 江 町 長

協 力 要 請 書

無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
要 請 日 時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

※協力要請の内容により費用負担が生じる場合は、別途、見積書・契約書・請求書等の書類作成が必要となる場合があります。

6-1-26. 災害時における電気の保安に関する協定（中部電気保安協会）

蟹江町（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会名古屋支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は甲の施設の電源復旧の支援を行う。

- 2 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。
- 3 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスをを行う。
- 4 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

- 2 前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

(第三者に対する損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第7条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年4月16日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市天白区井口一丁目606番地

一般財団法人中部電気保安協会

名古屋支店長 杉浦 義勝

6-1-27. 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会愛知県支部）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替わるよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体に構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
 - (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い後に文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を期した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応

援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑則）

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めない事項は、その都度協議して定める。

（適用）

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和53年3月29日

日本水道協会愛知県支部長
愛知県公営企業管理者
市町村等所在地

豊橋市長 青木 茂
水道局長 大畑 昇一
市町村等の長の職氏名

6-1-28. 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定（日本水道協会中部地方支部）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動及び社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業者が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めるときは、日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX 又は無線機等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、園、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「県支部長」という。）に対して応援を要請する。

3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、中部地方支部内の他の県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

（代理）

第4条 中部地方支部長である事業者が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する 中部地方支部内の県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものと

する。

- 2 県支部長は、県支部長である事業者が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする事業者をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

- 2 前項の要請を受けた県支部長は、直ちに県支部内の事業者に対し、応援の要請を行う。
- 3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）と協議のうえ、応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業者及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業者の負担とすることを原則として、応援事業者と被災事業者とが協議して定めるものとする。

- 2 被災事業者の負担とすべき費用であっても被災事業者が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業者が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第9条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第10条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第11条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

2 各県支部長は平常時から県支部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成20年2月7日から適用する。

2 この協定の締結をもって平成15年7月1日締結の「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成20年2月7日に締結した「日本水道協会中部 地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業者が属する県支部の

支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部内において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県支部内の事業者に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び、連絡活動を行うとともに、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業者が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県支部内での連絡体制について整備するように努めるものとする。

(応援活動)

第3条 応援活動は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）の指示に従い、被災事業者が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

- 2 応援活動に従事する業体（以下「応援事業体」j という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業体が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業体での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業体が締結する。
- 3 工事業者の斡旋については、要請を受けた県支部長は、必要な工事業者に連絡し、被災事業体での応援活動の業務を請け負う意志があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業体が締結し、当該工事業者との関係に関する定めは、締結された契約によって行われることを確認して工事業者の意志を確認するものとする。
- 4 協定第6条第5号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業体が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

（応援事業体現地対策本部）

第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」j という。）及び社団法人日本水道協会（以下協会本部」j という。）と調整の上、被災事業体ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」j という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部は、被災事業体、被災県支部長及び応援事業体の職員その他必要があると認められる者で構成するものとする。
- 3 現地対策本部には本部長及び本部員を置く。
- 4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。
- 5 本部員は応援事業体の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

（現地対策本部の運営）

第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
- (3) 被災状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 被災事業体との連絡調整
- (6) 応援事業体間相互の連絡調整
- (7) 応援事業体への情報提供

- (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
- (9) その他、本部長が必要と認める事務

(応援活動の体制)

第6条 各事業体が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業体と応援事業体及び被災県支部長が協議し決定する。

項目	編成
応急給水活動	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名および給水要員2名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援事業体の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
応急復旧活動	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急復旧班1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 漏水調査班1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。 2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 3 応援職員の交代については、応援事業体の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

- 2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災事業体又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援の受入れ体制)

第7条 県支部長は、県支部に属する事業体に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員及び工事業者のための宿舍及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する子事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先路線の明示
- イ 資機材及び残土等の置場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況
- イ 必要となる資機材の種別
- ウ 各事業体における応急復旧資機材の標準的な仕様

(応援に要する費用負担の原則)

第8条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

- (1) 応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業地において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。
- (3) 応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体

の負担とする。

(4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。

(5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について、国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油） 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊料（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費携行する寝袋、テント等、被服費（防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代） 生活用品その他福利厚生費
その他事務	写真代（工事確認用） 作業用消耗品、電話料金（テレホンカード、 FAX 等） トランシーバー、消火器、地図、コピー等	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄に掲げるものを除く。）
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の公務災害） 第三者に対する損害補償金の負担（往復途上）

(6) 第2条第4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

(損害賠償に関する特則)

第9条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第10条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第9条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

(中部地方支部防災連絡協議会)

第11条 協定第10条に規定する中部地方支部防災連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
- (2) 協定第4条第2項の規定による代理に関する事項
- (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
- (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
- (5) 配管図等の整備及び保管状況
- (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
- (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料

2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業体が処理する。

3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附則

1 この要領は、平成20年2月7日から実施する。

2 この要領の実施に伴い平成15年7月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成20年2月7日

日本水道協会中部地方支部長

名古屋市長 松原 武久

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

日本水道協会三重県支部長

津市長 松田 直久

日本水道協会静岡県支部長

静岡市長 小嶋 善吉

日本水道協会岐阜県支部長

岐阜市長 細江 茂光

日本水道協会福井県支部長

福井市長 東村 新一

日本水道協会石川県支部長

金沢市長 山出 保

日本水道協会富山県支部長

富山市長 森 雅志

日本水道協会長野県支部長

長野市長 鷺津 正一

日本水道協会新潟県支部長

新潟市長 篠田 昭

6-1-29. 蟹江町・名古屋市上下水道局上下水道事業の連携に関する基本協定（名古屋市上下水道局）

蟹江町（以下「甲」という。）及び名古屋市（以下「乙」という。）は、上下水道事業に関する連携を図るため、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が上下水道事業に関する連携を図り、将来にわたり安定的かつ持続的な事業運営を確保することを目的とする。

（連携の内容及び実施の方法）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するために必要な連携の具体的内容については、別途協議のうえ決定するものとする。

2 前項の協議により必要と判断された場合、甲及び乙は、別途、連携の具体的内容、期間、方法その他必要な事項について個別の協定又は覚書を締結するものとする。

3 前項の規定による個別の協定又は覚書については、甲及び乙が必要と認めた場合には、乙の出資する法人を加えた三者により締結するものとする。

（情報の保護）

第3条 甲及び乙は、本協定又は前条第2項又は第3項の規定に基づく個別の協定若しくは覚書（以下この条において「本協定等」という。）に基づき相手方より情報の開示を受け、又は本協定等に基づく業務により知り得た情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示、漏えいし、又は本協定等の目的以外の目的をもって利用しないものとする。ただし、法令等の規定に基づく場合はこの限りでない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも書面による異議の申し出がないときは、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関して協議が必要な事項又は本協定に定めがない事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行い解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙各1通を保有する。

平成25年9月26日

甲 蟹江町

代表者 町長 横江 淳一

乙 名古屋市

代表者 上下水道局長 小林 寛司

6-1-30. 蟹江町・名古屋市上下水道局相互応援給水に関する実施協定（名古屋市上下水道局）

蟹江町（以下「甲」という。）及び名古屋市（以下「乙」という。）は、平成25年9月26日付で締結した「蟹江町・名古屋市上下水道局 上下水道事業の連携に関する基本協定」第2条第2項に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が災害その他非常の場合（以下「緊急事態」という。）における相互の水道水の補給活動を円滑かつ迅速に実施するための緊急連絡管を設置することを目的とする。

（協力の内容及び実施の方法）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、緊急連絡管の設置箇所、施工内容、施工方法、施工期間、費用負担等について別途協議のうえ、緊急連絡管の設置工事を実施するものとする。

（事務局）

第3条 本協定に基づく事務局は、甲においては上下水道部水道課に、乙においては上下水道局経営本部企画部経営企画課に置く。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から緊急連絡管の設置が完了する日までとする。

（その他）

第5条 本協定に関して協議が必要な事項又は本協定に定めがない事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行い解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙各1通を保有する。

平成25年9月26日

甲 蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 名古屋市

代表者 上下水道局長 小林 寛 司

6-1-31. 災害時における消防用水等の確保に関する協定書（株三河屋）

蟹江町（以下「甲」という。）と株式会社三河屋（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の規定による応援に要した経費については、実費を勘案し甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 甲から連絡を受け、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては蟹江町消防署、乙においては株式会

社三河屋総務課とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月22日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県海部郡蟹江町舟入二丁目43番地

株式会社三河屋

代表取締役 平松 省 三

6-1-32. 災害時における復旧支援協力に関する協定（日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会）

蟹江町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により、甲の所管する下水道等管路等施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定において対象となる施設は、次に掲げるとおりとする。

- （1）蟹江町公共下水道事業により整備された管渠等施設
- （2）蟹江町コミュニティプラント事業により整備された管渠等施設
- （3）蟹江町豊台団地及び東水明台団地汚水処理施設により整備された管渠等施設

（管理者承認の不要）

第3条 本協定において、前条に掲げる施設は、前条の目的を達成するため、甲の承認を得ることなく工事又は維持を行うことができるものとする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- （1）応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕等）
- （2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は蟹江町上下水道部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした協力要請書（第1号様式）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第5条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し要請協力実施報告書(第2号様式)(以下、「報告書」という。)をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(協定下水道施設データの提供)

第7条 甲は、協定下水道施設の調査に必要となる図面等を、PDF等の電子データにて、乙に提供するものとする。

- 2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲は、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(協定下水道施設データの開示)

第8条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第10条 本協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月22日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市中村区長筈町一丁目11番地
中部支部愛知県部会

県部会長 本多 行夫

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

様

蟹江町長

㊟

協 力 要 請 書

災害時における下水道管路等施設の復旧支援協力に関する協定書第4条の規定に基づき、
下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 担 当 者 職 氏 名	職名 氏名 (電話)
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

年 月 日

蟹江町長様

公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長

㊞

要請協力実施報告書

災害時における下水道管路等施設の復旧支援協力に関する協定書第4条の規定に基づき要請がありました業務実施について、同協定第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要請書番号	年 月 日付け 第 号
報告担当者 職 氏 名	
実施業務内容	
業務従事者氏名	
履行場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

※業務内容が分かる実施内訳書等の書類を添付してください。

6-1-33. 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書(愛知県建築士事務所協会、愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、愛知県不動産鑑定士協会)

蟹江町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。
ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町長 横江 淳一

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号

公益社団法人愛知建築士会

会 長 柳 澤 講 次

名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会

会 長 伊 藤 直 樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長 安 田 商 基

6-1-34. 災害時における応急対策等の協力に関する基本協定（愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

蟹江町（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策等」という。）の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、甲の地域における応急対策等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（応急対策等の協力開始時期）

第2条 乙は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法（昭和22年法律118号）が適用される場合において、甲が乙に対して協力要請を行ったときは、応急対策等の協力を開始するものとする。また、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、甲が乙に対して協力要請を行ったときも同様とする。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策等の業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策等の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 甲管理公共施設被災等の応急対策等のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策等の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙の社員が応急対策等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(名簿等の提出)

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策等の業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策等の業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策等の業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策等の業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 甲の地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定で疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附則

この協定は、平成23年6月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号

社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 高木 秀夫

中央統轄支所長

理事 川上 均

6-1-35. 大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定（愛知県建築士事務所協会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「協会」という。）は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海部地域において大規模地震が発生したときに、主要な避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、協定市町村と協会の津島支部が協力し、避難所における応急危険度判定業務を迅速かつ的確に時に実施することを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 この協定により、協力市町村が協会の津島支部に支援協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 各市町村の地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、民間の応急危険度判定士の避難所への自動参集と応急危険度判定の実施
- (2) 判定結果の施設管理者への説明と応急措置が必要な場合の措置すべき事項の教示
- (3) 各施設の判定実施に係る甲から庚の災害対策本部との連絡調整

（業務の実施）

第3条 判定の実施は、被災建築物応急危険度判定士に登録している者が、「応急危険度判定士業務マニュアル」に従って業務を実施する。

- 2 判定の結果内容を施設管理者に伝達する。
- 3 判定の結果、二次的被害を防止するために必要な場合、その措置に関する助言を行う。

（補償）

第4条 この協定に基づき応急危険度判定業務に従事した民間の応急危険度判定士が、当該判定活動時に死亡若しくは負傷した場合には、協定市町村は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の手続きを行うものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村と協会が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲から庚及び辛が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月24日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 日比一昭

乙 愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 日永貴章

丙 弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

丁 あま市木田戌亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

戊 海部郡大治町大字馬島字大門西1-1
大治町
大治町長 村上昌生

己 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江淳一

庚 海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野時男

辛 名古屋市中区栄4丁目3番26号
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会長 朝岡市郎

6-1-36. 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、蟹江町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- (1) 蟹江町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- (2) 蟹江町災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他整備局長又は市町村長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- (3) その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月14日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町長 横江 淳一

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 防災局長 中野 秀秋

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額 = (派遣人員数 × 派遣日数) × 業務従事単価 ※ (交通費及び事務的経費等を含む)

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

6-1-37. 災害発生時における蟹江町と蟹江町内郵便局の協力に関する協定書(蟹江町内郵便局)

蟹江町（以下「甲」という。）と蟹江町に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、蟹江町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、蟹江町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 蟹江町 安心安全課長

乙 日本郵便株式会社 蟹江郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年8月2日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県海部郡蟹江町本町八丁目 1 7 0 番地
日本郵便株式会社 蟹江郵便局
局長 三浦 辰 夫

愛知県海部郡蟹江町大字須成字南五本田 1 9 4 9 番地 1
日本郵便株式会社 蟹江須成郵便局
局長 杉浦 良 洋

愛知県海部郡蟹江町富吉四丁目 1 2 2 番地
日本郵便株式会社 蟹江富吉郵便局
局長 松田 英 嗣

愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 5 0 2 番地
日本郵便株式会社 蟹江舟入郵便局
局長 安井 真 仁

6-1-38. 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書（山田木工所）

蟹江町（以下「甲」という。）と合名会社山田木工所（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「アーバンハイツ富吉」（海部郡蟹江町富吉一丁目1番地。）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

2 乙は、前項の要請を承認するように努めるものとする。

3 甲の緊急避難できる場所は、住居する場所以外とする。

4 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。

(費用負担)

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

(緊急避難所の使用期間)

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

(避難所解消への努力等)

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(緊急避難所の終了)

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

(訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(施設の変更)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書(第2号様式)により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずるおそれがある場合
- (3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年1月18日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県海部郡蟹江町富吉一丁目1番地
合名会社山田木工所

代表社員 伊藤 昌 之

6-1-39. 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書（日光川西悪水土地改良区）

蟹江町（以下「甲」という。）と日光川西悪水土地改良区（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）まで避難することが困難な緊急時に甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（乙の所有する施設）

第3条 乙の所有する施設は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 善太新排水機場
- (2) 善太第二排水機場
- (3) 善太第三排水機場
- (4) 大膳排水機場

（一時避難所として使用できる施設）

第4条 甲乙は、この協定締結後、前条各号それぞれにおいて、一時避難所として使用できる範囲を協議し、受入れ可能人数等について決定するものとする。

2 乙は、一時避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（一時避難所の周知）

第5条 甲は、一時避難所として使用できる施設を町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（一時避難所の開設）

第6条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を一時避難所として使用することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

2 避難者が一時避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、一時避難所の開設の旨と、避難者の人数

等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。

（費用負担）

第7条 一時避難所に係る賃料は無料とする。

2 一時避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

（一時避難所の使用期間）

第8条 一時避難所の使用期間は、一時避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

（避難所解消への努力等）

第9条 甲は、一時避難所の早期解消に努めるものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

（一時避難所の終了）

第11条 甲は、一時避難所として使用することを終了するときは、乙に一時避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

（訓練への協力）

第12条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（代表者変更の報告）

第13条 甲乙の代表者に変更があった場合は、甲乙速やかに文書で報告するものとする。

（協定の期間）

第14条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（疑義等の協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年1月1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県津島市西柳原町一丁目14番地
日光川西悪水土地改良区
理事長 服部 淳二

6-1-40. 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書（近藤建設（株））

蟹江町（以下「甲」という。）と近藤建設株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「第8近藤ビル」（海部郡蟹江町本町十一丁目46番地1。）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

- 2 乙は、前項の要請を承認するように努めるものとする。
- 3 甲の緊急避難できる場所は、住居する場所以外とする。
- 4 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。

（費用負担）

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

(緊急避難所の使用期間)

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

(避難所解消への努力等)

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(緊急避難所の終了)

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

(訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(施設の変更)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書(第2号様式)により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずるおそれがある場合
- (3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年1月13日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横 江 淳 一

乙 愛知県海部郡蟹江町宝一丁目 1 3 番地
近藤建設株式会社
代表取締役 近 藤 正 行

6-1-41. 災害支援協力に関する協定（（株）義津屋JR蟹江駅前店）

蟹江町（以下「甲」という。）と、株式会社義津屋ヨシヅヤJR蟹江駅前店（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用される場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲の区域に災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) 乙の店舗の平面駐車場及び立体駐車場を、甲の区域内被災者に対し、緊急一時避難場所として提供すること。
- (3) その他甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(準用)

第8条 本協定の規定は、甲が地震災害警戒本部を設置した場合に準用する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成25年 7月 1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町今三丁目17番地
株式会社義津屋ヨシヅヤJR蟹江駅前店
代表取締役 伊藤 彰浩

6-1-42. 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（海部建設事務所（蟹江川排水機場））

蟹江町（以下「甲」という。）と愛知県海部建設事務所（以下「乙」という。）は、災害時における指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として乙の所有（管理）する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、乙の所有する施設の一部を緊急避難場所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（施設の使用）

第3条 乙は、別表1に掲げる施設（以下「施設」という。）を公共福祉の立場から前条に規定する用途で甲に使用させるものとする。

- 2 一時的な避難は自転車又は徒歩によることとし、乙が行う排水機場の運転のための自動車の進入及び排水機場の運転を妨げないように配慮するものとする。

（使用範囲）

第4条 甲は、別表2に掲げる範囲を第2条に規定する用途に使用するものとする。

- 2 甲は、第3条第2項の規定に基づき、甲の承諾を得ずに別図に示す避難経路以外は立ち入らないものとし、乙の承諾を得て施設内に一時避難者が容易に判断可能な案内図等を明示するものとする。

（緊急避難場所の周知）

第5条 甲は、緊急避難場所として使用できる施設を町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(緊急避難場所の表示)

第6条 甲は、この協定により施設を緊急避難場所に指定したときは、乙の承諾を得たうえで、見やすい場所にステッカーにより表示をする。このステッカーの費用については、甲が負担する。

(費用負担)

第7条 緊急避難場所に係る賃料は無料とする。

2 緊急避難場所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

(緊急避難場所の使用期間)

第8条 緊急避難場所の使用期間は、緊急避難場所を開設したときから緊急時が解除されたときまでとする。ただし、付近の被害の被害状況等により外出に危険を伴う場合はこの限りではない。

(避難所解消への努力等)

第9条 甲は、緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 使用施設が、第2条に規定する災害時に緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(検討会議)

第11条 甲及び乙にて防災訓練を行う場合は、訓練開始前若しくは、訓練終了後に鍵の管理状況、避難経路の確認及びその他避難施設に関する事項の検討会議を行うものとする。

(施設の変更)

第12条 乙は、施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

(鍵の管理)

第13条 甲は、施設を第2条に規定する用途に使用するために必要な鍵等がある場合には、乙の了解のもと、善良なる管理者の注意義務を持って管理するものとする。

2 乙は、東門、西門及び建物西側外階段入口部分の鍵について、甲に2組貸し出す。甲は、乙に別記様式に定める借用書を提出するものとする。甲は鍵1組を地域の代表者に貸し出すものとし、当該代表者から

別に定める借用書を提出させるものとする。

- 3 甲は、紛失、破損及び前項の代表者以外の第三者に鍵またはその複製が渡った場合は、直ちに乙に連絡し、すべての鍵を付け替え、再度貸し出し用の鍵を作成する。鍵の作成に要した費用については、甲が負担する。
- 4 第2項により貸し出された鍵の管理は、甲が行う。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成27年3月31日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県津島市西柳原町一丁目14番地
愛知県海部建設事務所長 渡辺 博喜

別表1

施設名称	蟹江川排水機場
施設との関係	所有者
所在地	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字栄花野地先
構造等	SRC造3階建
耐震性の有無 (新耐震設計基準施行前の建物のみ)	耐震改修済であり、新耐震基準に適合している。 (※昭和56年6月以前に着工した建物のみ回答)
外階段等の有無	外階段あり
夜間・休日の体制	常駐者なし(排水機運転時のみ運転士駐在(不定期))

別表2

避難場所	2階屋上 約29 m ² 3階屋上 約107 m ²
収容人数	約68名 ※2 m ² あたり1人で算定
避難経路	建物西側外階段
入口	東門、西門

6-1-43. 指定緊急避難場所等の災害時における相互使用及び指定の協働推進等に関する協定書（名古屋市）

蟹江町（以下、「甲」という。）と名古屋市（以下、「乙」という。）は、それぞれの区域内において津波や洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における指定緊急避難場所等の相互使用及び指定緊急避難場所等の指定の協働推進等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における円滑かつ迅速な避難のために、甲及び乙による指定緊急避難場所等の相互使用及び指定緊急避難場所等の指定の協働推進等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、災害時における避難とする。

（施設の使用）

第3条 甲及び乙は、指定緊急避難場所等を公共福祉の立場から前条に規定する用途で相互に使用できるものとする。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、市町境付近における指定緊急避難場所等の指定について、指定箇所の増加に向けて協働推進するものとし、甲（乙）による乙（甲）内の施設所有者等への調整について、相互に協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、市町境付近において指定緊急避難場所等を指定した場合には、相互に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、日頃から交流及び情報交換を行うとともに、平常時の普及啓発や訓練について、相互に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 使用施設が、第2条に規定する用途に使用された場合に避難者の責により発生した施設・備品の破損については、甲（乙）内の施設・備品は甲（乙）の責任により解決するものとする。

2 使用施設が、第2条に規定する用途に使用された場合の避難者の事故については、甲（乙）内の事故は甲（乙）の責任により解決するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月6日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町 代表者 蟹江町長 横江淳一 印

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市 代表者 名古屋市長 河村たかし 印

6-1-44. 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（コーナン商事株式会社）

蟹江町（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所としての乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を緊急避難場所として町民等を受け入れるに当たり、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (4) 第1号から前号までに準じた状況となった場合

（施設の使用）

第3条 甲は、災害時に緊急避難場所としての使用の必要が生じた場合、町民等がホームセンターコーナン蟹江店屋上駐車場（蟹江町本町五丁目101番地）を緊急避難場所として使用することができる。

（緊急避難場所の使用開始）

第4条 甲は、緊急避難場所の使用を開始するときは、乙に使用を開始する旨を口頭等で通知する。ただし、地震津波の場合は、通知なしで使用を開始する。

（費用負担）

第5条 緊急避難場所に係る賃料は無料とする。

（使用期間）

第6条 緊急避難場所の使用期間は、避難者が指定避難所等に移動できるようになったとき又は被害の恐れがなくなったときまでとする。

2 甲は、緊急避難場所の早期の使用終了に努めるものとする。

（緊急避難場所の使用終了）

第7条 甲は、緊急避難場所の使用を終了するときは、乙に緊急避難場所の使用を終了する旨を通知する。

2 甲は、当該施設の現状を回復するものとする。

（損害賠償）

第8条 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(細部事項等の協議)

第9条 甲乙は、この協定締結後、細部事項等について、あらかじめ協議するものとする。

(訓練への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、協力するものとする。

(免除)

第11条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度により第3条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(情報交換)

第12条 甲乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(疑義等の協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月15日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳 一 印

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社

代表取締役社長 疋田直太郎 印

6-1-45. 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書 ((株)三河屋)

蟹江町（以下「甲」という。）と株式会社三河屋（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「株式会社三河屋」（海部郡蟹江町舟入二丁目43番地。）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

- 2 乙は、前項の要請を承認するように努めるものとする。
- 3 甲の緊急避難できる場所は、住居する場所以外とする。
- 4 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。

（費用負担）

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

(緊急避難所の使用期間)

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

(避難所解消への努力等)

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(緊急避難所の終了)

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

(訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(施設の変更)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書(第2号様式)により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずる恐れがある場合
- (3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年2月29日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町舟入二丁目43番地
株式会社三河屋
代表者取締役 平松 省三

6-1-46. 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書（富吉駅南フローラル管理組合）

蟹江町（以下「甲」という。）と富吉駅南フローラル管理組合（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「富吉駅南フローラルマンション」（海部郡蟹江町大字新千秋字後西8番地。）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

- 2 乙は、前項の要請を承認するように努めるものとする。
- 3 甲の緊急避難できる場所は、住居する場所以外とする。
- 4 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

- 2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。

（費用負担）

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

(緊急避難所の使用期間)

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

(避難所解消への努力等)

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(緊急避難所の終了)

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

(訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

(施設の変更)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書(第2号様式)により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずるおそれがある場合
- (3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年4月18日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横 江 淳 一

乙 愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西 8 番地
富吉駅南フローラル管理組合
理事長 平 田 嗣 成

6-1-47. 災害支援協力に関する協定（ルミエール緑）

蟹江町（以下「甲」という。）とルミエール緑 所有者 高橋せつ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「ルミエール緑」（海部郡蟹江町緑一丁目25番地。）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

2 甲の緊急避難できる場所は、住居する場所以外とする。

3 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、

乙が被災したときはこの限りでない。

- 2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。
- 3 乙は、施設への避難者に対し、できる限り施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

- 2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

（緊急避難所の使用期間）

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

（避難所解消への努力等）

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

- 2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

（緊急避難所の終了）

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

（訓練への協力）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（施設の変更）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書（第2号様式）により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずるおそれがある場合

(3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年6月10日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市名東区つつじが丘403番地
ルミエール緑
所有者 高橋 せつ

6-1-48. 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書(富吉グリーンハイツ管理組合)

蟹江町（以下「甲」という。）と富吉グリーンハイツ管理組合法人（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「富吉グリーンハイツ1号棟、2号棟及び3号棟」（海部郡蟹江町富吉四丁目88、93番地。）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

2 甲の緊急避難できる場所は、住居する場所以外とする。

3 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、

乙が被災したときはこの限りでない。

- 2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。
- 3 乙は、施設への避難者に対し、できる限り施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

- 2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

（緊急避難所の使用期間）

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

（避難所解消への努力等）

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

- 2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

（緊急避難所の終了）

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

（訓練への協力）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（施設の変更）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書（第2号様式）により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずるおそれがある場合

(3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年8月11日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町富吉四丁目88番地
富吉グリーンハイツ管理組合法人
代表理事 岡田 昭慶

6-1-49. 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書（（株）加藤建設）

蟹江町（以下「甲」という。）と株式会社加藤建設（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難所として乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する一部を緊急避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 東海地震、東南海地震その他大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による洪水による浸水が発生した場合又は浸水するおそれがある場合
- (4) 第1号から第3号までに準じた状況となった場合

（緊急避難所として使用できる施設の周知）

第3条 乙は、緊急避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、緊急避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急避難所として位置付け、町民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設使用の要請と受諾）

第4条 甲は、災害時に居宅等が居住困難になった場合又はそのおそれがある場合、甲の住民が「株式会社加藤建設 本社社屋」（愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地の1）の施設の一部を緊急避難所として使用することについて、承認を得ずに使用することができる。

2 甲の緊急避難できる場所は、事務所以外の場所とする。

3 乙は、緊急避難所として甲指定のステッカーを見やすい場所等に貼る。ステッカーの費用については、甲が負担する。

（緊急避難所の開設）

第5条 甲は、災害時における緊急時には、乙の施設を緊急避難所として使用することができる。ただし、

乙が被災したときはこの限りでない。

- 2 避難者が緊急避難所に避難した時は、避難者代表者又は乙が、緊急避難所の開設の旨と、避難者の人数等を蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。）に報告する。
- 3 乙は、施設への避難者に対し、できる限り施設内への安全な誘導に努めるものとする。
- 4 乙は、災害の発生又は発生のおそれがある場合には、できる限り開錠するように努めるものとする。

（費用負担）

第6条 緊急避難所に係る賃料は無料とする。

- 2 緊急避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担する。

（緊急避難所の使用期間）

第7条 緊急避難所の使用期間は、緊急避難所を開設したときから緊急時が解除された時若しくは指定避難所が使用できる、又は避難所に移動可能になった時までの一時期間とする。

（避難所解消への努力等）

第8条 甲は、緊急避難所の早期解消に努めるものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

- 2 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

（緊急避難所の終了）

第10条 甲は、緊急避難所として使用することを終了するときは、乙に緊急避難所使用を終了する旨を口頭等で通知するものとする。

（訓練への協力）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（施設の変更）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨施設変更届出書（第2号様式）により速やかに甲に提出しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第3条の緊急避難所指定承諾書の内容に変更が生じた場合

- (2) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用に支障が生ずるおそれがある場合
- (3) 乙の施設に係る工事等により、緊急避難所として使用することが困難になった場合

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、前項の規定にかかわらず、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年11月28日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地の1
株式会社加藤建設
取締役社長 加藤 徹

立会人 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字鹿島151番地
地元代表 本町分町内会
会長 安井 繁男

6-1-50. 災害時における避難所としての使用に関する協定書（松屋株式会社）

蟹江町（以下「甲」という。）と松屋株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所としての乙の所有する施設の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲の地域において災害の発生又は発生のおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時」とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大規模な地震が発生した場合及び津波が到来するおそれがある場合
- (2) 河川が決壊した場合又は決壊するおそれがある場合
- (3) 大雨による水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (4) 第1号から前号までに準じた状況となった場合

（施設使用の要請と受諾）

第3条 甲は、災害時に避難所としての使用の必要が生じた場合、甲の住民が松屋株式会社本社社屋（蟹江町城一丁目267番地。）を避難所として使用することができる。

（避難所の使用開始）

第4条 甲は、避難所の使用を開始するときは、乙に避難所の使用を開始する旨を口頭等で通知する。

2 乙は、避難所の使用を開始した旨を、蟹江町災害対策本部（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に報告する。

（費用負担）

第5条 避難所に係る賃料は無料とする。

2 避難所の運営管理に係る費用が発生した場合は、甲が負担する。

（使用期間）

第6条 避難所の使用期間は、避難者が指定避難所等に移動できるようになったとき又は被害の恐れがなくなったときまでとする。

（避難所閉鎖への努力等）

第7条 甲は、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（損害賠償）

第8条 避難者が乙の施設を損傷した場合、甲は乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(避難所の使用終了)

第9条 甲は、避難所の使用を終了するときは、乙に避難所の使用を終了する旨を通知する。

2 甲は、当該施設の現状を回復するものとする。

(細部事項等の協議)

第10条 甲乙は、この協定締結後、細部事項等について、あらかじめ協議するものとする。

(訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、協力するものとする。

(免除)

第12条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度により第3条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(情報交換)

第13条 甲乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(疑義等の協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとし、期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかから文書による解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月10日

甲 蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳 一 印

乙 蟹江町城一丁目267番地
松屋株式会社
代表取締役社長 村上 真基 印

6-1-51. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人宝会（セーヌ蟹江））

蟹江町（以下「甲」という。）と医療法人宝会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域において大規模な地震、風水害及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）及びその介護者を受け入れるために、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として設置及び運営を要請するに当たり、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 福祉避難所として使用する施設（以下「対象施設」という。）の名称等は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
セーヌ蟹江	蟹江町須成西七丁目90番地1

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、対象施設の被災状況を確認のうえ、福祉避難所の開設を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請を行うに当たっては、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

（要配慮者の受入れ）

第4条 甲は、前条の規定により開設された福祉避難所に要配慮者及びその介護者の受入れを依頼する場合は、要配慮者の氏名及び住所等を、受入対象者名簿（様式第2号）により明らかにし、乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合は、可能な範囲内において要配慮者の受入れを了承し、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

3 乙は、受け入れた要配慮者等の状況に応じ、緊急入所等の対応を行うことができるものとする。この場合、速やかに甲の了承を受けるものとする。

（要配慮者の移送）

第5条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則として当該要配慮者の介護者等または甲が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対し移送の協力を求めることができるものとする。

(福祉避難所の運営)

第6条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料、医薬材料等の物資の調達に努めるものとする。ただし、甲が物資の一部を調達できない場合は、乙が保有する上記の物資について、乙に対し提供の協力を求めることができるものとする。この場合、乙は使用した物資の明細を記録しておくものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 福祉避難所を開設した場合の運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害等発生の日から7日以内とする。ただし、災害等の状況により、期間を延長する必要がある場合については、甲乙の協議により福祉避難所の開設を延長できるものとする。

2 甲は、前項により福祉避難所の開設を延長した場合において、乙の本来の業務に重大な影響を及ぼさないよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所としての施設の使用を終了する場合は、乙に対し、福祉避難所使用終了連絡書(様式第3号)により連絡するものとする。

(協力要請等の窓口)

第10条 甲及び乙は、必要に応じ速やかに情報の交換を図れるよう、この協定に関する相互の連絡担当窓口を明確にしておくものとする。

(平常時の事前確認)

第11条 甲及び乙は、平常時から乙の対象施設における受入れ可能人数、介護者数、運営に必要な物資・機材等について確認をしておくものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、期間満了の2カ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定で疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月25日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町須成西七丁目90番地1

医療法人宝会

理事長 覚前 淳

6-1-52. 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（カリヨン福祉会（カリヨンの郷、カリヨンの郷新千秋））

蟹江町（以下「甲」という。）と社会福祉法人カリヨン福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域において大規模な地震、風水害及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）及びその介護者を受け入れるために、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を福祉避難所として設置及び運営を要請するに当たり、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 福祉避難所として使用する施設（以下「対象施設」という。）の名称等は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
カリヨンの郷	蟹江町大字今字伊勢苗代1番地1
カリヨンの郷新千秋	蟹江町大字新千秋字後西34番

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し、対象施設の被災状況を確認のうえ、福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」に基づき、現に対象施設において一時避難所を開設しており、福祉避難所の開設が困難な場合においてはこの限りではない。

2 甲は、前項の要請を行うに当たっては、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

（要配慮者の受入れ）

第4条 甲は、前条の規定により開設された福祉避難所に要配慮者及びその介護者の受入れを依頼する場合は、要配慮者の氏名及び住所等を、受入対象者名簿（様式第2号）により明らかにし、乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の依頼があった場合は、可能な範囲内において要配慮者の受入れを了承し、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

3 乙は、受け入れた要配慮者等の状況に応じ、緊急入所等の対応を行うことができるものとする。この場合、速やかに甲の了承を受けるものとする。

（要配慮者の移送）

第5条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則として当該要配慮者の介護者等または甲が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対し移送の協力を求めることができるものとする。

(福祉避難所の運営)

第6条 甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料、医薬材料等の物資の調達に努めるものとする。ただし、甲が物資の一部を調達できない場合は、乙が保有する上記の物資について、乙に対し提供の協力を求めることができるものとする。この場合、乙は使用した物資の明細を記録しておくものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 福祉避難所を開設した場合の運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害等発生の日から7日以内とする。ただし、災害等の状況により、期間を延長する必要がある場合については、甲乙の協議により福祉避難所の開設を延長できるものとする。

2 甲は、前項により福祉避難所の開設を延長した場合において、乙の本来の業務に重大な影響を及ぼさないよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所としての施設の使用を終了する場合は、乙に対し、福祉避難所使用終了連絡書(様式第3号)により連絡するものとする。

(協力要請等の窓口)

第10条 甲及び乙は、必要に応じ速やかに情報の交換を図れるよう、この協定に関する相互の連絡担当窓口を明確にしておくものとする。

(平常時の事前確認)

第11条 甲及び乙は、平常時から乙の対象施設における受入れ可能人数、介護者数、運営に必要な物資・機材等について確認をしておくものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、期間満了の2カ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定で疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月25日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代1番1
社会福祉法人カリヨン福祉会
理事長 近藤 洋成

6-1-53. 広告付き避難所誘導看板の設置に関する協定（中電興業(株)・テルウェル西日本(株)）

蟹江町（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丙」という。）は、蟹江町内における広告付き避難所誘導看板（以下「看板」という。）の設置について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時から町民に対し避難所を周知することにより、災害発生時の避難体制の充実及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け又は突き出し）に避難所の名称と方角を示し、広告主の名称等の広告を併せて表示するものをいう。
- (2) 避難所 甲が定める避難所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及び西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（情報提供）

第3条 甲は、看板を設置するために必要な避難所等の情報を乙及び丙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力を行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次の各号に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の設置に必要な一切の手続きを行うものとする。
- (2) 看板を新規に設置した場合、又は設置した看板の表示内容及び位置等を変更した場合は、その内容について書面により甲に報告するものとする。
- (3) 避難所の変更等により、看板の表示内容に修正を要する場合は、甲の指示により速やかに必要な修正を行うものとする。

（規制業種又は事業者等）

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者等は広告主となることはできない。

- (1) 貸金業等（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似業種

- (2) タバコに関するもの
- (3) ギャンブルに関するもの
- (4) 商品先物取引に関するもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (8) 介護保険法に関するサービス、その他高齢者福祉サービス等について、過去1年以内に改善命令を受けた事業者等
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (10) 各種法令に違反しているもの及び当該広告に関する法律等に反する事業者等
- (11) その他、適当でないと町長が認めるもの

（暴力団関係者の排除）

第6条 乙及び丙は、蟹江町暴力団排除条例(平成23年9月28日蟹江町条例第12号)を遵守し、暴力団関係者が当該事業の広告主とならないよう、暴力団関係者の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、看板設置の申請があった場合において、広告主が暴力団関係者であると認める場合は、設置を拒否するものとする。
- 3 乙及び丙は、看板を設置した後において、広告主が暴力団関係者であることを知りえた場合は、広告主との契約にかかわらず、その契約を解除し、当該広告主の看板をすべて撤去するものとする。

（看板の仕様及び表示内容）

第7条 看板の仕様及び表示内容については、関係法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

- 2 看板を設置する場合は、道路標識等により、設置する看板の視認が妨げられない位置とするものとする。
- 3 看板に表示する避難所の名称は、原則として、その設置場所から最も近い距離に位置する避難所とする。ただし、地域の事情、河川及び道路等の状況により、これにより難しい場合は、甲の指示によるものとする。

（蟹江町章等の使用）

第8条 前条第1項の看板の表示内容に、蟹江町章等を使用することができるものとする。

（経費等）

第9条 看板の設置にあたり、必要な一切の経費、第4条及び第6条の規定により生じた損害は、乙、丙及

び広告主が負担するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月29日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江 淳一

乙 名古屋市西区城西三丁目6番14号
中電興業株式会社
西営業所長 樽松 恵樹

丙 名古屋市中区松原3-13-15
テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長 熊崎 孝雄

6-1-54. 災害発生時における緊急放送に関する協定書（西尾張CATV（株））

蟹江町（以下「甲」という。）と西尾張シーエーティーヴィ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、蟹江町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に緊急放送を通じて災害に関する情報を提供することにより、被害の軽減を図り、町民の安全確保に寄与することを目的とし、甲が乙に緊急放送を要請する方法及びその際の乙の緊急放送の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火災及び武力攻撃事態等をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、災害発生時等において乙の運営するケーブルテレビ放送局又はコミュニティFM放送局の放送設備を使用し、甲が乙に要請して、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。

（緊急放送の要請）

第3条 甲は、蟹江町内における災害発生時等に乙の緊急放送を要請するときは、次の手順により行うものとする。

(1) 要請書による場合

ア 甲から乙への要請は、原則として要請書（別記様式第1号）で行い、お互いにあらかじめ登録したファクシミリ又は電子メールにより送信する。

イ 甲は、乙に対し、ファクシミリ又は電子メールが利用できない場合は、電話又は口頭により要請し、後日、乙へ速やかに要請書を提出する。

(2) 緊急文字情報システムによる場合

ア 甲から乙への要請は、緊急文字情報システムウェブサイトを利用して次の事項を入力し、行うものとする。

(ア) 放送を要請する理由

(イ) 即時に放送をする必要の有無

(ウ) 要請する放送の内容

(エ) 即時に放送をする必要がない時は、甲が希望する放送の日時

(ウ) その他必要事項

イ 放送に当たっては、甲は乙の番組編成を尊重する。

2 乙は、甲に対し、緊急放送に必要な情報、資料等の提供を求めることができる。

(緊急放送の実施)

第4条 乙は、放送体制が確立される場合において、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び通信系統を、要請の趣旨に沿って、その都度自主的に決定し、次の手順により放送するものとする。

(1) 要請書による場合

乙は、甲から放送の要請を受けたときは、遅滞なく放送を行い、放送後は速やかに実施報告書（別記様式第2号）を提出する。

(2) 緊急文字情報システムによる場合

ア 甲の要請により即時に放送する必要がある場合、乙は、甲が入力した内容を直ちにコミュニティチャンネルで放送するものとする。この場合、放送される内容については、甲が一切の責任を負うものとする。

イ 甲の要請により即時に放送する必要がない場合、乙は甲乙が事前に取り決めた放送時間内において、放送の形式及び時刻を乙の判断において決定してコミュニティチャンネルで放送するものとする。

2 緊急放送は、次の各号いずれかに該当するときに実施するものとする。

(1) 甲において災害対策本部、地震災害警戒本部が設置され、町民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。

(2) 上記のほか町民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ町内の被害が増大し、町民が混乱に陥るおそれがあるとき。

3 乙は、甲の要請がない場合においても、災害が蟹江町を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 要請及びこれに対する協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めるものとする。

(費用負担)

第6条 乙は緊急放送に要する経費を甲に請求しないものとする。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(平常時の協力)

第7条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑にするために、平常時から次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 情報交換に関すること。
- (2) 甲が実施する防災訓練への乙の参加に関すること。
- (3) 防災知識の普及啓発活動に関すること。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

附 則

平成20年4月1日付で、蟹江町と西尾張シーエーティーヴィ株式会社との間で締結した「災害緊急放送に関する相互協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月19日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹 江 町
代表者 蟹江町長 横 江 淳 一

乙 愛知県津島市百島町字観音坊83番地
西尾張シーエーティーヴィ株式会社
代表取締役社長 青 木 啓

緊急放送要請書

西尾張シーエーティーヴィ株式会社 様

蟹江町長

このことについて、下記のとおり放送を要請します。

記

要請日時	年 月 日 () 時 分
要請事項	
連絡事項	

担当部署		電話	
担当者		FAX	
		電子メール	

緊急放送実施報告書

蟹江町長 様

西尾張シーエーティーヴィ株式会社

このことについて、下記のとおり放送を実施しました。

記

要請日時	年 月 日 () 時 分
実施日時	年 月 日 () 時 分
実施事項	
連絡事項	

担当部署		電話	
担当者		F A X	
		電子メール	

6-1-55. デジタルサイネージ等を備えた自動販売機の設置に係る協定書（ダイドードリンコ株）

蟹江町（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、住民サービスの向上と地域社会への貢献を図るため、デジタルサイネージ等機能を備えた自動販売機の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 蟹江町希望の丘広場（以下「広場」という。）に飲料用自動販売機を設置し、付加機能を備えることで、広場における防災・防犯効果を高めるとともに、地域住民への安全・安心の高揚に寄与することを目的とする。

（自動販売機の設置）

第2条 広場には、次に掲げるとおり飲料用自動販売機を設置する。

- (1) 所在地 愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西50番地
- (2) 設置場所 広場の管理棟北側及び屋外トイレ北側
- (3) 設置台数 2台（各場所につき1台）

（自動販売機の付加機能）

第3条 自動販売機には、次に掲げる機能を付加するものとする。

- (1) デジタルサイネージ（以下「電子看板」という。） 1台
- (2) 防犯カメラ 3台
- (3) 災害救援ベンダー 2台

（電子看板）

第4条 広場の管理棟北側に設置する自動販売機には、次に掲げる機能を備えた電子看板を併設するものとする。

- (1) 飲料商品用のごみ箱
 - (2) 各種情報を発信する端末
- 2 前項第2号の端末には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機能を備えるものとする。
- (1) 通常時 甲と乙が協議して別に取り決める行政情報、ニュース、天気予報、交通情報等に係る映像又は文字情報の発信
 - (2) 緊急時 気象庁が配信する緊急地震速報、大津波警報等に係る文字情報並びに光及び音による警報の発信

- (3) 停電時 前2号の機能を一定時間において維持するための電源供給
- 3 前項の機能及び情報の提供は、無償で行うものとする。
 - 4 甲と乙は、第2項の各種情報をこの協定に定める目的以外の用途に利用しようとするときは、あらかじめ双方の承諾を得なければならない。
 - 5 電子看板の活用に係る電子情報の伝送については、甲と乙が協議して別に取り決める方法により行うものとする。

(防犯カメラ)

第5条 防犯カメラは、広場の敷地内で甲が別に指定する場所に、乙が設置するものとする。

- 2 防犯カメラには、次に掲げる機能を備えるものとする。
 - (1) 甲が希望する一定の範囲を常時監視できること。
 - (2) 前号の映像を端末で適宜閲覧できること。
 - (3) 第1号の映像を約2週間記録保存できること。
- 3 防犯カメラの映像に係る管理権は、甲のものとする。

(設備の設置及び撤去)

第6条 前4条に規定する各種機器等の設置及び撤去は、乙の費用負担により実施するものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 甲は、乙が行う前項の作業等について、できる限りの便宜を図り協力するものとする。

(使用料等)

第7条 各種設備の設置に対する行政財産の目的外使用に係る使用料、町有財産の貸付料等は、免除とする。

(自動販売機に係る電気料)

第8条 乙は、本協定に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

- 2 甲は、広場全体の前月電気使用料の単価と乙が設置した専用メーターが表示する当該月の電気使用量に基づいて自動販売機に係る電気料を算出し、乙に当該料金の納入通知書を送付するものとする。
- 3 乙は、前項の納入通知書に定められた期日までに、甲に当該電気料を支払うものとする。

(販売品目の構成等)

第9条 自動販売機により販売する品目の構成等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 販売品は、缶又はペットボトルの密閉式容器に入ったものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 品目は、清涼飲料水を始めとした多品目による構成とする。
- (3) 乙は、販売開始後に甲から品目の構成等の変更について要望があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(販売価格)

第10条 前条の販売価格は、甲の内情を勘案して乙が希望する小売価格とする。

(売上調査)

第11条 甲は、乙に対し必要に応じて自動販売機に係る売上本数及び売上金額について調査することができる。

- 2 乙は、甲から前項の調査依頼を受けたときには、これに協力しなければならない。

(災害援助)

第12条 乙は、蟹江町において災害が発生したときは、自動販売機に備えられている飲料商品を無償で甲に提供するものとする。

- 2 甲は、前項により提供された飲料を、被災した住民等に対して活用するものとする。

(自動販売機の鍵の運用)

第13条 乙は前条の規定に対応するため、甲に自動販売機を開錠するための鍵を預けておくこととする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき乙から預かった鍵を甲の責任において保管し、前条の対応時に限り、自動販売機を開錠することができる。
- 3 甲は、前項により保管している鍵を紛失したときは、直ちに乙へ連絡するとともに、乙の指示に従い、甲の負担において鍵交換を実施するものとする。
- 4 乙は、甲が第2項の規定に反して自動販売機を開錠したときは、直ちに甲に預けている鍵を回収し、甲に対して損失の請求をすることができる。
- 5 第1項の鍵の受け渡しは、甲と乙が別に取り決める書面（鍵番号等を記載した用紙）をもって行うものとする。

(設備の維持管理)

第14条 甲と乙は、それぞれの財産の所有区分により、自己の責任と費用負担において各種設備の維持管理を行うものとする。

- 2 自動販売機にはごみ箱を配置し、機器の故障、問合せ、苦情等については、乙の責任において対応するものとする。
- 3 乙は、この協定の規定に基づき甲に提供する各種設備が常に機能するよう維持管理に努め、機能に支障が発生した場合は、甲の申し出を確認して速やかに復旧するよう対応するものとする。
- 4 前項の復旧に要する費用は、乙の負担とする。ただし、支障発生の原因が甲の責任に帰するものについては、この限りでない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、自動販売機を設置したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

(甲の免責)

第16条 乙は、甲が維持管理する設備の保守、点検、事故等に伴い、乙が提供する各種機能の停止、中断及び内容の錯誤（以下「錯誤等」という。）が発生する場合があることを承諾する。

- 2 甲は、前項による錯誤等が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、乙に対してその旨を通知するものとする。

(乙の免責)

第17条 甲は、乙が維持管理する設備の保守、点検、事故等に伴い、乙が提供する各種機能の錯誤等が発生する場合があることを承諾する。

- 2 乙は、前項による錯誤等が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、甲に対してその旨を通知するものとする。

(関係法令の遵守)

第18条 乙は、法令及び甲の条例、その他関係規定を遵守しなければならない。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ対応等を決定するものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成32年5月14日までとする。ただし、行政上の必要が生じた場合に限り、期間を短縮することができる。

2 前項の期間は、期間満了日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を終了する旨を文書により通知しない限り、さらに1年間を延長するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年5月15日

甲：愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹 江 町

代表者 蟹江町長

横江 淳一

乙：愛知県名古屋市東区東大曾根町2番6号

ダイードリンコ株式会社

代表者 中京第一営業部長 木下 繁広

6-1-56. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（（株）ゼンリン）

蟹江町(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙が発行する地図製品等の供給及び利用等に関する必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して防災及び減災に寄与する地図の作成を検討及び推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において、次に掲げる各号の用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 「住宅地図」とは、蟹江町全域を収録した乙が発行する住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、蟹江町全域を収録した乙が発行する広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNETTOWN」とは、乙が行っている住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに物資供給要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、市場の適正な価格を基準とし、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(地図製品等の貸与、保管及び管理)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後に、甲、乙が別途定める時期及び方法により、別紙第1に定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管及び管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧及び復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等について、次の各号の事項について利用等を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲、乙が別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき地図製品等の利用等を開始したときは、速やかに別途定める乙の連絡先に報告するものとする。また、当該地図製品等の利用等を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管及び管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務（防災訓練を含む。）を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNETTOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合には、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、別紙第2のZNETTOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日3ヶ月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年 7月21日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市熱田区沢上二丁目1番32号

株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長 荒木 康博

【別紙第1】

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」細目

1 趣旨

本細目は、蟹江町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

2 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳 細	数 量
住宅地図	蟹江町 B4判住宅地図	5冊
広域図	蟹江町を包括する広域図	5部
ZNETTOWN	蟹江町役場総務部安心安全課 利用 閲覧地区：愛知県	1ID

3 甲及び乙の連絡先

甲、乙間の連絡は、原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先1	蟹江町役場 総務部安心安全課	住 所：愛知県海部郡蟹江町 学戸三丁目1番地 電 話：0567-95-1111 内 線：110、111、112 F A X：0567-95-9188
	連絡先2		住 所： 電 話： 内 線： F A X：
乙	連絡先1	株式会社ゼンリン 中部エリア統括部 名古屋営業部	住 所：愛知県名古屋市熱田区 沢上二丁目1番32号 電 話：052-684-2801 F A X：052-684-2808
	連絡先2	株式会社ゼンリン 中部エリア統括部	住 所：愛知県名古屋市熱田区 沢上二丁目1番32号 電 話：052-684-2771 F A X：052-684-2708

【別紙第2】

ZNETTOWN利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止すること

ができるものとしします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとしします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

(5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

(6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

(7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。ただし、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとしします。

イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。

(8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、

乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号

年 月 日

株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長 様

蟹江町長

⑩

物 資 供 給 要 請 書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定第3条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を要請
します。

品 名	数 量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

〈要請担当者〉

所 属 :

職氏名 :

電 話 :

F A X :

年 月 日

蟹江町長

様

株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長

㊞

物資供給報告書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定第3条第4項の規定に基づき、 年 月 日付け（文書番号）により要請がありました地図製品等の供給について、次のとおり報告します。

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

〈報告担当者〉

所属：

職氏名：

電話：

FAX：

6-1-57. 災害時の医療救護に関する協定書（津島市医師会・海部医師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会（以下「医師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、医師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を実施する必要があるときは、医療救護所を開設するため医師・看護師等で構成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を医師会に対して要請する。

- 2 医師会は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに協定市町村が開設した救護所に派遣する。
- 3 医療救護班の移動は、医師会が実施する。ただし、道路状況等必要に応じて協定市町村が協力する。

（医療救護の実施場所）

第3条 医療救護班は、協定市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他協定市町村が指定する場所において、救護活動を実施する。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、医師会は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らう。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (2) 診察
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 助産
- (6) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護班が使用する医薬品及び医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、協定市町村が準備し、医師会はその確保に協力する。

- 2 医師会が医療救護班の派遣を行う場合には、可能な限り医師会の会員が保有する医薬品等を携行し活動に当たる。

(医療費)

第6条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から転送された傷病者に対して、医療機関において行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第7条 医療救護班は、医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び医師会に報告する。

(費用弁償)

第8条 医療救護班が、次の各号に掲げる医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が、使用した医薬品等の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、協定市町村が必要と認め
たもの

2 前項に掲げる費用弁償の内容については、協定市町村と医師会が協議し別に定める。

(損害補償)

第9条 医療救護班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第10条 この協定による医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、傷病者との間に紛争が生じたときは、医師会は直ちに協定市町村に連絡する。

2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、医師会と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適切な措置を講ずる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村、医師会協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年7月6日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、医師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、本書9通を作成し、協定市町村、医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治町
大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野時男

医 師 会

津島市藤浪町四丁目14番地
社団法人 津島市医師会
会 長 杉 山 秀 樹

津島市菟原町字郷西37番地
一般社団法人 海部医師会
会 長 谷 本 光 保

6-1-58. 災害時の医療救護に関する協定書実施細目（津島市医師会・海部医師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会（以下「医師会」という。）とは、平成24年7月5日に協定市町村、医師会で締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の派遣要請）

- 第1条 医師会は、協定市町村の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。
- 2 医療救護班の編成は、1班あたり医師3名以内、看護師3名以内とし、必要に応じて助産師1名又はその他の従事者1名を加え、医師のうち1名を班長とする。ただし、巡回診療が必要な場合は医師1名、看護師1～2名を追加することができる。
 - 3 医師会は、協定市町村の要請により医療救護班を派遣したときは、医療救護班名簿（様式第1）により、速やかに医療派遣班員の氏名、生年月日、住所及び職種を協定市町村に報告する。
 - 4 協定市町村の派遣要請は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条に基づく従事命令又はこれに準ずる方法による。
 - 5 協定市町村は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を速やかに医師会へ文書により伝達する。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する医療救護班の数
 - (4) 派遣の期間
 - (5) 派遣方法又は手段
 - (6) その他必要な事項

（医療救護活動の報告等）

- 第2条 医療救護班は、災害現場、避難所、医療機関等に設置された応急救護所において業務を行う。
- 2 協定市町村は、災害の規模その他の事情により必要があると認めるときは、病院及び診療所の外来診療施設を利用して、医療機関応急救護所を指定することができる。
 - 3 医療救護班の医師は、医療機関に収容し医療を行う必要があると認めるときは、患者に入院指示書（様式第2）を交付する。
 - 4 医療救護班長は、医療救護班診療記録簿（様式第3）、医薬品及び衛生材料使用簿（様式第4）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式第5）に記載し、医師会を経て協定市町村へ報告する。
 - 5 医療救護業務中に災害が発生した場合は、医師会は、速やかに業務災害報告書（様式第6-1及び様式第6-2）により協定市町村に報告する。

（費用弁償等の請求）

- 第3条 医療救護班が携行し使用した医薬品及び診療資器材の費用、医療救護時に被った物的損害及び医療

救護班員の費用弁償等については、医師会が各医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式第7）に委任状（様式第8）及び算出明細書を添付して協定市町村に請求する。

- 2 協定書第6条に基づく医療費については、医療機関が医療費請求書（様式第9）に算出明細書を添付して、協定市町村に請求する。
- 3 損害賠償については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式第10）に算出明細書を添付して、協定市町村に請求する。

（費用弁償等の支払い）

第4条 協定市町村は、前条の規定により請求を受けた場合は、内容を審査し、相当と認めるときは速やかに支払う。

（医事紛争の処理）

第5条 医療救護班及び収容医療機関で行った医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、医師会は協定市町村に連絡するものとする。

- 2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、医師会と協議の上、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（協議）

第6条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、協定市町村、医師会協議して決定するものとする。

この細目の成立の証とするため、本書9通を作成し、協定市町村、医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町

大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛島村

飛島村長 久野時男

医 師 会 津島市藤浪町四丁目14番地

社団法人 津島市医師会

会 長 杉山秀樹

津島市莪原町字郷西37番地

一般社団法人 海部医師会

会 長 谷本光保

様式第 1

医療救護班名簿

年 月 日

一般社団法人 医師会
会 長

印

職種	氏 名	生年月日	住 所	所属医療機関 団体名

様式第2

(表)

入 院 指 示 書	
住所	
氏名	年齢 歳
病名	
上記病名により医療機関で入院治療を要する。	
年 月 日	
一般社団法人 医師会 救護班班長 医師氏名	
印	
※医療機関名 及び所在地	

(裏)

<p>入院指示書を受け取られた方へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。 2 治療を受けるとき、この指示書を医療機関へ渡してください。 <p>医療機関へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書による医療は、災害救助法による救助として取り扱ってください。 2 この入院指示書は、請求書に必ず添えてください。 3 表面の医療機関名欄に記入してください。
--

様式第 3

医療救護班診療記録簿

医療救護班 班長 医師

印

年月日	住所	患者氏名	年齢	疾患名	措置概要	備考

※ 医師会経由で報告する。

様式第4

医薬品及び衛生材料使用簿

医療救護班 班長 医師

印

使用年月 日	医薬品 衛生材料品名	使 用 単 位	単価	摘要 (受入先)	受	払	残	備考 (使用数量)

※ 医師会経由で報告する。

医療救護班日報

年 月 日

医療救護班 班長 医師

印

医療救護班の所属							
班員氏名	医師						
	看護師						
	事務員						
従事医療救護所 所在地							
救護人員		外科	内科	その他	合計	入院指示書 発行数	死体 検案数
		人	人	人	人	件	件
備考							

※ 医師会経由で報告する。

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名 一般社団法人 医師会
会 長 印

医療救護班として救護業務に従事した者に、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

様式第6-2

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種					
所属医療機関・団体名					
傷病名					
程 度	重 症 ・ 中 等 症 ・ 軽 傷				
転 帰					
外来・入院	年 月 日				
診療（入院） 医療機関名					
受傷（発病）日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分				
受傷（発病）場所					
受傷（発病）時の 状況					

※ 医師会経由で報告する。

費用弁償等請求書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護に関する協定書に定めるところにより、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

公用令書	従事命令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		

※医療救護班ごとに算出明細書を添付すること

金融機関 コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

収入
印紙

委 任 状

年 月 日

私たちは、一般社団法人 医師会長 を代表者として、今次災害の医療救護に係る費用弁償等の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

住 所	氏 名	職 種	印

医 療 費 請 求 書

年 月 日

(市町村長) 殿

医療機関所在地
名称
開設者氏名

印

「災害時の医療救護に関する協定書」及び地域防災計画による医療救護の費用として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

添付書類

費用算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

様式第10

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶助金支給申請書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所
氏 名 印

災害時の医療救護に関する協定書に基づく扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請額		円			
公用令書	第	号	年 月 日		
従事者又は協力者	住所		職 業		
	氏名		生年月日		
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生時、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

添付書類 算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

※ 医師会経由で報告する。

医療救護班名簿

年 月 日

一般社団法人 医師会
会 長 印

職種	氏 名	生年月日	住 所	所属医療機関 団体名

様式第2

(表)

入 院 指 示 書	
住所	
氏名	年齢 歳
病名	
上記病名により医療機関で入院治療を要する。	
年 月 日	
一般社団法人 医師会 救護班班長 医師氏名	
印	
※医療機関名 及び所在地	

(裏)

<p>入院指示書を受け取られた方へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。 2 治療を受けるとき、この指示書を医療機関へ渡してください。 <p>医療機関へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書による医療は、災害救助法による救助として取り扱ってください。 2 この入院指示書は、請求書に必ず添えてください。 3 表面の医療機関名欄に記入してください。
--

様式第4

医薬品及び衛生材料使用簿

医療救護班 班長 医師

印

使用年月 日	医薬品 衛生材料品名	使 用 単 位	単価	摘要 (受入先)	受	払	残	備考 (使用数量)

※ 医師会経由で報告する。

医療救護班日報

年 月 日

医療救護班 班長 医師

印

医療救護班の所属							
班員氏名	医師						
	看護師						
	事務員						
従事医療救護所 所在地							
救護人員		外科	内科	その他	合計	入院指示書 発行数	死体 検案数
		人	人	人	人	件	件
備考							

※ 医師会経由で報告する。

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名 一般社団法人 医師会
会 長 印

医療救護班として救護業務に従事した者に、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

様式第6-2

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種					
所属医療機関・団体名					
傷病名					
程 度	重 症 ・ 中 等 症 ・ 軽 傷				
転 帰					
外来・入院	年 月 日				
診療（入院） 医療機関名					
受傷（発病）日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分				
受傷（発病）場所					
受傷（発病）時の 状況					

※ 医師会経由で報告する。

費用弁償等請求書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護に関する協定書に定めるところにより、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

公用令書	従事命令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		

※医療救護班ごとに算出明細書を添付すること

金融機関 コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

収入
印紙

委 任 状

年 月 日

私たちは、一般社団法人 医師会長 を代表者として、今次災害の医療救護に係る費用弁償等の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

住 所	氏 名	職 種	印

医 療 費 請 求 書

年 月 日

(市町村長) 殿

医療機関所在地
名称
開設者氏名

印

「災害時の医療救護に関する協定書」及び地域防災計画による医療救護の費用として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

添付書類

費用算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

様式第10

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶助金支給申請書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所
氏 名 印

災害時の医療救護に関する協定書に基づく扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請額		円			
公用令書	第	号	年	月	日
従事者又は協力者	住所		職 業		
	氏名		生年月日		
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生時、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

添付書類 算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

※ 医師会経由で報告する。

1 実費弁償明細書

従事年月日	単価	金額	職種	氏名
計				

2 旅費明細書

交通手段	旅行年月日	旅行地	旅行旅費				氏名
			運賃等 明細	金額	宿泊料	日当	
1 私有車 2 私有車同乗 3 公共交通							
計							

3 超過勤務手当明細書

従事年月日	勤務時間	勤務時間数 (A)	超過勤務時間 (A-8)	1時間当り 単価	金額	職種	氏名
計							

(注) 超過勤務時間数において端数の生じる場合は30分未満は切捨、30分以上は1時間とすること。

4 医薬費（衛生材料を含む）明細書

品名	単位	使用数量	単価	金額	備考
計					

5 機械器具等修繕費明細書

修繕年月日	品名	修繕箇所	修繕請負者	金額	修繕物の所有者
計					

6 燃料費明細書

使用年月日	車種	用途	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入（調達）先
計								

6-1-59. 災害時の歯科医療救護に関する協定書（津島市歯科医師会・海部医師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、歯科医師会の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、その他必要とする者で構成する歯科医療救護班の派遣を歯科医師会に対して要請する。

- 2 歯科医師会は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護班を編成し、速やかに協定市町村が開設した救護所に派遣する。
- 3 歯科医師会は、災害等により協定市町村と連絡が取れない場合には、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに協定市町村に報告し、その承認を得る。

（歯科医療救護の実施場所）

第3条 歯科医療救護班は、協定市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他協定市町村が指定する場所において、救護活動を実施する。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、歯科医師会は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らう。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (2) 診察
- (3) 傷病者に対する処置
- (4) 死亡の処理（死体の検案を含む）
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、協定市町村が準備し、歯科医師会はその確保に協力する。

- 2 歯科医師会が、歯科医療救護班の派遣を行う場合には、可能な限り歯科医師会の会員が保有する医薬品等を携行し活動に当たる。

（医療費）

第6条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された歯科医療機関における医療費は原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置にかかる医療費は無償とする。

(報告)

第7条 歯科医療救護班は、歯科医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び歯科医師会に報告する。

(費用弁償)

第8条 歯科医療救護班が、次の各号に掲げる歯科医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が、使用した医薬品等の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、協定市町村が必要と認めたもの

2 前項に掲げる費用弁償の内容については、協定市町村と歯科医師会が協議し別に定める。

(損害補償)

第9条 歯科医療救護班が、本協定に基づく歯科医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあつては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第10条 この協定による歯科医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(医事紛争の措置)

第11条 歯科医療救護班が、本協定に基づく歯科医療救護班の業務に起因し、傷病者との間に紛争が生じたときは、歯科医師会は直ちに協定市町村に連絡する。

2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、歯科医師会と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適切な措置を講ずる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村、歯科医師会協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年7月6日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、歯科医師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、この協定書9通を作成し、協定市町村、歯科医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 24 年 7 月 5 日

協定市町村 津島市立込町二丁目 2 1 番地
津島市
津島市長 伊 藤 文 郎

愛西市稲葉町米野 3 0 8 番地
愛西市
愛西市長 八 木 忠 男

弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市
弥富市長 服 部 彰 文

あま市木田戌亥 1 8 番地 1
あま市
あま市長 村 上 浩 司

海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町
大治町長 岩 本 好 広

海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
蟹江町長 横 江 淳 一

海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
飛島村
飛島村長 久 野 時 男

歯科医師会 津島市昭和町四丁目 1 4 番地
津島市歯科医師会
会 長 鈴 木 伸 一 郎

津島市菟原町字郷西 3 7 番地
海部歯科医師会
会 長 伊 藤 貢

6-1-60. 災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目(津島市歯科医師会、海部医師会)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）とは、平成24年7月5日に協定市町村、歯科医師会間で締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第1条 歯科医師会は、協定市町村の要請に応じて直ちに歯科医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。

- 2 歯科医療救護班の編成は、1班あたり歯科医師3名以内とし、必要に応じて歯科衛生士1名、歯科技工士1名、事務員1名を加え、歯科医師1名を班長とする。ただし、巡回診療が必要な場合は歯科医師1名、歯科衛生士1～2名を追加することができる。
- 3 歯科医師会は、協定市町村の要請により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護班名簿（様式第1）により、速やかに歯科医療派遣班員の氏名、生年月日、住所及び職種を協定市町村に報告する。
- 4 協定市町村の派遣要請は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条に基づく従事命令又はこれに準ずる方法による。
- 5 協定市町村は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を速やかに歯科医師会へ文書により伝達する。
 - （1）災害発生の日時及び場所
 - （2）災害の原因及び状況
 - （3）派遣を要する歯科医療救護班の数
 - （4）派遣の期間
 - （5）派遣方法又は手段
 - （6）その他必要な事項

（歯科医療救護活動の報告等）

第2条 歯科医療救護班は、災害現場、避難所、医療機関等に設置された応急救護所において業務を行う。

- 2 協定市町村は、災害の規模その他の事情により必要があると認めるときは、病院及び医院の外来診療施設を利用して、医療機関応急救護所を指定することができる。
- 3 歯科医療救護班の歯科医師は、医療機関に収容し歯科医療を行う必要があると認めるときは、患者に入院指示書（様式第2）を交付する。
- 4 歯科医療救護班長は、歯科医療救護班診療記録簿（様式第3）、医薬品及び衛生材料使用簿（様式第4）を整備するとともに、その活動実績を歯科医療救護班日報（様式第5）に記載し、歯科医師会を経て協定市町村へ報告する。
- 5 歯科医療救護業務中に災害が発生した場合は、歯科医師会は、速やかに業務災害報告書（様式第6-1及び様式第6-2）により協定市町村に報告する。

（費用弁償等の請求）

第3条 歯科医療救護班が携行し使用した医薬品及び歯科用器材の費用、

歯科医療救護時に被った物的損害及び歯科医療救護班員の費用弁償等については、歯科医師会が歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式第7）に委任状（様式第8）及び算出明細書を添付

して協定市町村に請求する。

- 2 協定書第6条に基づく医療費については、歯科医療機関が歯科医療費請求書（様式第9）に算出明細書を添付して、協定市町村に請求する。
- 3 損害賠償については、支給を受けようとする者が損害賠償金支給申請書（様式第10）に算出明細書を添付して、協定市町村に請求する。

（費用弁償等の支払い）

第4条 協定市町村は、前条の規定により請求を受けた場合は、内容を審査し、相当と認めるときは速やかに支払う。

（医事紛争の処理）

第5条 歯科医療救護班及び収容医療機関で行った歯科医療救護活動のうで患者と医事紛争が生じた場合は、歯科医師会は協定市町村に連絡するものとする。

- 2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、歯科医師会と協議の上、誠意を持って解決のため適切な措置を講ずるものとする。

（協議）

第6条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、協定市町村、歯科医師会協議して決定するものとする。

この細目の成立の証とするため、本書9通を作成し、協定市町村、歯科医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治町
大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野時男

歯科医師会 津島市昭和町四丁目14番地
津島市歯科医師会
会長 鈴木伸一郎

津島市莪原町字郷西37番地
海部歯科医師会
会長 伊藤 貢

様式第1

歯科医療救護班名簿

年 月 日

会長 歯科医師会 印

職種	氏名	生年月日	住所	所属医療機関 団体名

様式第2

(表)

入 院 指 示 書	
住所	
氏名	年齢 歳
病名	
上記病名により医療機関で入院治療を要する。	
年 月 日	
歯科医師会 救護班班長 歯科医師氏名	
※医療機関名 及び所在地	印

(裏)

<p>入院指示書を受け取られた方へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。 2 治療を受けるとき、この指示書を医療機関へ渡してください。 <p>医療機関へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書による歯科医療は、災害救助法による救助として取り扱ってください。 2 この入院指示書は、請求書に必ず添えてください。 3 表面の医療機関名欄に記入してください。
--

様式第 3

歯科医療救護班診療記録簿

歯科医療救護班 班長 歯科医師

印

年月日	住所	患者氏名	年齢	疾患名	措置概要	備考

※ 歯科医師会経由で報告する。

様式第 4

医薬品及び衛生材料使用簿

歯科医療救護班 班長 歯科医師 印

使用 年月日	医薬品 衛生材料品名	使 用 単 位	単価	摘要 (受入先)	受	払	残	備考 (使用数量)

歯科医療救護班日報

年 月 日

歯科医療救護班 班長 歯科医師

印

歯科医療救護班 の所属						
班員 氏名	歯科医師					
	歯科衛生士					
	事務員					
	歯科技工士					
従事歯科医療救護 活動場所						
救護人員		歯科診療	口腔領域等	その他	合計	入院指示書 発行数
		人	人	人	人	件
備考						

※ 歯科医師会経由で報告する。

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名 歯科医師会
会 長

印

歯科医療救護班として救護業務に従事した者に、別紙のとおり事故傷病者が発生したの
で報告します。

様式第6-2

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種					
所属医療機関・団体名					
傷病名					
程度	重症・中等症・軽傷				
転帰					
外来・入院	年 月 日				
診療（入院） 医療機関名					
受傷（発病）日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分				
受傷（発病）場所					
受傷（発病）時の 状況					

※ 歯科医師会経由で報告する。

費用弁償等請求書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所
氏 名

印

災害時の歯科医療救護に関する協定書に定めるところにより、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

公用令書	従事命令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		

※歯科医療救護班ごとに算出明細書を添付すること

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

収入
印紙

委 任 状

年 月 日

私たちは、 歯科医師会長 を代表者として、今次災害の歯科医療救護に係る費用弁償等の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

住 所	氏 名	職 種	印

歯科医療費請求書

年 月 日

(市町村長) 殿

歯科医療機関所在地
名称
開設者氏名

印

「災害時の歯科医療救護に関する協定書」及び地域防災計画による歯科医療救護の費用として、下記の金額を請求します。

記

請求金額 円

添付書類

費用算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口座名義				
(フリガナ)				

様式第10

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶助金支給申請書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所
氏 名

印

災害時の歯科医療救護に関する協定書に基づく扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請額		円			
公用令書	第	号	年	月	日
従事者又は協力者	住所		職業		
	氏名		生年月日		
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生時、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

添付書類 算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口座名義				
(フリガナ)				

※ 歯科医師会経由で報告する。

覚 書

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との間で平成24年7月5日付けで締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書による災害時歯科医療救護にかかる費用弁償等に関しては、次によるものとする。

- 1 歯科医療救護班として救助に従事した歯科医師及び歯科衛生士に対する実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号。以下「法施行細則」という。）第15条に定めるところによる。
- 2 医薬品及び診療資器材等の実費弁償は、法施行細則別表第1の「費用の種類及び限度額」の欄に掲げるところの例による。
- 3 協定市町村は、予算の範囲内において、歯科医療救護班派遣事務費を歯科医師会に支払うものとする。
- 4 歯科医師及び歯科衛生士に対する扶助金は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条から第22条まで及び法施行細則第19条に定めるところによる。
- 5 歯科医療救護班として救助の補助業務に従事した、歯科技工士、事務職員に対する実費弁償及び扶助金については、1及び4の例による。
- 6 この費用弁償等に関する覚書の内容については、必要の都度協議を行うものとする。

この覚書の成立の証とするため、本書9通を作成し、協定市町村、歯科医師会記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治町
大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野時男

歯科医師会 津島市昭和町四丁目14番地
津島市歯科医師会
会長 鈴木伸一郎

津島市菟原町字郷西37番地
海部歯科医師会
会長 伊藤貢

1 実費弁償明細書

従事年月日	単価	金額	職種	氏名
計				

2 旅費明細書

交通手段	旅行年月日	旅行地	旅行旅費				氏名
			運賃等		宿泊料	日当	
1 私有車 2 私有車同乗 3 公共交通			明細	金額			
計							

3 超過勤務手当明細書

従事年月日	勤務時間	勤務時間数 (A)	超過勤務時間 (A-8)	1時間当り 単価	金額	職種	氏名
計							

(注) 超過勤務時間数において端数の生じる場合は30分未満は切捨、30分以上は1時間とすること。

4 医薬費（衛生材料を含む）明細書

品名	単位	使用数量	単価	金額	備考
計					

5 機械器具等修繕費明細書

修繕年月日	品名	修繕箇所	修繕請負者	金額	修繕物の所有者
計					

6 燃料費明細書

使用年月日	車種	用途	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入（調達）先
計								

6-1-61. 災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書（津島海部薬剤師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と一般社団法人津島海部薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、薬剤師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を実施する必要があるときは、薬剤師会に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請する。

2 薬剤師会は、協定市町村からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難所及び医薬品等の集積場所、その他協定市町村が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

3 薬剤師班の移動は、薬剤師会が実施する。ただし、道路状況等必要に応じて協定市町村が協力する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、協定市町村が災害現場等に設置する避難所及び医薬品等の集積場所、その他協定市町村が指定する場所において医療救護活動を実施する。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として協定市町村が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、薬剤師会が供給するものを使用することができる。

（報告）

第6条 薬剤師班は、医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び薬剤師会に報告する。

（費用弁償）

第7条 薬剤師班が、次の各号に掲げる医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が、供給した医薬品等（薬剤師会の派遣する薬剤師班の携行品を含む）の経費

（損害補償）

第8条 薬剤師班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第9条 この協定による医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村と薬剤師会が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年7月6日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、薬剤師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、本書8通を作成し、協定市町村、薬剤師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

あま市木田戊亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治町
大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江 淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野 時男

薬剤師会 津島市藤浪町四丁目14番地
一般社団法人 津島海部薬剤師会
会 長 山田 正治

6-1-62. 災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書実施細目(津島海部薬剤師会)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と一般社団法人津島海部薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）とは、平成24年7月5日に協定市町村、薬剤師会で締結した「災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書」（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（薬剤師班の派遣要請）

第1条 薬剤師会は、協定市町村の要請に応じて直ちに薬剤師班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。

- 2 薬剤師班の編成は、原則として1班あたり薬剤師3名とし、そのうち1名を班長とする。
- 3 薬剤師会は、協定市町村の要請により薬剤師班を派遣したときは、薬剤師班名簿（様式第1）により、速やかに薬剤師班員の氏名、生年月日、住所及び職種を協定市町村に報告する。
- 4 協定市町村の派遣要請は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条に基づく従事命令又はこれに準ずる方法による。
- 5 協定市町村は、薬剤師班の派遣要請に際し、次の事項を速やかに薬剤師会へ文書により伝達する。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する薬剤師班の数
 - (4) 派遣の期間
 - (5) 派遣方法又は手段
 - (6) その他必要な事項

（医療救護活動等の報告）

第2条 薬剤師班の班長は、協定書第6条に基づき、医療救護活動等に係わる記録として薬剤師班活動日報（様式第2）に記載し、薬剤師会を経て協定市町村に報告する。

- 2 協定書第5条のただし書きに基づき、緊急の場合は薬剤師班が携行するものを含め、薬剤師会が供給するものを使用した場合には、医薬品等使用簿（様式第3）に記載し、薬剤師会を経て協定市町村へ報告する。
- 3 医療救護活動中に災害が発生した場合は、薬剤師会は、速やかに業務災害報告書（様式第4-1）及び事故傷病者概要（様式第4-2）により協定市町村に報告する。

（費用弁償等の請求）

第3条 薬剤師班が使用した手持ちの医薬品等の費用、医療救護時に被った物的損害及び薬剤師班員の費用弁償等については、薬剤師会が薬剤師班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式第5）に委任状（様式第6）及び算出明細書を添付して協定市町村に請求する。

- 2 損害賠償については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式第7）に算出明細書を添付して、協定市町村に請求する。

（費用弁償等の支払い）

第4条 協定市町村は、前条の規定により請求を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めたときは速やかに支払う。

(協議)

第5条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、協定市町村、薬剤師会が協議して決定するものとする。

この細目の成立の証とするため、本書8通を作成し、協定市町村、薬剤師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1
あま市
あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治町
大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町
蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野時男

薬剤師会 津島市藤浪町四丁目14番地
一般社団法人 津島海部薬剤師会
会長 山田正治

薬剤師班名簿

年 月 日

一般社団法人津島海部薬剤師会
会 長

印

職種	氏 名	生年月日	住 所

薬剤師班活動日報

年 月 日

薬剤師班 班長

印

薬剤師班の所属				
班 員 氏 名				
従事医療救護 活動場所				
医療救護活動内容 ○で囲んでください	医薬品の供給	服薬指導	医薬品等の 保管管理	そ の 他
備考				

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

様式第3

医薬品等使用簿

薬剤師班 班長

印

使用年月日	医薬品等の品名	使用単位	単価	摘要 (受入先)	受	払	残	備考 (使用数量)

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

様式第4-1

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名一般社団法人津島海部薬剤師会
会 長 印

薬剤師班として救護業務に従事した者に、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告
します。

様式第4-2

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種					
傷病名					
程度	重症・中等症・軽傷				
転帰					
外来・入院	年 月 日				
診療（入院） 医療機関名					
受傷（発病）日時	年	月	日	午前 午後	時 分 時 分
受傷（発病）場所					
受傷（発病）時の 状況					

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

費用弁償等請求書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護に関する協定書に定めるところにより、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

公用令書	従事命令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		

※薬剤師班ごとに算出明細書を添付すること

金融機関 コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

収入
印紙

委 任 状

年 月 日

私たちは、一般社団法人津島海部薬剤師会長 を代表者として、今次災害の医療救護に係る費用弁償等の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

住 所	氏 名	職 種	印

様式第7

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶助金支給申請書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所
氏 名 印

災害時の医療救護に関する協定書に基づく扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請額		円			
公用令書	第	号	年 月 日		
従事者又は協力者	住所		職 業		
	氏名		生年月日		
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生時、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

添付書類 算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

様式第 1

薬剤師班名簿

年 月 日

一般社団法人津島海部薬剤師会
会 長

印

職種	氏名	生年月日	住所

様式第2

薬剤師班活動日報

年 月 日

薬剤師班 班長

印

薬剤師班の所属				
班員氏名				
従事医療救護 活動場所				
医療救護活動内容 ○で囲んでください	医薬品の供給	服薬指導	医薬品等の 保管管理	その他
備考				

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

様式第 3

医薬品等使用簿

薬剤師班 班長

印

使用年月日	医薬品等の品名	使用単位	単価	摘要 (受入先)	受	払	残	備考 (使用数量)

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

様式第4-1

業 務 災 害 報 告 書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名 一般社団法人津島海部薬剤師会
会 長 印

薬剤師班として救護業務に従事した者に、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告
します。

様式第4-2

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種					
傷病名					
程度	重症・中等症・軽傷				
転帰					
外来・入院	年 月 日				
診療（入院） 医療機関名					
受傷（発病）日時	年	月	日	午前 午後	時 分 時 分
受傷（発病）場所					
受傷（発病）時の 状況					

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

費用弁償等請求書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護に関する協定書に定めるところにより、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

公用令書	従事命令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から		日間
	年 月 日まで		

※薬剤師班ごとに算出明細書を添付すること

金融機関 コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

収入
印紙

委 任 状

年 月 日

私たちは、一般社団法人津島海部薬剤師会長 を代表者として、今次災害の医療救護に係る費用弁償等の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

住 所	氏 名	職 種	印

様式第7

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶助金支給申請書

年 月 日

(市町村長) 殿

住 所
氏 名 印

災害時の医療救護に関する協定書に基づく扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請額		円			
公用令書	第	号	年 月 日		
従事者又は協力者	住所		職 業		
	氏名		生年月日		
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生時、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

添付書類 算出明細書

金融機関コード	金融機関名	支店名	預金種類	口座番号
口 座 名 義				
(フリガナ)				

※ 津島海部薬剤師会経由で報告する。

覚 書

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と一般社団法人津島海部薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）との間で平成 24 年 7 月 5 日付けで締結した災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書による災害時医療救護にかかる費用弁償等に関しては、次によるものとする。

- 1 薬剤師班として救助に従事した薬剤師に対する実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号。以下「法施行細則」という。）第 15 条に定めるところによる。
- 2 医薬品等の実費弁償は、法施行細則別表第 1 の「費用の種類及び限度額」の欄に掲げるところの例による。
- 3 協定市町村は、予算の範囲内において、薬剤師班派遣事務費を薬剤師会に支払うものとする。
- 4 薬剤師に対する扶助金は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 13 条から第 22 条まで及び法施行細則第 19 条に定めるところによる。
- 5 薬剤師班として救助の補助業務に従事した事務職員に対する実費弁償及び扶助金については、1 及び 4 の例による。
- 6 この費用弁償等に関する覚書の内容については、必要の都度協議を行うものとする。

この覚書の成立の証とするため、本書 8 通を作成し、協定市町村、薬剤師会記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 7 月 5 日

協定市町村 津島市立込町二丁目 2 1 番地
津島市
津島市長 伊藤 文 郎

愛西市稲葉町米野 3 0 8 番地
愛西市
愛西市長 八木 忠 男

弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市
弥富市長 服部 彰 文

あま市木田戌亥18番地1

あま市

あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町

大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛島村

飛島村長 久野時男

薬剤師会 津島市藤浪町四丁目14番地

一般社団法人 津島海部薬剤師会

会長 山田正治

1 実費弁償明細書

従事年月日	単価	金額	職種	氏名
計				

2 旅費明細書

交通手段 1 私有車 2 私有車同乗 3 公共交通	旅行年月日	旅行地	旅行旅費				氏名
			運賃等	宿泊料	日当	計	
			明細	金額			
計							

3 超過勤務手当明細書

従事年月日	勤務時間	勤務時間数 (A)	超過勤務時間 (A-8)	1時間当り 単価	金額	職種	氏名
計							

(注) 超過勤務時間数において端数の生じる場合は30分未満は切捨、30分以上は1時間とすること。

4 医薬費（衛生材料を含む）明細書

品名	単位	使用数量	単価	金額	備考
計					

5 機械器具等修繕費明細書

修繕年月日	品名	修繕箇所	修繕請負者	金額	修繕物の所有者
計					

6 燃料費明細書

使用年月日	車種	用途	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入（調達）先
計								

6-1-63. 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸(株)）

蟹江町（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕訳、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する防災用備蓄品等の避難所への配送
- (2) 甲が管理する支援物資拠点等から避難所への配送
- (3) 甲が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの。

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号の要請書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、対応するように努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに様式第2号の実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- (2) 資機材の使用料については、時価相場相当
- (3) 物資拠点の運営等の人件費については、日当費相当

（費用の支払い）

第6条 この協定による協力を要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年8月24日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県名古屋市港区藤前5丁目401番地1

ヤマト運輸株式会社

名古屋主管支店長 陣谷 智

緊急物資輸送等に関する要請書

ヤマト運輸株式会社 名古屋主管支店長 様

蟹江町

発信者 _____

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 支援内容

- 町が管理する備蓄品等の避難所への配送
- 町が管理する支援物資拠点等から避難所への配送
- 町が管理する支援物資拠点の運営等
- その他 ()

2 要請内容

活動場所	活動内容

緊急物資輸送等に関する実績報告書

蟹江町長 様

ヤマト運輸株式会社
名古屋主管支店長

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 支援内容

- 町が管理する備蓄品等の避難所への配送
- 町が管理する支援物資拠点等から避難所への配送
- 町が管理する支援物資拠点の運営等
- その他（ ）

2 要請内容

活動内容	積算根拠	金額

連絡責任者届

【蟹江町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【ヤマト運輸株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：〇〇センター : ~ :
- ・ 休 日： 曜日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

6-1-64. 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（森吉通運(株)）

蟹江町（以下「甲」という。）と、森吉通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の受入れ、仕訳、保管、管理及び出庫（以下「物資集積拠点の提供及び運営等」という。）並びに救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資集積拠点の提供及び運営等並びに緊急輸送の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が管理する施設（森吉通運株式会社蟹江ロジスティクスセンター）の一部を物資集積拠点として提供及びその運営支援
- (2) 物資集積拠点等から避難所への配送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの。

（要請手続き等）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号の要請書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 甲は支援を要請した場合、乙に対して連絡・調整のための職員を派遣する。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、対応するように努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに様式第2号の実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- (2) 施設及び資機材の使用料については、時価相場相当
- (3) 物資拠点の運営等の人件費については、日当費相当

(費用の支払い)

第6条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月12日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県一宮市新生二丁目1番地4号

森吉通運株式会社

代表取締役社長 木村 務

緊急物資輸送等に関する要請書

森吉通運株式会社

様

蟹江町

発信者 _____

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 支援内容

- 乙が管理する施設の一部の物資集積拠点としての提供
- 物資集積拠点の運営等
- 物資集積拠点等から避難所への配送
- その他（ _____ ）

2 要請内容

活動場所	活動内容

緊急物資輸送等に関する実績報告書

蟹江町長 様

森吉通運株式会社

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 支援内容

- 乙が管理する施設の一部の物資集積拠点としての提供
- 物資集積拠点の運営等
- 物資集積拠点等から避難所への配送
- その他 ()

2 要請内容

活動内容	積算根拠	金額

連絡責任者届

【蟹江町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【森吉通運株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：〇〇〇〇〇〇 : ~ :
- ・ 休 日： 曜日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

6-1-65. 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書((株)ジェイ・ロジコム)

蟹江町（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイ・ロジコム（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕訳、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する支援物資拠点等から支援物資拠点等への配送
- (2) 甲が指定する支援物資拠点等から避難所への配送
- (3) 甲が指定する支援物資拠点の運営支援等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認められたもの。

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号の要請書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、対応するように努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに様式第2号の実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- (2) 資機材の使用料については、時価相場相当
- (3) 物資拠点の運営等の人件費については、日当費相当

（費用の支払い）

第6条 この協定による協力を要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに様式第3号の「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年6月6日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県海部郡蟹江町大字今西一丁目114番地

株式会社ジェイ・ロジコム

代表取締役 寺田 覚

緊急物資輸送等に関する要請書

株式会社ジェイ・ロジコム 様

蟹江町

発信者

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 支援内容

- 甲が指定する支援物資拠点等から支援物資拠点等への配送
- 町が指定する支援物資拠点等から避難所への配送
- 町が指定する支援物資拠点の運営支援等
- その他（ ）

2 要請内容

活動場所	活動内容

緊急物資輸送等に関する実績報告書

蟹江町長 様

株式会社ジェイ・ロジコム

緊急物資輸送等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 支援内容

- 甲が指定する支援物資拠点等から支援物資拠点等への配送
- 町が指定する支援物資拠点等から避難所への配送
- 町が指定する支援物資拠点の運営支援等
- その他 ()

2 要請内容

活動内容	積算根拠	金額

連絡責任者届

【蟹江町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【株式会社ジェイ・ロジコム】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：〇〇センター ： ～ ：
- ・ 休 日： 曜日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

6-1-66. 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定(蟹江町社会福祉協議会)

蟹江町（以下「甲」という。）と社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時の災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の開設及び運営に関する事項に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 災害が発生した場合に、ボランティアを混乱なくスムーズに受け入れ、被災住民の速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に援助するため、甲乙が連携、協力してボランティアの受け入れ体制の整備を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアセンターの開設)

第2条 甲は災害が発生し、災害応急対策実施のためのボランティアの受け入れ及び活動支援が必要と判断したとき、乙と協議し、ボランティアセンターを蟹江町多世代交流施設（蟹江町大字西之森字海山326番地3）又は、学戸ふれあいプラザ（蟹江町学戸三丁目17番地）に開設する。

2 甲と乙は、ボランティアセンターの開設に当たっては、ボランティアに関わる機関・団体等にボランティアセンターへの参画を依頼し、体制を整える。

(ボランティアセンターの運営)

第3条 甲は、ボランティアセンターの運営に当たっては、乙及びボランティアセンターに参画する機関・団体等の総意と自主性に委ねる。

2 甲は、ボランティアセンターの運営に当たって、乙と協議し、必要な情報の提供、資機材の補充、体制の充実等に努めるものとする。

(ボランティアセンターの業務)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により開設したボランティアセンターの業務を次のとおりとする。

- (1) ボランティアの登録及び管理を行う。
- (2) 蟹江町災害対策本部、被災者等からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行う。
- (3) ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。
- (4) ボランティアの募集について、広報誌、マスコミ等を通じて行う。
- (5) ボランティア活動に従事する者に対してボランティア保険の加入手続きを行う。

(ボランティアセンターの閉鎖)

第5条 ボランティアによる被災者支援が概ね完了したときは、ボランティアセンターの閉鎖について甲乙及び運営に当たった機関・団体等が協議し、閉鎖する。

2 甲と乙は、ボランティアセンターを閉鎖するときは、ボランティアセンターでの活動について、円滑な

引継ぎを行う。

(経費の負担)

第6条 甲は、原則としてボランティアセンターの開設及び運営に関し必要な経費を負担する。ただし、ボランティアセンターの運営に関しては、ボランティア活動に関連する制度「災害支援制度」等の活用を努める。

(平常時の協力活動)

第7条 甲と乙は、この協定の円滑な実施に向けて、ボランティアセンターに参画する機関・団体とともに、ボランティアセンターの開設及び運営について協議するとともに、必要な訓練の実施に努める。

2 この協定に定めのない事項及び実施細目は、その都度、甲乙が協議して定める。

(連絡体制)

第8条 甲と乙は、別に定める「連絡責任者届」により互いの緊急連絡先等を報告し、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定を締結したことにより、平成20年10月14日締結の「災害救援のための防災ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

甲 蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 蟹江町大字西之森字海山326番地3

社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会

代表者 会長 飯田 数 義

6-1-67. 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（愛知県産業廃棄物協会）

蟹江町（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、蟹江町内において、災害時に生じた廃棄物の処置について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊または消失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡することにより行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に蟹江町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要因、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けた時は、必要な要因、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要因、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月27日

甲 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長

横江 淳一

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永 井 良 一

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会長 様

蟹江町長

印

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被害の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当：蟹江町 部 課 電話：)

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

蟹江町長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 ㊟

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処 理に従事した 要員、車両及び 資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

別表第1 (蟹江町が名古屋市に応援する区域)

名古屋市中川区戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目、戸田五丁目、戸田西一丁目、戸田西二丁目、戸田西三丁目、戸田明正一丁目、戸田明正二丁目、戸田明正三丁目、戸田ゆたか一丁目、戸田ゆたか二丁目、富永一丁目、富永二丁目、富永三丁目、富永四丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、水里一丁目、水里二丁目、水里三丁目、水里四丁目、水里五丁目 (別図 1-1 参照)

名古屋市港区小川三丁目、小川四丁目、協和一丁目、協和二丁目、新茶屋一丁目、新茶屋二丁目、新茶屋三丁目、新茶屋四丁目、新茶屋五丁目、寺前町、天目町、西福田一丁目、西福田二丁目、西福田三丁目、西福田四丁目、西福田五丁目、畑中一丁目、畑中二丁目、福前一丁目、福前二丁目、福屋一丁目、福屋二丁目、六軒家 (別図 1-2 参照)

別表第2 名古屋市が蟹江町に応援する区域)

海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代・市之坪・大辻・駆込・上六反田・川東上・川東下・川東中・五之坪・四反田・下六反田・二之坪・八歩田面・マコマ坪・道下・早稲田・今東郊通、今本町通、蟹江本町クノ割・ヤノ割・マノ割・コノ割・エノ割・テノ割・シノ割、大字須成字市場・打越・上神鳥目・上惣作・上ノ庄・上真菰ヶ坪・北刻畑西ノ切・北例畑東ノ切・五明・下惣作・下之割北・下之割南・下真菰ヶ坪・高畑・敵目・長田・西市之坪・西河原・西五本田・西猿頭・西須成前・西矢倉下・乗田・藤丸・古首代・松下・南五本田・南例畑・門屋敷上・門屋敷下・柳ヶ瀬北ノ切・柳ヶ瀬南ノ切・六白・脇之田、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、本町九丁目、本町十丁目、本町十壹丁目、本町十貳丁目、城一丁目、城二丁目、城三丁目、城四丁目、宝一丁目、宝二丁目、宝三丁目、宝四丁目、舟入一丁目、舟入二丁目、舟入三丁目、舟入四丁目、桜一丁目、桜二丁目 (別図 2-1・2-2 参照)

6-1-68. 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書（6事業所）

発注者蟹江町（以下「発注者」という。）と受注者※1（以下「受注者」という。）は「蟹江町地域防災計画」で扱う災害及び不測の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害等発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、発注者、受注者間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 発注者は、町内に災害等が発生した場合は、受注者に対し、蟹江町地域防災計画及び蟹江町災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）、し尿等（仮設トイレ、浄化槽汚泥を含む）をいう。

（協力要請の手続）

第4条 発注者は第2条の規定により受注者に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により受注者に通知するものとする。

（1） 要請の内容

- （2） 家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所
- （3） 家庭系一般廃棄物の搬入先
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、発注者は緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、発注者は緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を受注者に交付しなければならない。

3 第1項の場合において発注者は、受注者の円滑な協力が得られるよう、受注者に対し被災地及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 受注者は発注者から前条の規定による要請があったときは必要な人員、車両を調達し、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、受注者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

- (2) 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- (3) 発注者又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 受注者は、前条第1項の規定による業務が完了したときは次に掲げる事項を書面(様式第2号)により発注者に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬入先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 受注者は協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病、または障害の状態となった場合は速やかに発注者に対し報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者がそのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、受注者の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物の収集運搬業務委託契約(以下「契約」という。)に基づく範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、著しく人員、収集時間、車両台数を超える負担、特殊機材等の調達に要した費用等、契約の範囲外で要した費用については発注者、受注者協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第10条 発注者及び受注者は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を含め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、発注者又は受注者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は発注者、受注者協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、発注者、受注者記名、押印の上各自1通を保有する
令和3年3月10日

発注者 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町役場

蟹江町長 横 江 淳 一

受注者 ※2

※1：蟹江再生資源回収組合、有限会社古宮清掃、有限会社米柳、
有限会社フジカン蟹江支店、丸二衛生有限会社、株式会社クリンテック

※2：愛知県海部郡蟹江町城一丁目129番地

蟹江再生資源回収組合

組合長 鬼 頭 透

愛知県海部郡蟹江町源氏三丁目188番地

有限会社古宮清掃

代表取締役 古 賀 一 隆

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字クノ割26番地

有限会社米柳

代表取締役 佐 治 文 夫

愛知県海部郡蟹江町城三丁目417番地

有限会社フジカン蟹江支店

代表取締役 上 田 義 昭

愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目3番地

丸二衛生有限会社

代表取締役 東 昌 克

愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目3番地

株式会社 クリンテック

代表取締役 東 昌 克

6-1-69. 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（愛知県、市町村、一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- （1）一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- （2）一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- （3）その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- （1）災害の発生日時、場所及び災害の状況
- （2）必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- （3）必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- （4）応援の場所及び期間
- （5）連絡責任者
- （6）その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあつ

せんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県流域下水道管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

小林 寛司

豊橋市長 佐原 光 一
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
石 黒 拓 夫

岡崎市長 内 田 康 宏
岡崎市公共下水道管理者
岡崎市長 内 田 康 宏

一宮市長 谷 一 夫
一宮市水道事業等管理者
飯 田 正 明

瀬戸市長 増 岡 錦 也
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長 増 岡 錦 也

半田市長 榊 原 純 夫
半田市公共下水道管理者
半田市長 榊 原 純 夫

春日井市長 伊 藤 太
春日井市公共下水道管理者
春日井市長 伊 藤 太

豊川市長 山 脇 実
豊川市公共下水道管理者
豊川市長 山 脇 実

津島市下水道事業
津島市長 伊 藤 文 郎

碧南市長 禰亘田 政 信
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 禰亘田 政 信

刈谷市長 竹 中 良 則
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長 竹 中 良 則

豊田市長 太 田 稔 彦
豊田市事業管理者
横 地 清 明

安城市長 神 谷 学
安城市公共下水道管理者
安城市長 神 谷 学

西尾市長 榊 原 康 正
西尾市公共下水道管理者
西尾市長 榊 原 康 正

蒲郡市長 稲 葉 正 吉
蒲郡市公共下水道管理者
蒲郡市長 稲 葉 正 吉

犬山市長 田 中 志 典
犬山市公共下水道管理者
犬山市長 田 中 志 典

常滑市長 片 岡 憲 彦
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 片 岡 憲 彦

江南市長 堀 元
江南市公共下水道管理者
江南市長 堀 元

小牧市長 山 下 史守朗
小牧市公共下水道管理者
小牧市長 山 下 史守朗

稲沢市長 大 野 紀 明
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長 大 野 紀 明

新城市長 穂 積 亮 次
新城市公共下水道管理者
新城市長 穂 積 亮 次

東海市長 鈴 木 淳 雄
東海市公共下水道管理者
東海市長 鈴 木 淳 雄

大府市長 久 野 孝 保
大府市公共下水道管理者
大府市長 久 野 孝 保

知多市長 宮 島 壽 男
知多市公共下水道管理者
知多市長 宮 島 壽 男

知立市長 林 郁 夫
知立市公共下水道管理者
知立市長 林 郁 夫

尾張旭市長 水 野 義 則
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 水 野 義 則

高浜市長 吉 岡 初 浩
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉 岡 初 浩

岩倉市長 片 岡 恵 一
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 片 岡 恵 一

豊明市長 石 川 英 明
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 石 川 英 明

日進市長 萩 野 幸 三
日進市公共下水道管理者
日進市長 萩 野 幸 三

田原市長 鈴 木 克 幸
田原市公共下水道管理者
田原市長 鈴 木 克 幸

愛西市長 日 永 貴 章
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日 永 貴 章

清須市長 加 藤 静 治
清州市公共下水道管理者
清須市長 加 藤 静 治

北名古屋市市長 長 瀬 保
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市市長 長 瀬 保

弥富市長 服 部 彰 文
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 服 部 彰 文

みよし市長 小野田 賢 治
三好市公共下水道管理者
みよし市長 小野田 賢 治

あま市長 村 上 浩 司
あま市公共下水道管理者
あま市長 村 上 浩 司

長久手市長 吉 田 一 平
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 吉 田 一 平

東郷町長 川 瀬 雅 喜
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 川 瀬 雅 喜

豊山町長 鈴 木 幸 育
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴 木 幸 育

大口町長 鈴 木 雅 博
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴 木 雅 博

扶桑町長 江戸 満
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 江戸 満

大治町長 村上 昌 生
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌 生

蟹江町長 横江 淳 一
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳 一

飛島村長 久野 時 男

阿久比町長 竹内 啓 二
阿久比町公共下水道管理者
阿久比町長 竹内 啓 二

東浦町長 神谷 明 彦
東浦町公共下水道管理者
東浦町長 神谷 明 彦

南知多町長 石黒 和 彦

美浜町長 山下 治 夫

武豊町長 糸山 芳 輝

武豊町公共下水道管理者
武豊町長 糸山 芳 輝

幸田町長 大須賀 一 誠
幸田町公共下水道管理者

幸田町長 大須賀 一 誠

設楽町長 横 山 光 明

東栄町長 尾 林 克 時

東栄町公共下水道管理者

東栄町長 尾 林 克 時

豊根村長 伊 藤 実

愛北広域事務組合管理者

岩倉市長 片 岡 恵 一

中部知多衛生組合管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦

東部知多衛生組合管理者

大府市長 久 野 孝 保

衣浦衛生組合管理者

高浜市長 吉 岡 初 浩

常滑武豊衛生組合管理者

武豊町長 糸 山 芳 輝

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

逢妻衛生処理組合管理者

豊田市長 太 田 稔 彦

西知多医療厚生組合管理者

東海市長 鈴木 淳 雄

尾張東部衛生組合管理者

瀬戸市長 増岡 錦 也

海部地区環境事務組合管理者

蟹江町長 横江 淳 一

小牧岩倉衛生組合管理者

小牧市長 山下 史守朗

知多南部衛生組合管理者

南知多町長 石黒 和 彦

尾張旭市長久手市衛生組合管理者

尾張旭市長 水野 義 則

刈谷知立環境組合管理者

刈谷市長 竹中 良 則

江南丹羽環境管理組合管理者

江南市長 堀 元

北設広域事務組合管理者

設楽町長 横山 光 明

北名古屋衛生組合管理者

北名古屋市長 長瀬 保

尾三衛生組合管理者

東郷町長 川瀬 雅 喜

日東衛生組合管理者

日進市長 萩野幸三

五条広域事務組合管理者

あま市長 村上浩司

知多南部広域環境組合管理者

半田市長 榊原純夫

6-1-70. 地震発生時における蟹江警察と蟹江町との覚書（蟹江警察署）

蟹江町（以下「甲」という。）と蟹江警察署（以下「乙」という。）とは、東海地震、東南海地震等（以下「大震災」という。）の警戒警備に伴う須西児童館（以下「児童館」という。）の一時使用について、次のとおり取り決めをする。

- 1 甲は大震災の発生により、乙の庁舎が損壊又はその恐れがある場合、甲の業務に支障を来さない範囲で、児童館の一部を一時使用することを承認する。
- 2 乙が児童館の一部を一時使用する開始時期は、大震災の発生が予想される時、又は発生した時からとする。
- 3 児童館の一時使用に係る乙の甲に対する経費負担はしないものとする。
- 4 一時使用の目的は、大震災の警戒警備業務とする。
- 5 一時使用の必要がなくなった時には、この取り決めは解消する。
- 6 この覚書に定めのない事項で問題が生じた場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

この取り決めを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年8月26日

甲 蟹江町長 佐藤篤松

乙 蟹江警察署長 田中正和

6-1-71. 災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書（公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会）

蟹江町（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、防疫活動に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、蟹江町内において地震、風水害及びその他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）が発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について、必要な事項を定めるものとする。

（防疫活動の内容）

第2条 この協定において、甲が乙に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、甲のみでは被災地等における防疫措置を十分に実施することが困難であると町長が認める場合には、乙に対して前条各号に規定する防疫活動への協力を要請することができる。

2 甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下「薬剤、労務等」という。）を可能な限り行うものとする。

（情報提供等）

第4条 甲は、災害等に円滑な協力が得られるように、乙に蟹江町内の災害等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害等における円滑な防疫活動が図られるように、乙の会員等における協力体制並びに情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、防疫活動が円滑に行われるように、災害等に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、防疫活動の実施場

所に直ちに出勤し、甲の指示に従い可能な限り防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲の承認を得て、要請事項に従い防疫活動を実施するものとする。

(防疫活動の実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、甲に対し口頭、電話等で報告し、その後速やかに防疫活動実績報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した薬剤、労務等の防疫活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は第6条に規定する防疫活動実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認められた場合は、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。)を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(連携)

第11条 この協定に係る甲の連絡責任者は、災害等発生時の防疫活動の所管課長、乙の連絡責任者は、公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会尾張ブロック長とする。

2 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法について確認する等、平時から相互の連携に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書により解除又は変更の意思表示がなされない限り継続する。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月16日

甲 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号清正公街2階

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会

会 長 坂倉 弘康

6-1-72. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（NTT西日本 名古屋支店）

蟹江町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定められた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（蟹江町）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙3）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。
利用方法として、接続は蟹江町内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条及び第10条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

- (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
- (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
- ① 相手方に対する暴力的な要求行為。
- ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
- ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
愛知県蟹江町
蟹江町長

横江 淳一 印

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長

山本 尚樹 印

6-1-73. 災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書（太陽建機レンタル株式会社）

蟹江町（以下「甲」という。）と、太陽建機レンタル株式会社津島支店（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策及び災害復旧対策実施のための資機材等のレンタル供給に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する応急対策全般に係る資機材等のレンタル供給が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の支援協力が必要なときには、乙に対して資機材等の供給を要請することができる。乙は、可能な範囲において通常業務等に優先して協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに乙が必要とする書類を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、対応するように努めるものとする。

2 乙は、速やかに要請された資機材を指定場所に設置又は搬入するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第6条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（免除）

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年4月15日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県津島市神守町41番地1

太陽建機レンタル株式会社

津島支店長 鎌田 崇宏

(第7条関係)

連絡責任者届

【 蟹江町 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 太陽建機レンタル株式会社津島支店 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： ： ～ ：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

6-1-74. 災害時における防災資機材等の提供に関する協定書（株式会社 GIB・TNS 株式会社）

蟹江町（以下「甲」という。）、株式会社ジーアイビー（以下「乙」という。）及びティーエヌエス株式会社（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合及び防災訓練時の防災資機材等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合及び防災訓練時（以下「災害時等」という。）に、乙の所有する防災資機材等を提供するための必要な事項を定めるものとする。

（対象とする店舗）

第2条 この協定書の対象となる店舗は次のとおりとする。

所有者：丙

所在地：蟹江町桜一丁目176番地

店舗名：ブルースカイランドリー ヨシヅヤJR蟹江駅前店

（防災資機材等の提供の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する防災資機材等は、別紙のとおりとする。

（資機材の準備）

第4条 乙は、前条の防災資機材等の充実に努めるものとし、別紙の内容に変更がある場合は、その都度別紙にて甲へ報告するものとする。

（支援の実施）

第5条 乙は店舗所有者である丙の了承のもと、災害時等に甲が行う防災活動の支援を実施するものとする。

（防災資機材等使用時の報告）

第6条 甲は、防災資機材等を使用するときは、防災資機材使用状況報告書（様式第1号）により乙に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに書面にて報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 災害時等に要した水道料金及びガス料金は、丙の負担とする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡先等を記載した連絡責任者届（様式第2号）を作成する。連絡責任者が変更になった場合は速やかに連絡し、連絡責任者届を更新するものとする。

（協議）

第9条 この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項及び資機材の損傷については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年とする。ただし、有効期限の満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定書についての意思表示がない場合は、引き続き1年間、自動的に有効期間を延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年7月19日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目15番20号

i e 丸の内ビルディング4階

株式会社ジーアイビー

代表取締役 鈴木 衛

丙 愛知県海部郡蟹江町須成西三丁目69番地1

ティーエヌエス株式会社

代表取締役 野崎 達也

防災資機材等一覧表

品名	数量
災害対応型ユニット安心君 Jr	1
※【ガス栓】ホースエンド1個 ホースエンド（コンセント型）1個 可とう管コック1個	
LPガス発電機	1
※器具コード5m、専用エンジンオイル	
ガス炊飯器	1
鋳物コンロ	2
緊急災害時使用煮釜	1
チャッカマン	1
電源タップ	1
軍手	1
ブルーシート（5.4m×7.2m）	2
キーBOX	1
プラスドライバー	1

防災資機材使用状況報告書

年 月 日

株式会社ジーアイビー

代表取締役

様

蟹江町長

「災害時における防災資機材等の提供に関する協定」第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 用 者 名	
連 絡 先	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 目 的	防災訓練 ・ 災害
確 認	<input type="checkbox"/> 備品点検 <input type="checkbox"/> 倉庫内の整理整頓 <input type="checkbox"/> 忘れ物確認 <input type="checkbox"/> その他 気付いた点 ()
報 告 者	

（ 年 . 月 . 日 ）

連絡責任者届（蟹江町、株式会社ジーアイビー、ティーエヌエス株式会社）

【 蟹江町 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 株式会社ジーアイビー 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 ティーエヌエス株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

6-1-75. 災害時における特殊車両等のレンタル供給に関する協定書（タフバリア有限会社）

蟹江町（以下「甲」という。）と、タフバリア有限会社（以下「乙」という。）は、災害に対する応急対策及び災害復旧対策実施のための特殊車両等のレンタル供給に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する応急対策全般に係る特殊車両等のレンタル供給が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の支援協力が必要なときには、乙に対して特殊車両等のレンタル供給を要請することができる。乙は、可能な範囲において協力するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式1「特殊車両等レンタル供給要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに要請書を乙に対して提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するように努めるものとする。
2 乙は、要請に基づき特殊車両等を指定場所に設置又は撤去した場合には、様式2「特殊車両等レンタル供給報告書」をもって速やかに甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第6条 この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める様式3「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（免除）

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年10月11日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 愛知県津島市神守町二ノ割24番地1

タフバリア有限公司

代表取締役 友松 博文

タフバリア有限会社 様

蟹江町長 横 江 淳 一

特殊車両等レンタル供給要請書

「災害時における特殊車両等のレンタル供給に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請内容

特殊車両の種類	数 量	設置日時	設置場所	備 考

2 蟹江町担当者

所 属	
職・氏 名	
電話番号	

3 その他

蟹江町長 様

タフバリア有限会社

特殊車両等レンタル供給報告書

「災害時における特殊車両等のレンタル供給に関する協定書」第4条により、下記のとおり設置・撤去したことを報告します。

記

1 要請内容

特殊車両の種類	数 量	設置日時 撤去日時	設置場所 撤去場所	備 考

2 タフバリア有限会社担当者

所 属	
職・氏 名	
電話番号	

3 その他

連絡責任者届

【 蟹江町 】

1 連絡責任者

役職・氏名	安心安全課長 高塚 克己
T E L	0567-95-1111（内線：110）
携 帯	090-1476-6303
F A X	0567-95-9188

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日及び勤務時間外は宿直職員対応

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	宿直職員	
T E L	0567-95-1111	
携 帯		
F A X	0567-95-9188	

【 タフバリア有限公司 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： ： ～ ：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

蟹江町（以下「甲」という。）と J - n e t レンタリース株式会社（以下「乙」という。）は、災害に対する応急対策及び災害復旧対策実施のための自動車等の提供に関する支援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する軽自動車、乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び電力供給が可能なプラグインハイブリッド車等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、避難者等の移送及び支援物資の搬送、施設等への電力供給等について、自動車等の調達が必要となった場合には、乙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が所有する自動車等を優先的に提供するものとする。

（協力の要請手続等）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し、協力要請回答書（第2号様式）により、甲に協力の可否等を回答するものとする。ただし、協力要請回答書（第2号様式）で回答することが困難な時は、口頭、電話又はファクシミリ等で回答することができるものとし、事後速やかに協力要請回答書（第2号様式）を提出するものとする。

（自動車等の引渡し）

第5条 乙が所有する自動車等の引渡しは、乙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者により、自動車等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者による受

取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での自動車等の引渡しについて協力するものとする。

2 甲は、前条第1項で規定する協力要請書（第1号様式）で指定する使用予定期間の満了前に、乙から自動車等を使用する必要があるとの申し出を受けた場合は、速やかに明け渡しに応じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、この協定に基づいて実施する協力を終了したときは、実施報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条に基づく協力要請により提供を受けた自動車等の使用に係る費用について、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、前条に規定する実施報告書（第3号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡先の共有）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を速やかに連絡責任者届（第4号様式）により相手方に通知するものとする。なお、通知した事項を変更した場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月27日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 愛知県名古屋市東区東桜1丁目5番7号

J - n e t レンタリース株式会社

代表取締役社長 對馬 正 幸

協 力 要 請 書

年 月 日

J - n e t レンタリース株式会社

代表取締役 様

蟹江町長

災害時における支援協力に関する協定第4条第1項に基づき、次のとおり協力を要請します。

使用の目的	車両の種類	乗車定員	台数	使用予定期間
<input type="checkbox"/> 避難者等の移送 <input type="checkbox"/> 支援物資の搬送 <input type="checkbox"/> 施設等への電力供給 <input type="checkbox"/> その他 ()				

要請者
所属
氏名

第2号様式（第4条第2項関係）

協 力 要 請 回 答 書

年 月 日

蟹江町長 様

J - n e t レンタリース株式会社
代表取締役

災害時における支援協力に関する協定第4条第2項に基づき、次のとおり回答します。

車両の種類	乗車定員	車両ナンバー	引渡場所	引渡日時

回答者
所属
氏名

実 施 報 告 書

年 月 日

蟹江町長 様

J - n e t レンタリース株式会社

代表取締役

災害時における支援協力に関する協定第6条に基づき、次のとおり報告します。

車両の種類	車両ナンバー	賃借期間	備考

報告担当者

所属

氏名

受取確認者

所属

氏名

連絡責任者届（蟹江町、J-netレンタリース株式会社）

【蟹江町】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本庁 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	蟹江町役場（宿直員）	
T E L	0567-95-1111	
携 帯		
F A X	0567-95-9188	

【 J-netレンタリース株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： ～
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

6-1-77. 災害時における支援協定に関する協定書（セツカートン株式会社）

蟹江町（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、蟹江町において地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の手続）

第4条 甲は、物資調達要請書（別紙様式）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 災害発生直後の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 交通規制の解除以後の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときには、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

(報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月25日

甲 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

乙 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地

セッツカートン株式会社

代表取締役社長 丹羽 俊雄

別表（第3条関係）

区 分	品 目
段ボール製品	段ボールシート（高さ（幅）1750mm×幅（流れ）3000mm以下）
	間仕切り用台座
	段ボール製簡易ベッド
	段ボールケース
その他取扱製品	クラフトテープ
	ストレッチフィルム
	その他包装資材

物資調達要請書

年 月 日

様

蟹江町長

印

災害時における支援協力物資に関する協定書第4条に基づき、次の物資の調達を要請します。

品 目	数 量	引渡場所	引渡日時

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

6-1-78. 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

蟹江町（以下「甲」という）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、甲内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1)乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負担の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2)甲が、甲内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3)甲が、甲内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知する。
 - (4)甲が、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5)甲が、甲内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6)甲が、甲内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が掲載する所定のフォーマットを用いて作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償でおこなわれるものとし、それぞれの対応

にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期限は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれか当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年11月18日

甲 蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳 一

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

7. 災害応急対策

7.1. 蟹江町指定避難所・避難所一覧

※乳幼児優先避難所

区分	名称	所在地	階数	電話番号	小学校区	一時避難(人)	長期避難(人)
指定避難所	町立蟹江中学校	蟹江町宝三丁目 20 番地	3	95-2057	蟹江小学校区	1972	657
	町立蟹江北中学校	蟹江町須成西九丁目 55 番地 1	4	96-1145	須西小学校区	1199	400
	町立蟹江小学校	蟹江町城四丁目 500 番地	4	95-2037	蟹江小学校区	1361	453
	町立舟入小学校	蟹江町舟入三丁目 70 番地	2	95-2202	舟入小学校区	567	188
	町立新蟹江小学校	蟹江町大字蟹江新田字仲川原 198 番地	4	95-2203	新蟹江小学校区	935	312
	町立須西小学校	蟹江町須成西六丁目 114 番地	3	95-2201	須西小学校区	952	317
	町立学戸小学校	蟹江町学戸四丁目 236 番地	3	96-2588	学戸小学校区	1016	339
	町立蟹江保育所 ※	蟹江町城一丁目 525 番地	2	95-2455	蟹江小学校区	329	109
	町立蟹江南保育所 ※	蟹江町城四丁目 244 番地	2	95-3449	蟹江小学校区	250	83
	町立蟹江西保育所 ※	蟹江町学戸四丁目 29 番地	2	95-6454	学戸小学校区	289	96
	町立須成保育所 ※	蟹江町大字須成字古苗代 1733 番地	2	95-0067	須西小学校区	264	88
	町立新蟹江北保育所 ※	蟹江町富吉三丁目 217 番地	2	96-1050	新蟹江小学校区	227	76
	蟹江町体育館	蟹江町学戸三丁目 2 番地	2	95-6330	学戸小学校区	625	208
	蟹江中央公民館	蟹江町学戸三丁目 3 番地	2	96-1135	学戸小学校区	320	106
	蟹江町多世代交流施設	蟹江町大字西之森字海山 326 番地 3	3	95-0026	学戸小学校区	435	145
	舟入ふれあいプラザ	蟹江町舟入一丁目 444 番地	2	95-1011	舟入小学校区	120	40
	蟹江児童館 ※	蟹江町城四丁目 243 番地	2	95-6030	蟹江小学校区	161	53
	新蟹江児童館 ※	蟹江町大字蟹江新田字大海用 149 番地 5	2	95-5441	新蟹江小学校区	80	26
	みどりの家	蟹江町大字西之森字海山 282 番地 2	2	95-6511	学戸小学校区	50	16
	蟹江町図書館	蟹江町大字蟹江新田字札中地 101 番地 1	2	95-0605	学戸小学校区	296	98
蟹江町産業文化会館	蟹江町城一丁目 214 番地	4	96-0170	蟹江小学校区	480	159	
蟹江町希望の丘広場	蟹江町大字新千秋字後西 50 番地	4	94-3800	新蟹江小学校区	348	116	
避難所	上之町公民館	蟹江町城一丁目 306 番地	2	95-7539	蟹江小学校区	42	14
	西之森本田公民館	蟹江町西之森一丁目 122 番地	2	95-3883	須西小学校区	74	24
	源才コミュニティセンター	蟹江町学戸四丁目 132 番地	2	95-6588	学戸小学校区	93	31
	富吉コミュニティ会館	蟹江町富吉一丁目 316 番地	2	96-2015	新蟹江小学校区	47	15
	藤丸公民館	蟹江町大字字藤丸 1988 番地 22	2	95-7236	須西小学校区	86	27
	須成公民館	蟹江町大字須成字市場 1326 番地 4	2	95-5675	須西小学校区	105	35
計			28	か 所		12723	4231

7.2. 蟹江町指定緊急避難場所

名称	所在地	面積 (㎡)	洪水	津波	大規模 火災	内水 氾濫
町立蟹江中学校	蟹江町宝三丁目 20 番地	27,503	○	○	○	○
町立蟹江北中学校	蟹江町須成西九丁目 55 番地 1	16,659	○	○	○	○
町立蟹江小学校	蟹江町城四丁目 500 番地	8,181	○	○	○	○
町立舟入小学校	蟹江町舟入三丁目 70 番地	5,151	○	○	○	○
町立新蟹江小学校	蟹江町大字新田字仲川原 198 番地	8,053	○	○	○	○
町立須西小学校	蟹江町須成西六丁目 114 番地	7,742	○	○	○	○
町立学戸小学校	蟹江町学戸四丁目 236 番地	8,983	○	○	○	○
蟹江町希望の丘広場	蟹江町大字新千秋字後西 50 番地	1,250	○	○	○	○
善太排水機場	蟹江町大字新千秋字後東 412 番地	171	○	○	—	○
鍋蓋新田排水機場	蟹江町南二丁目 361 番地	149	○	○	—	○
蟹江川排水機場	蟹江町大字蟹江本町字栄花野地先	136	○	○	—	○
蟹江町多世代交流施設	蟹江町大字西之森字海山 326 番地 3	415	○	○	—	○
蟹江町観光交流センター	蟹江町大字須成字川西上 371 番地	161	○	○	—	○
計	13 か 所					

7.3. 蟹江町緊急避難場所

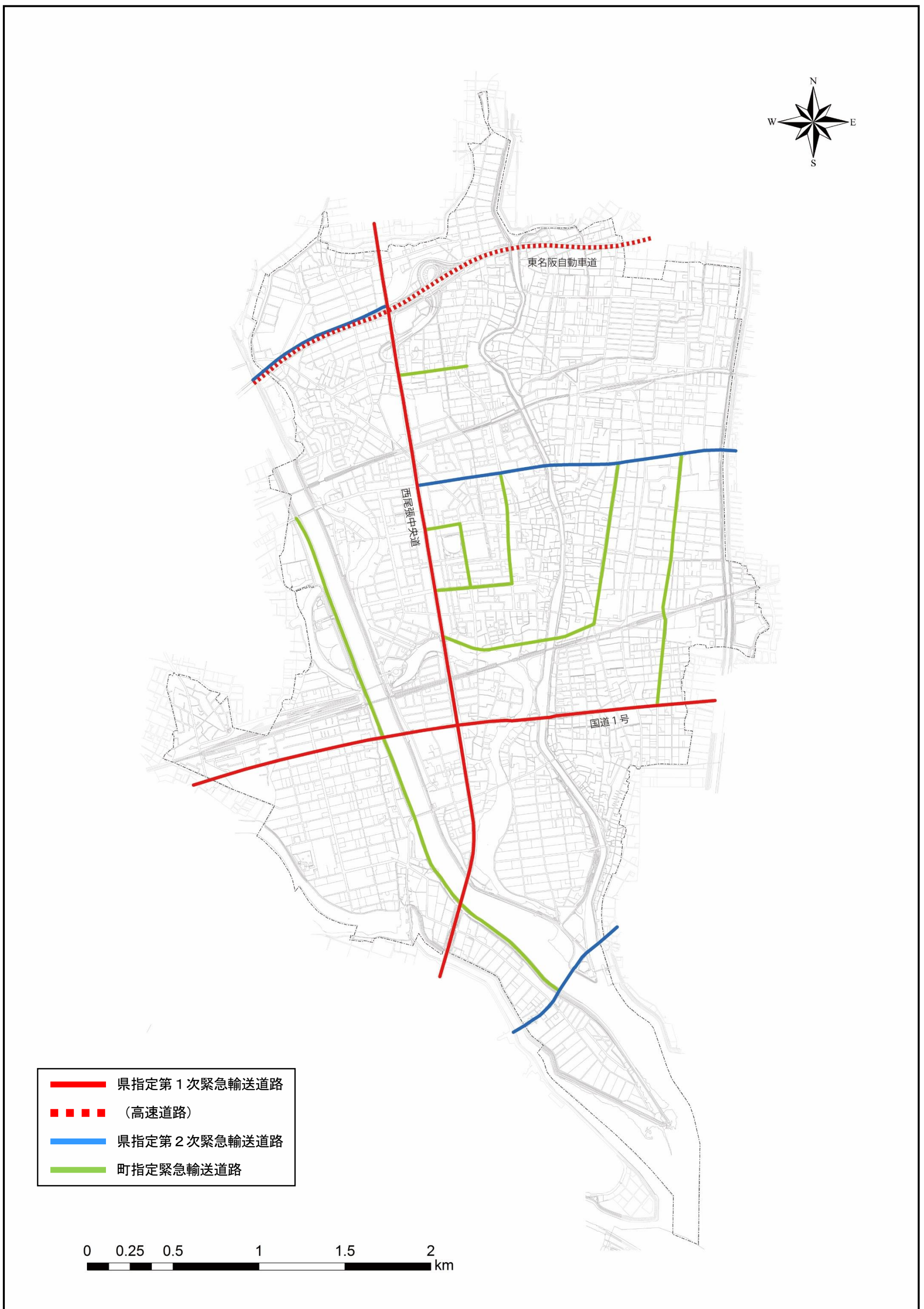
名称	所在地
アーバンハイツ富吉	蟹江町富吉一丁目 1 番地
ホームセンター コーナン蟹江店	蟹江町本町五丁目 101 番地
第8近藤ビル	蟹江町本町十一丁目 46 番地 1
三河屋	蟹江町舟入二丁目 43 番地
フローラル富吉駅南	蟹江町大字新千秋字後西 8 番地
ヨシヅヤ JR 蟹江駅前店	蟹江町桜一丁目 212 番地
ルミエール緑	蟹江町緑一丁目 25 番地
富吉グリーンハイツ	蟹江町富吉四丁目 88、93 番地
加藤建設	蟹江町大字蟹江新田字下市場 19 番地の 1
ヨシヅヤ専門店館	蟹江町大字蟹江本町字コノ割 1 番地
計	10 か 所

7.4. 各種災害による被害調査区域

課 名	区 域	施 設 等
総 務 課	上之町 北之町 城之町	各課の所管に属しない町有財産
税 務 課 会 計 管 理 室	海門、新屋敷 五之町 中之町	
住 民 課	舟入、鍋蓋新田	
介 護 支 援 課 保 険 医 療 課 子 ど も 課	須成 西之森本田 藤丸	多世代交流施設、保育所、児童館、みどりの家
環 境 課	川西	斎苑、一般廃棄物積替場
健 康 推 進 課	ニューシティ蟹江	保健センター
政 策 推 進 課 ふ る さ と 振 興 課	源氏才勝、蟹江団地 中瀬台、観音寺	観光交流センター、まちなか交流センター
土 木 農 政 課 ま ち づ くり 推 進 課	蟹江新町、今、駅前	道路、橋梁、堤防及び土木施設 農業施設、農産物、都市計画施設、蟹江川南緑地、中央児童公園
水 道 課 下 水 道 課	西大海用 新千秋 東大海用	水道施設、下水道施設
消 防 署		消防施設
教 育 課 蟹 江 町 給 食 セ ン タ ー 図 書 館	本町分 駅前団地	小中学校、給食センター、図書館
生 涯 学 習 課	水明台、東水明台 豊台団地	体育館、公民館、歴史民俗資料館 産業文化会館、佐屋川ソフトボールグラウンド、希望の丘広場
議 会 事 務 局	富吉、富吉グリーンハイツ	

- 附記 1 区域における被害は、囑託員と連絡を密にして調査すること。
 2 施設の被害は、管理者があれば管理者と連絡して調査すること。
 3 施設調査の項目は、本資料「8 様式類」に定めるとおりとする。

7.5. 緊急輸送路線図



7.6. 防災活動拠点の指定

町は、受援及び応援のための集結・集積活動の拠点を次のとおり指定する。

拠 点 名	有効面積 (㎡)	住 所	救助部隊 活動拠点	航空部隊 活動拠点
学戸公園	16,015	学戸五丁目 29 番	消防 (消防庁進出拠点)	自衛隊、警察、 愛知県
日光川ウォーターパーク	51,000	蟹江新田字銭袋 101 番	自衛隊、警察	愛知県
森吉通運 蟹江ロジスティクスセンター	13,700	蟹江新田 149 番地 5-2	蟹江町地域内輸送拠点	

7.7. 災害時避難行動要支援者利用施設一覧

番号	名称	所在地	電話番号	関連施設の分類
1	尾張温泉かにえ病院	西之森長瀬下 65 番地 14	96-2000 (夜間在)	一般医療機関
2	船入病院	宝一丁目 596 番地	95-1285 (夜間在)	
3	蟹江保育所	城一丁目 525 番地	95-2455	児童福祉施設
4	蟹江南保育所	城四丁目 244 番地	95-3449	
5	蟹江西保育所	学戸四丁目 29 番地	95-6454	
6	須成保育所	須成字古苗代 1733 番地	95-0067	
7	新蟹江北保育所	富吉三丁目 217 番地	96-1050	
8	舟入保育所	舟入一丁目 228 番地	95-6033	
9	蟹江児童館	宝四丁目 243 番地	95-6030	
10	新蟹江児童館	蟹江新田字大海用 149 番地 5	95-5441	
11	学戸学童保育所	学戸七丁目 14 番地	95-1199	
12	須西児童館	須成西七丁目 6 番地	96-7754	
13	学戸児童館	学戸三丁目 17 番地	96-2116	
14	舟入児童館	舟入一丁目 444 番地	95-1011	
15	はばたき保育園	本町八丁目 35 番地 1	96-3123	
16	キッズガーデンカリヨンの杜	宝三丁目 3 番地	94-1230	
17	学校法人愛育学園 はばたき幼稚園	本町八丁目 29 番地	96-2468	幼稚園
18	学校法人 西垣学園須成東幼稚園	須成字上真菰ヶ坪 2440 番地	95-1547	認定こども園
19	認定こども園 蟹江幼稚園	新千秋字後東 82 番地	95-3703	
20	介護老人保健施設セーヌ 蟹江	須成西七丁目 90 番地 1	94-3133 (夜間在)	高齢者福祉施設
21	特別養護老人ホームカリヨンの郷	今字伊勢苗代 1 番地 1	95-8830 (夜間在)	
22	特別養護老人ホームカリヨンの郷 「新千秋」	新千秋字後西 33, 34 番地	95-6700 (夜間在)	
23	グループホームカリヨンの郷 「新千秋」	新千秋字後西 33, 34 番地	95-6691 (夜間在)	
24	介護老人保健施設かにえ	蟹江新田字佐屋川東 48 番地 1	96-7001	
25	グループホーム シャルル	今西上一丁目 1 番地 1	96-5411 (夜間在)	
26	介護付き有料老人ホーム はるすのお家 蟹江	西之森字長瀬下 65 番地 22	95-5081 (夜間在)	
27	スローライフハウス琴葉 かにえ	桜二丁目 62 番地	55-7071	
28	ひまわり会館 蟹江桜	桜二丁目 31 番地	94-3015	
29	ひまわり会館 蟹江今	今本町通 18 番地 1	95-3015	
30	ひまわり会館 蟹江城	城一丁目 20 番地	95-7035	

3 1	サントピアかにえ	須成字西之坪 1605 番地 1	69-5727	高齢者福祉施設
3 2	特別養護老人ホーム あおばの郷	西之森五丁目 2 3 番地	96-6621	
3 3	グループホーム あおばの郷			
3 4	かにえワークス	今字伊勢苗代 8 番地 1	95-1601	知的障害者授産施設

8. 関連法令

(昭和38年6月4日)
条例第15号)

8.1. 蟹江町防災会議条例

改正 平成24年 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、蟹江町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蟹江町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 会長は、蟹江町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 蟹江町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから蟹江町長が任命する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから蟹江町長が任命する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから蟹江町長が任命する者
 - (4) 蟹江町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 蟹江町の教育委員会の教育長
 - (6) 蟹江町の消防機関の長のうちから蟹江町長が任命する者
 - (7) 蟹江町の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから蟹江町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 蟹江町長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間と

する。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、蟹江町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから蟹江町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する

附 則(平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

8.2. 蟹江町地震災害本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、蟹江町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

8.3. 蟹江町地震災害警戒本部条例

(平成14年6月20日)
(条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、蟹江町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから蟹江町長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから蟹江町長が任命する者
 - (2) 蟹江町の教育委員会の教育長
 - (3) 蟹江町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 蟹江町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから蟹江町長が任命する者
 - (5) 蟹江町の消防機関の長のうちから蟹江町長が任命する者
 - (6) 蟹江町長が特に必要と認めて任命する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、蟹江町の職員のうちから蟹江町長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 第3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、蟹江町地震災害警戒本部条例（平成14年蟹江町条例第18号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、蟹江町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部に別表第1に掲げる部を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、副町長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 町職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との連絡調整にあたるため、必要に応じ警戒本部に参集し、又はその補助者を警戒本部へ派遣することができる。また、本部長は、町職員以外の本部員又はその代理者の警戒本部への派遣を要請することができる。

(警戒本部の開設及び廃止)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

2 警戒本部は、原則として蟹江町役場大会議室（以下「本部室」という。）に置く。

3 本部室に「蟹江町地震災害警戒本部」の標示をする。

4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配備する。

5 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、蟹江町災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。

(本部員会議等)

第6条 本部長は、地震防災応急対策等について協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策等の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

(本部員等の心構え)

第7条 本部長の発する指令並びに各部長、各班長の発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等から警戒本部あての報告、要請等の受理にあたった者は、その内容が簡易な場合を除き、記録を励行し、受理伝達の確実を期さなければならない。

- 2 本部員等は、警戒本部の行う地震防災応急対策等の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者（ボランティア）に対しては、誠実に対応しなければならない。
- 3 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。
- 4 本部員等は、所属部署の事務に精通するとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(本部事務局)

第8条 警戒本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 地震防災応急対策等に関し、警戒本部の各組織及び警戒本部と関係機関との連絡調整に関すること。
 - (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の収集、伝達に関すること。
 - (3) 本部員会議に関すること。
- 3 事務局に事務局長を置き、総務課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年要綱第8号)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年要綱第4号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年要綱第 6 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年要綱第 17 号)

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年要綱第 20 号)

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

蟹江町地震災害警戒本部の組織及び事務分掌

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
政策推進室	政策推進室長	政策推進班	政策推進課長	政策推進課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部活動の総合調整に関する事。 2 情報の収集及び総務班への報告に関する事。 3 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関する事。 4 町民等に対する警戒宣言、地震予知情報等予想される地震災害の事態について必要な広報等に関する事。 5 町民に対する地震防災応急活動の実施要請防災関係機関の対応等の広報に関する事。
		ふるさと振興班	ふるさと振興課長	ふるさと振興課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧等の調達、斡旋の準備又は実施に関する事。 2 応急食糧の確保に関する事。 3 生活必需品等応急物資の確保、斡旋に関する事。 4 緊急物資の備蓄量及び流通在庫量の把握に関する事。 5 県に対する緊急物資確保の要請に関する事。 6 商工会等関係団体との連絡に関する事。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の緊急措置に関する事。 2 庁舎の地震防災応急対策等の実施に関する事。 3 各部との連絡調整に関する事。 4 他部施設関係班との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 その他、他部に属さない事務に関する事。

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
総務部	総務部長	安心安全班	安心安全課長	安心安全課に属する課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部の運営に関する事。 2 災害警戒活動の総括に関する事。 3 災害警戒活動の総合調整に関する事。 4 職員の非常招集及び解除に関する事。 5 職員の動員調整に関する事。 6 県に対する地震防災応急対策及び避難状況の報告に関する事。地震防災対策等の記録監理に関する事。 7 町民等の地震防災応急対策及び避難状況の把握に関する事。 8 地震防災対策等の記録監理に関する事。 9 発災後に備えての応急対策の計画及び推進に関する事。 10 避難の勧告及び指示に関する事。
		税務班	税務課長	税務課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有車両の配車に関する事。 2 舟艇等の確保に関する事。 3 車両燃料の確保に関する事。 4 地震防災応急対策要員及び資機材等の輸送に関する事。 5 交通情報の把握及び警察署との連絡調整に関する事。 6 総務班、企画班・情報管理班の業務の協力に関する事。 7 民間協力隊との連絡調整に関する事。
民生部	民生部長	住民班	住民課長	住民課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関する事。 2 避難者の受入体制の措置及 3 仮設収容施設の設置準備に関する事。 4 緊急物資、食糧、飲料水等の供給、配分に関する事。
		保険医療班	保険医療課長	保険医療課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 5 炊き出しの準備に関する事。 6 避難地内の危険とみなされる物件の除去等に関する事。
		介護支援班	介護支援課長	介護支援に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 7 災害時要援護者の救護等に関する事。 8 防災資機材の点検、配備に関する事。 9 部内の連絡調整に関する事。

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
民生部	民生部長	子ども班	子ども課長	子ども課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における園児等の保護者引渡に関すること。 2 所管施設との連絡調整に関すること。 3 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 4 避難所の開設に関すること。 5 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関すること。 6 町が指定した避難所への職員の派遣に関すること。 7 緊急物資、食糧、飲料水等の供給、配分に関すること。 8 炊き出しの準備に関すること。 9 避難地内の危険とみなされる物件の除去等に関すること。 10 災害時要援護者の救護等に関すること。 11 ボランティア等の受入に関すること。 12 防災資機材の点検、配備に関すること。
		環境班	環境課長	環境課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 瓦礫、廃材等の処分地の確保に関すること。 2 避難地のし尿処理及び仮設便所の設置に関すること。 3 防疫用薬剤及び資機材の点検、確保に関すること。 4 災害時の公害防止の計画に関すること。
		健康推進班	健康推進課長	健康推進課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関すること。 2 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関すること。 3 医師会代表に対する緊急医療体制の編成及び医療救護班の出動準備要請に関すること。 4 備蓄医療医薬品の在庫確認と出荷体制の準備、要請に関すること。 5 避難者に対する保健指導に関すること。 6 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 7 応急手当の準備に関すること。 8 その他、医療救護に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
産業建設部	産業建設部長	土木農政班	土木農政課長	土木農政課に属する職員	1 道路、橋梁及び河川工事の中断等の指示及び視認に関すること。 2 緊急輸送路、避難路における障害物等の除去の指示に関すること。 3 緊急輸送路、避難路等の確保 4 資機材器具等の運搬に関すること。 5 建設業者及び土木業者に対する協力要請に関すること。 6 応急仮設住宅の建築準備に関すること。 7 街路、公園等における障害物、危険と思われる物件等の除去に関すること。
		まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課に属する職員	8 水門等の点検及び操作体制の要請及び視認に関すること。 9 農業用施設の緊急措置に関すること。
教育部	教育部長	教育班	教育課長	教育課に属する職員	1 教育施設の地震防災応急対策等の実施状況の統括に関すること。 2 警戒宣言時における教員及び児童生徒の管理に関すること。 3 避難所の開設に関すること。 4 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
		蟹江町給食センター班	所長	蟹江町給食センターに属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 炊き出しの指導に関すること。 3 部内他班への応援に関すること。
		生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課に属する職員	1 文化財の保護に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 3 関係団体との連絡に関すること。 4 避難所の開設に関すること。 5 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関すること。
		図書班	図書館長	図書館に属する職員	1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 避難者の受入体制の措置及び避難状況の把握に関すること。
出納部	会計管理者	出納班		会計管理室に属する職員	1 災害警戒活動に伴う現金及び有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。 2 災害警戒活動の応援に関すること。

部名	部長	班名	班長	班員	事務分掌
消防部	消防長	総務班	総務課長	総務課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の地震防災応急対策等の実施に関すること。 2 情報の収集及び総務部総務班への報告に関すること。 3 職員の非常招集に関すること。 4 消防対策本部に関すること。 5 消防団の非常招集に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
		予防班	予防課長	予防課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び消防部総務班への報告に関すること。 2 出火防止及び災害予防の指導に関すること。 3 部内他班への応援に関すること。
		消防班	消防署長	消防署に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動用資機材等の確保に関すること。 2 情報の収集及び消防部総務班への報告に関すること。 3 火災警戒及び防ぎよに関すること。 4 水利の確保に関すること。 5 救助、救急活動に関すること。 6 避難の勧告及び指示並びに誘導に関すること。 7 車両燃料の確保に関すること。 8 町民等に対する警戒宣言、地震予知情報等の広報及び予想される地震災害の事態について必要な広報等の支援に関すること。
			消防課長		
			消防第1課長		
消防第2課長					
		消防第3課長			
上下水道部	上下水道部長	水道班	水道課長	水道課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の地震防災応急対策等の実施及び資材の確保に関すること。 2 指定水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 3 水源等の保存に関すること。 4 貯水用資材の点検確認と運搬給水の準備体制に関すること。
		下水道班	下水道課長	下水道課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 5 上水道工事の中断等の指示及び確認に関すること。 6 下水道施設、設備等の緊急保安措置に関すること。
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局長	議会事務局に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会に関すること。 2 災害警戒活動の応援に関すること。

別表第2（第4条関係）

蟹江町地震災害警戒本部員

区分	根拠条文	職	選出方法
副 本 部 長	町地震災害警戒本部条例 第2条第3項	副町長	町長任命
		教育長	町長任命
本 部 員	第2条第5項 第1号	愛知県蟹江警察署 警察署長	町長委嘱
		第3号	政策推進室長
		総務部長	町長指名
		民生部長	町長指名
		産業建設部長	町長指名
		教育部長	町長指名
		消防長	町長指名
		上下水道部長	町長指名
		議会事務局長	町長指名
	第4号	日本郵政株式会社蟹江支店 支店長	町長委嘱
		中部電力株式会社港営業所 所長	町長委嘱
		中日本高速道路株式会社 桑名保全・サービスセンター 所長	町長委嘱
		近畿日本鉄道株式会社近鉄蟹江駅 駅長	町長委嘱
		愛知県エルピーガス協会西部支部 海部南部会 蟹江代表者	町長委嘱
	第5号	蟹江町消防団 消防団長	町長委嘱
	第6号	蟹江町議会 議長	町長委嘱
		蟹江町議会 水防議員	町長委嘱
		蟹江CEクラブ 代表者	町長委嘱
		蟹江町水道事業指定工事店協同組合 理事長	町長委嘱
		蟹江町医師会 代表者	町長委嘱
		蟹江町歯科医師会 代表者	町長委嘱
		土地改良区 理事長	町長委嘱
		あいち海部農業協同組合蟹江支店 支店長	町長委嘱
蟹江町商工会 観光部会長		町長委嘱	

8.5. 災害救助法施行細則（抜すい）

【避難所】

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。

(1) 基本額 1人 1日当たり 320円 以内

(2) 加算額

ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

イ 冬季（10月から3月まで）の場合

別に定める額

【応急仮設住宅】

1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、2,660,000円以内とする。

2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。

【炊き出しその他による食品の給与】

炊き出しその他の食品による給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗機材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

【飲料水の供給】

飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

【被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与】

被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

(1) 住家の全壊し、全焼し、又は流失により損害を受けた世帯

世帯区分	季別	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
	1人世帯		18,400円
2人世帯		23,700円	39,500円
3人世帯		34,900円	55,000円
4人世帯		41,800円	64,300円
5人世帯		53,000円	80,900円
6人世帯 以上		53,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額	80,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯

世帯区分	季別	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
	1人世帯		6,000円
2人世帯		8,100円	12,700円
3人世帯		12,100円	18,000円
4人世帯		14,700円	21,400円
5人世帯		18,600円	27,000円
6人世帯 以上		18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額

(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額

【災害にかかった住宅の応急修理】

災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり576,000円以内とする。

【学用品の給与】

学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代 教科書の実費

(2) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,300円

中学校生徒 1人当たり 4,600円

高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

【埋葬】

埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。

満 12 歳以上の者	1 体当たり	210,400 円以内
満 12 歳未満の者	1 体当たり	168,300 円以内

【死体の処理】

死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

1 体当たり 3,400 円以内

(2) 死体の一時保存のための費用

次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）

ア 既存建物を利用する場合施設の借上費として当該地域における通常の実費

イ 既存建物を利用することができない場合

1 体当たり 5,300 円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）

(3) 検案のための費用

救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額

【障害物の除去】

障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップ、その他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等として、1 世帯当たり 134,800 円以内とする。

8.6. 日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。
排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点(以下「基準地点等」という。)の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者(以下「河川管理者等」という。)においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

- 2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

- 2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。
- 3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所のお急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

- 2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。
- 3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

区分	No.	機場名	市町村名	管理社名	排出先河川名				排水量 (m ³ /s)
					位置				
					距離標	左岸	右岸		
下流	1	戸田茶屋	名古屋市	戸田川地区湛水防除協議会	日光川 (準用東小川)	-3k552	○		25.41
下流	2	戸田川	名古屋市	愛知県(建設〈名古屋市〉)	日光川	-3k100	○		30.00
下流	3	工場排水	名古屋市	名古屋中川金属団地 協同組合	日光川	-2k600	○		0.94
下流	4	新茶屋	名古屋市	茶屋後土地改良区	日光川	-1k400	○		3.70
下流	5	福田川 (福田前新 田)	名古屋市	福田悪水土地改良区	日光川	-0k800	○		90.00
下流	6	協和	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k800	○		1.60
下流	7	福田前第2	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k275	○		0.16
下流	8	蟹江	名古屋市	愛知県(建設)	日光川	-0k200	○		52.00
下流	9	福屋	名古屋市	西福田土地改良区	福田川	0k800	○		0.70
下流	10	井箱	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k600		○	0.16
下流	11	福屋第一	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○		2.30
下流	12	千音寺	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13
下流	13	名西団地	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50
下流	14	西福田第2	名古屋市	戸田川地区湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○		0.87
戸田	15	小川	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k500		○	0.54
戸田	16	海東南(海 東)	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300		○	0.47
戸田	17	海東北(蔵 前)	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100		○	0.21
戸田	18	富永	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500		○	1.32
戸田	19	水里	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150		○	8.40
戸田	20	戸田	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900		○	16.34
小計									235.75
上流	21	新堀川	一宮市	一宮市	日光川 (準用新堀川)	19k300	○		20.00
上流	22	玉野	一宮市	一宮市	日光川	20k050		○	4.67
上流	23	荻原	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○		0.60
上流	24	稔川第1	一宮市	一宮市	日光川	21k500	○		4.80
上流	25	小信	一宮市	一宮市(下水)	日光川	22k300		○	12.16
上流	26	三条	一宮市	一宮市(下水)	日光川	23k700		○	14.30
小計									56.53
上流	27	十三沖永神明	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	4k800	○		18.71
上流	28	市場(新)	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k800		○	6.57

区分	No.	機場名	市町村名	管理社名	排出先河川名			排水量 (m ³ /s)	
					位置				
					距離標	左岸	右岸		
上流	29	市場(旧)	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k800		○	4.30
上流	30	十三沖永越津	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		11.30
上流	31	越津	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		3.33
上流	32	古瀬	津島市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	0k500		○	1.08
上流	33	五八	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k200	○		4.90
上流	34	葉刈(西)	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300		○	0.11
上流	35	葉刈(東)	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300	○		0.14
上流	36	五八第2	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k700	○		5.15
上流	37	又吉	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	1k500	○		0.08
上流	38	向島	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		2.44
上流	39	向島第2	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100		○	4.30
小計									62.41
上流	40	城西	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k550		○	0.26
上流	41	黒田	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	日光川	10k600	○		5.00
上流	42	嫁振	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k800		○	0.32
上流	43	宮浦	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	11k400		○	2.20
上流	44	平和	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	日光川	11k500	○		5.80
上流	45	半六	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	日光川	11k690	○		1.35
上流	46	下起	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k200		○	0.04
上流	47	西光坊	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	日光川	12k480	○		0.64
上流	48	西光坊	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k750		○	0.22
上流	49	西光坊杵上	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	日光川	13k625	○		0.46
上流	50	丸淵	稲沢市	祖父江町土地改良区	日光川	14k100		○	2.50
上流	51	片原一色	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	日光川	15k470	○		1.20
上流	52	三宅川	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	三宅川	1k500	○		1.76
上流	53	中三宅	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	三宅川	2k500		○	0.33
上流	54	井堀	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	三宅川	3k600	○		2.30
上流	55	須ヶ谷東	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	三宅川	3k600		○	1.20
上流	56	儀長	稲沢市	日光川・三宅川流域排水機場運営協議会	三宅川	5k300		○	1.20
上流	57	三ヶ月	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k300	○		1.08

区分	No.	機場名	市町村名	管理社名	排出先河川名	位置			排水量 (m ³ /s)
						距離標	左岸	右岸	
上流	58	平六	稲沢市	稲沢市建設部土木課	領内川	0k300		○	0.47
上流	59	六輪見取	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k400		○	0.07
上流	60	塩川第1 (塩川)	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k600	○		0.31
上流	61	塩川第2	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		0.23
上流	62	六輪第1 (六輪)	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.23
上流	63	六輪第2	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.83
上流	64	須ヶ脇第3	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k100	○		0.30
上流	65	元足立	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		0.50
上流	66	五ツ屋第3	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05
上流	67	五ツ屋	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16
上流	68	五ツ屋第2	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		0.37
上流	69	甲新田	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		3.50
上流	70	牧川第2	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885		○	3.50
上流	71	二俣	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		3.70
上流	72	流新田	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100		○	0.12
上流	73	下川原	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		0.37
上流	74	牧川第1	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800		○	4.24
上流	75	光堂川第1	稲沢市	稲沢西部排水対策協議会	光堂川	0k450		○	1.50
上流	76	光堂川第2	稲沢市	稲沢西部排水対策協議会	光堂川	1k200		○	1.30
上流	77	千代田	稲沢市	日比川排水対策協議会	目比川	3k100		○	6.00
上流	78	千代田第2	稲沢市	日比川排水対策協議会	目比川	3k100	○		11.67
小計									67.28
上流	79	目比川河口	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00
上流	80	勝幡	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.07
上流	81	淵高	愛西市	愛西市	日光川	13k000		○	0.32
上流	82	干引	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○	0.15
上流	83	佐折	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700		○	0.10
上流	84	源佐	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400		○	0.15
上流	85	大縄場	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11
上流	86	根高	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700		○	6.55

区分	No.	機場名	市町村名	管理社名	排出先河川名	位置			排水量 (m ³ /s)
						距離標	左岸	右岸	
上流	87	根高第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800		○	7.00
上流	88	五軒家	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900		○	0.45
上流	89	須ヶ脇第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k208	○		0.70
上流	90	須ヶ脇第1 (須ヶ脇)	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		2.52
上流	91	草平	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k450		○	0.12
上流	92	川田	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k550		○	0.66
上流	93	阿原	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		0.33
上流	94	西川端	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		2.10
上流	95	西川端第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		5.00
上流	96	鷹場	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	2.46
上流	97	鷹場第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	3.00
上流	98	上兼	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k200	○		0.12
上流	99	開治	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	3.00
上流	100	開治第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	1.20
上流	101	杵ノ戸	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k900	○		0.05
上流	102	下東川	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k607		○	0.45
上流	103	東川(野田)	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	2.16
上流	104	八開	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	0.52
上流	105	八開第2	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	1.20
小計									74.49
下流	106	大神場第1	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.80
下流	107	大神場第2	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.73
下流	108	六箇	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800	○		3.10
下流	109	孫宝	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00
下流	110	孫宝第2	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.20
小計									55.83
下流	111	土吐川	あま市	福田川排水対策協議会	福田川 (普通土吐川)	9k600		○	5.00
下流	112	小切戸 (小切戸1)	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		3.64
下流	113	小切戸第2	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		2.56
下流	114	稔橋	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750	○		1.84

区分	No.	機場名	市町村名	管理社名	排出先河川名	位置			排水量 (m ³ /s)
						距離標	左岸	右岸	
下流	115	鷹居	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300	○		2.45
下流	116	神尾	あま市	蟹江大濞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65
下流	117	四ヶ村	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400	○		0.79
下流	118	秋竹	あま市	秋竹排水貴組合	小切戸川	3k200	○		0.91
下流	119	篠田	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200	○		14.00
下流	120	篠田第2	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k.350	○		9.60
下流	121	木田	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.30
上流	122	蜂須賀	あま市	美和町土地改良区	目比川	2k500	○		1.90
上流	123	花ノ木	あま市	美和町土地改良区	目比川	2k600		○	0.18
下流	124	甚目寺第1	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	0.67
下流	125	新居屋橋	あま市	甚目寺町	福田川	10k120	○		0.07
下流	126	甚目寺第3	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400	○	○	1.75
下流	127	新居屋	あま市	甚目寺町	福田川	10k400	○	○	0.33
下流	128	甚目寺第2	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35
小計									50.99
下流	129	西篠	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56
下流	130	西篠第1	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64
下流	131	西篠第3	大治町	大治町	福田川	7k550	○		0.32
下流	132	円楽寺	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18
下流	133	小切戸西条	大治町	小切戸湛水防除事業協会	福田川	8k300	○		
下流	134	円楽寺	大治町	大治町	福田川	8k300	○		0.54
下流	135	円楽寺第2	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02
下流	136	小切戸排水機場	大治町	愛知県(建設)	福田川	8k300	○		7.30
小計									20.56
下流	137	鍋蓋新田(二)	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000		○	0.32
下流	138	蟹江大濞	蟹江町	蟹江大濞悪水土地改良区	日光川	0k400	○		9.00
下流	139	蟹江大濞第3	蟹江町	蟹江大濞悪水土地改良区	日光川	0k400	○		8.03
下流	140	大海用	蟹江町	蟹江大濞悪水土地改良区	日光川	0k700	○		0.20
下流	141	大膳	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k200		○	2.74
下流	142	観音寺	蟹江町	蟹江大濞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		4.71

区分	No.	機場名	市町村名	管理社名	排出先河川名			排水量 (m ³ /s)	
					位置				
					距離標	左岸	右岸		
下流	143	鍋蓋新田	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40
下流	144	善太	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	0.00
下流	145	善太新	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	23.50
下流	146	善太第3	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	10.90
下流	147	善太第2	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		12.62
下流	148	日光川西	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		0.00
下流	149	舟入	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.10
下流	152	本町舟入(四)	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50
下流	153	今	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50
下流	154	須成	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.20
下流	155	蟹宝	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		1.57
小計								83.66	
下流	156	両郷	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-4 k 000		○	0.44
下流	157	服岡	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-2 k 000		○	4.10
小計								4.54	
合計								712.36	

※排水量は包絡ポンプ計画現況値等を記載。表内容は随時更新。

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 ー4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部群飛島村大学 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前 14 番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T.P.1.05m	T.P.1.5m	T.P.ー1.90m
停止水位	T.P.1.35m	T.P.1.7m	T.P.ー1.70m
排水再開水位	T.P.1.25m	T.P.1.6m	T.P.ー1.75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知式の様式一覧

通知等の 内容	条項		基準地点		副基準地点
			日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条		様式 1-1		様式 1-2
停止	第八条	第1項	様式 2-1		様式 2-3
		第2項	様式 2-2		
再開	第九条	第1項	様式 3-1		様式 3-4
解除	第九条	第2項	様式 3-2		様式 3-5
		第3項	様式 3-3		
通知等の 内容	条項				
停止	第八条	第1項	様式 4-1		様式 4-2
		第2項			
再開	第九条	第1項			様式 4-2
解除	第九条	第2項			様式 4-2
		第3項			

(別図：第八条第2項関係)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1-1

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位の通知

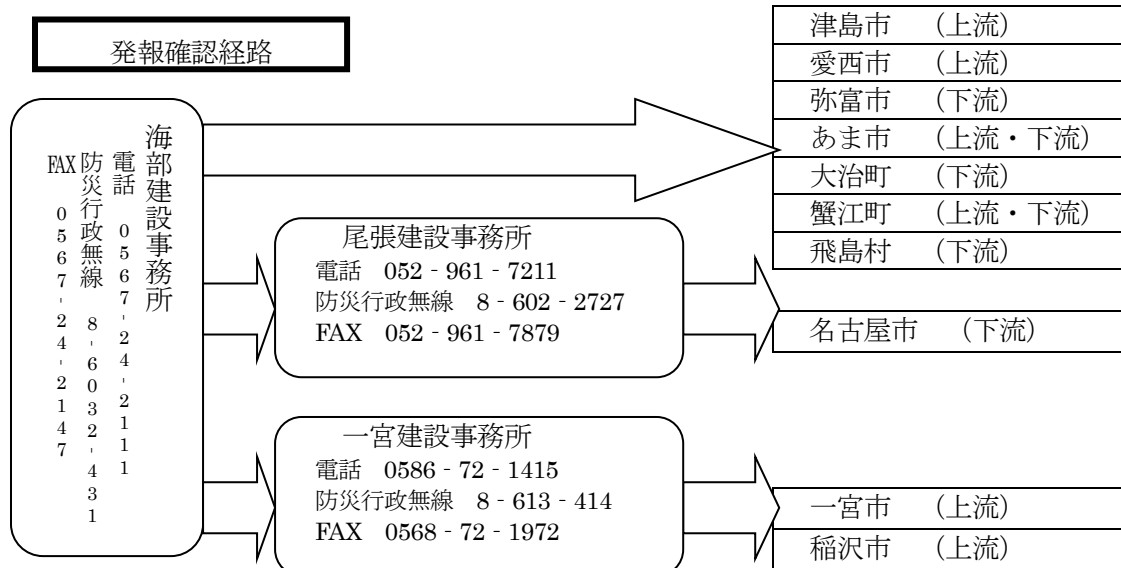
- 日光川内水位観測所
- 1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が
古瀬水位観測所
- 2 平成 年 月 日 時 分に
T.P.1.05m
- 3 排水調整準備水位 に達しました
T.P.1.5m
日光川下流域
- 4 排水調整準備対象流域は、 です。
日光川上流域

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 各建設事務所は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1-2

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 戸田川水位観測所 の水位が
- 2 平成 年 月 日 時 分に
- 3 排水調整準備水位 T.P. - 1.09m に達しました
- 4 排水調整準備対象流域は、戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052 - 972 - 2895
ファックス 052 - 972 - 4165

注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2-1

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関殿

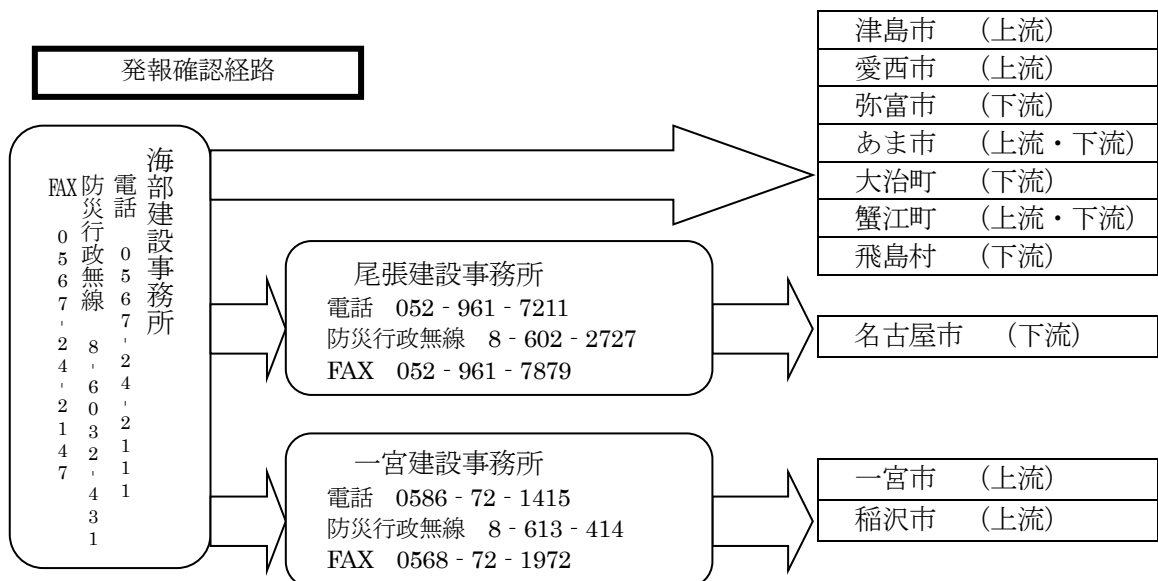
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位の通知

- 日光川内水位観測所
- 1 日光川流域排水調整基準地点 古瀬水位観測所 の水位が
- 2 平成 年 月 日 時 分に
T.P.1.35m
- 3 排水調整準備水位 に達しました
T.P.1.7m
- 4 排水調整準備対象流域は、 日光川下流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
- 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2-2

緊急指令第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関殿

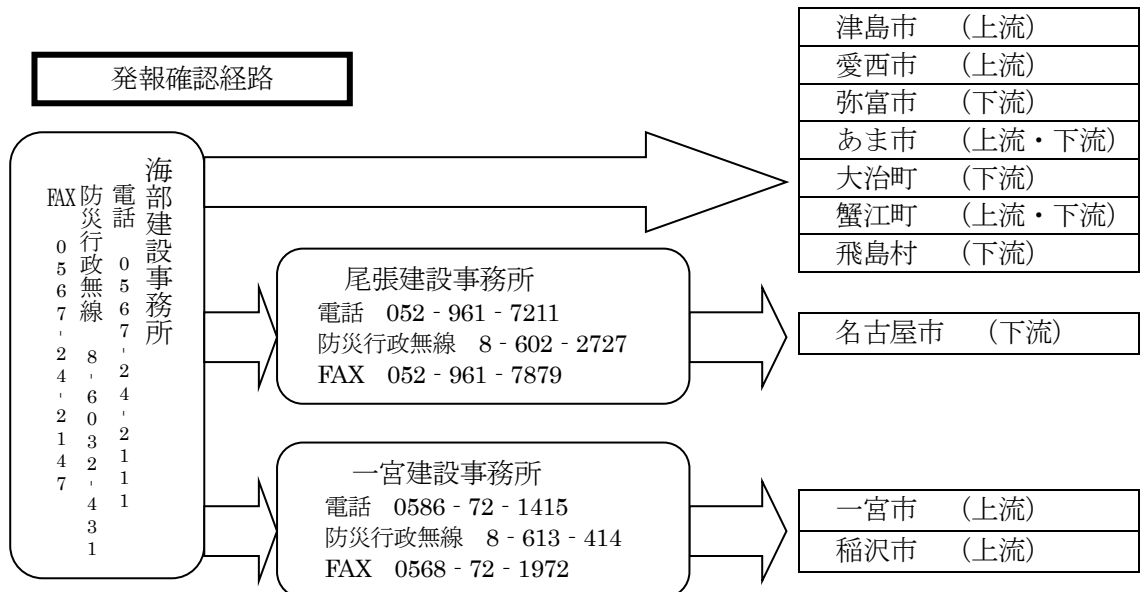
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 平成 年 月 日 時 分頃
越水
- 3 しましたので
- 破堤
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
- 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2-3

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 戸田川水位観測所 の水位が
- 2 平成 年 月 日 時 分に
- 3 排水調整準備水位 T.P. - 1.70m に達しました
- 4 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052 - 972 - 2895
ファックス 052 - 972 - 4165

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 受報機関は状況確認をしてください。
 - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式 4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-1

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

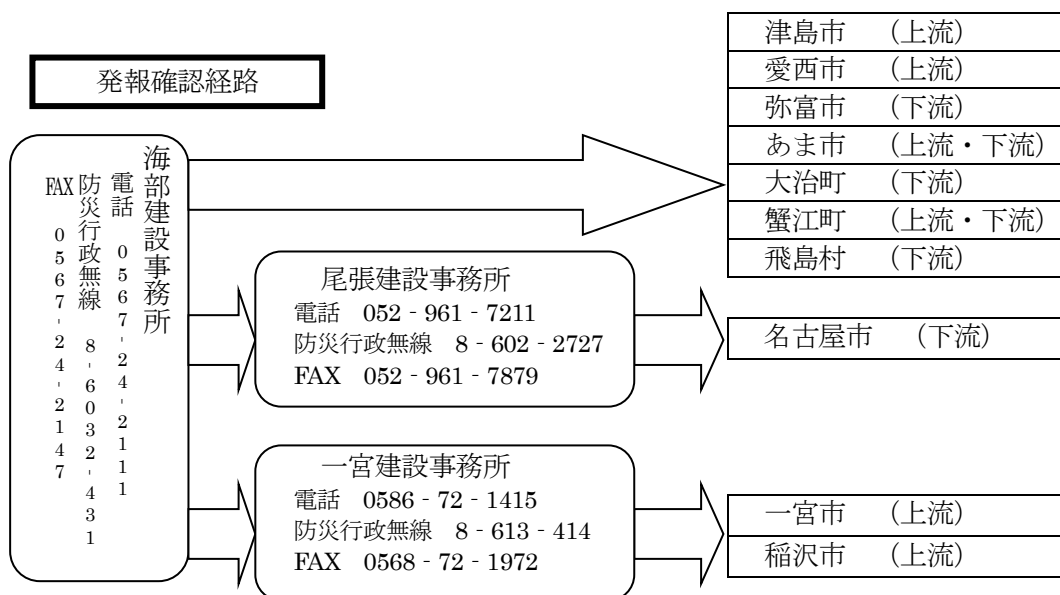
日光川流域の排水再開水位の通知

日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が
古瀬水位観測所
- 2 平成 年 月 日 時 分に
T.P.1.25m
- 3 排水再開水位 を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
T.P.1.6m
日光川下流域
- 4 排水停止対象流域は、 です。
日光川上流域
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
 - 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-2

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

日光川内水位観測所

1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が

古瀬水位観測所

2 平成 年 月 日 時 分に

T.P.1.05m

3 排水再開水位 を下回りましたので、排水調整準備は、

T.P.1.5m

解除になります。

日光川下流域

4 排水停止対象流域は、 です。

日光川上流域

連絡先 海部建設事務所

電話 0567-24-2111

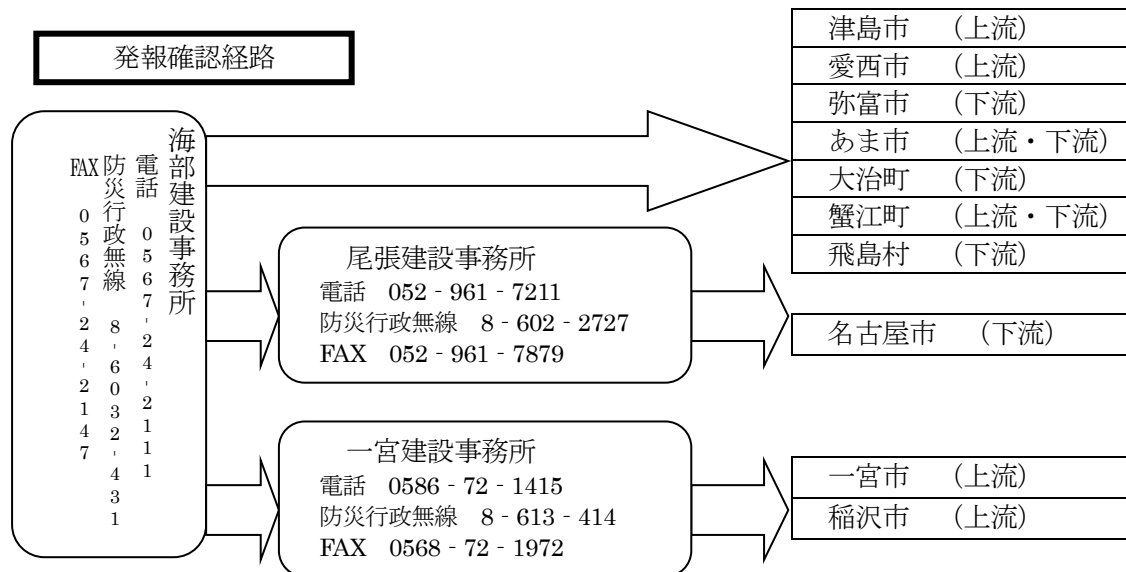
防災行政無線 8-6032-431

ファックス 0567-24-2147

注1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 各建設事務所は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-3

緊急指令第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

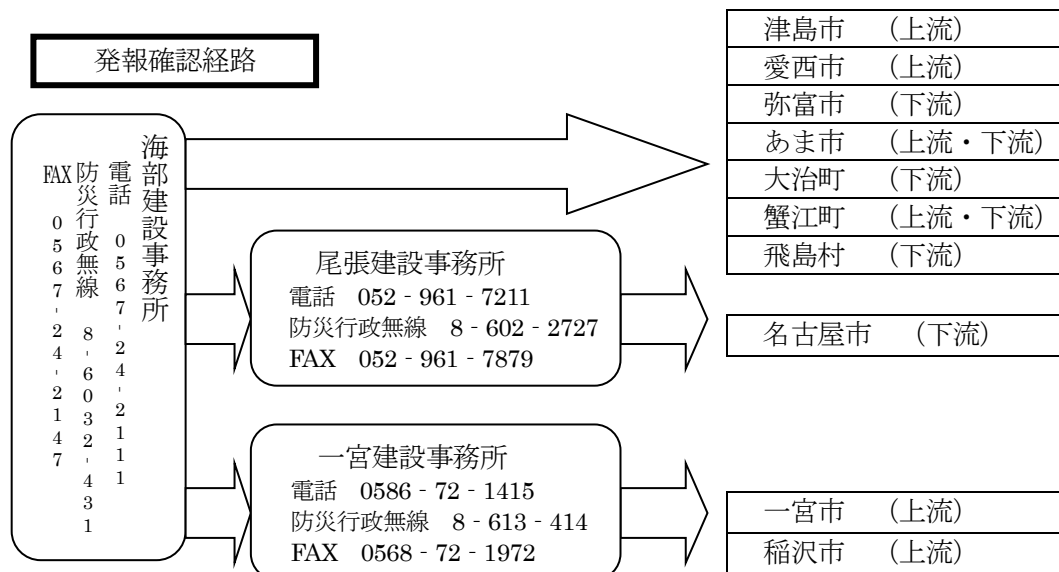
関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章
日光川流域の排水停止の解除について

- 1 川 地先 において
- 2 平成 年 月 日 時 分頃
越水
- 3 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による
破堤
破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電 話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
 - 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-4

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし
戸田川流域の排水再開水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 戸田川水位観測所 の水位が
- 2 平成 年 月 日 時 分に
- 3 排水再開水位 T.P.-1.75m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 5 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052 - 972 - 2895
ファックス 052 - 972 - 4165

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 受報機関は状況確認をしてください。
 - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式 4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-5

緊急連絡第 号

平成 年 月 日
時 分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 戸田川水位観測所 の水位が
- 2 平成 年 月 日 時 分に
- 3 排水調整準備水位 T.P.-1.90m を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。
- 4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電話 052 - 972 - 2895
ファックス 052 - 972 - 4165

- 注 1 日光川流域排水対策地調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長)

日光川流域の排水調整状況について (第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名
 連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報とすること。

戸田川管理者 殿
 (河川管理者 愛知県知事)

(排水機管理者)

(戸田川管理者)

日光川流域の排水調整状況について (第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名

連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。
- 4 戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、() 内の名称を使用すること。

8.7. 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」（平成22年7月1日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という。）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

(連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 全各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条

- 一 連絡会議には、会長を置く。
- 二 連絡会議には、副会長を置く。
- 三 連絡会議には、事務局を置く。

(会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

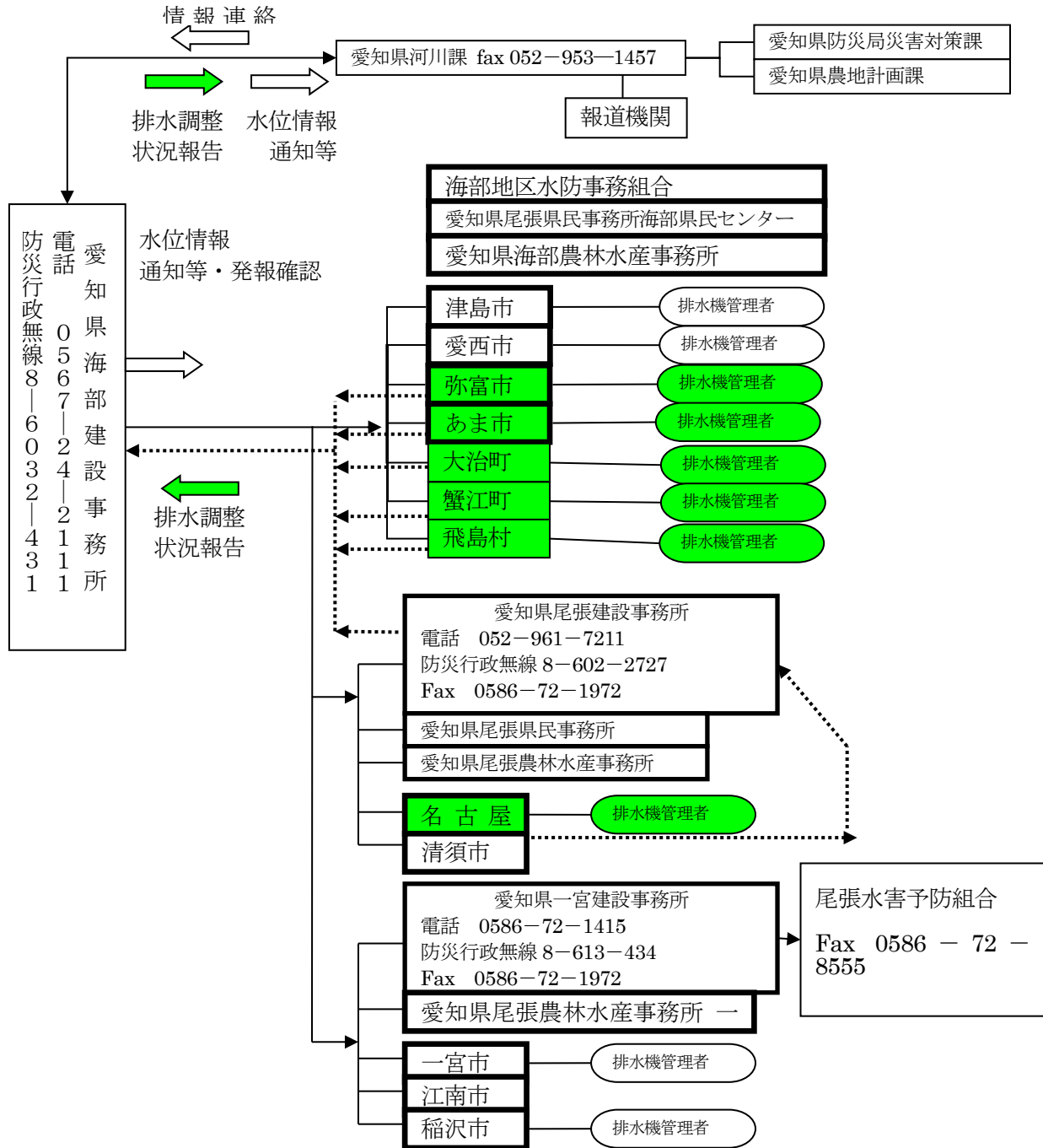
<別表>

機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	建設課長
	尾張農林水産事務所	同上
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

- の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX 一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。
- の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

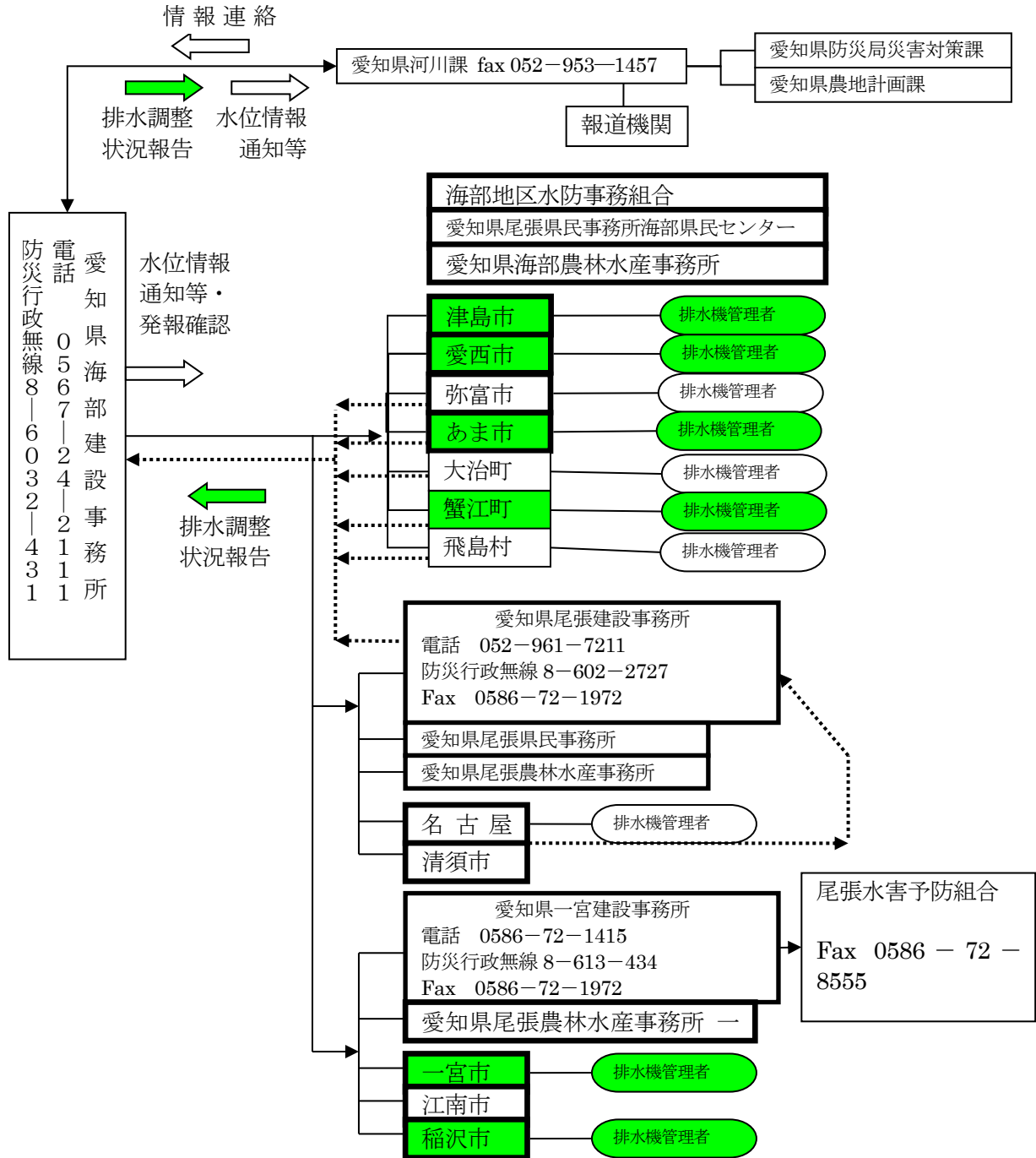


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全期間に発信されますが、その発信確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（古瀬水位観測所）>

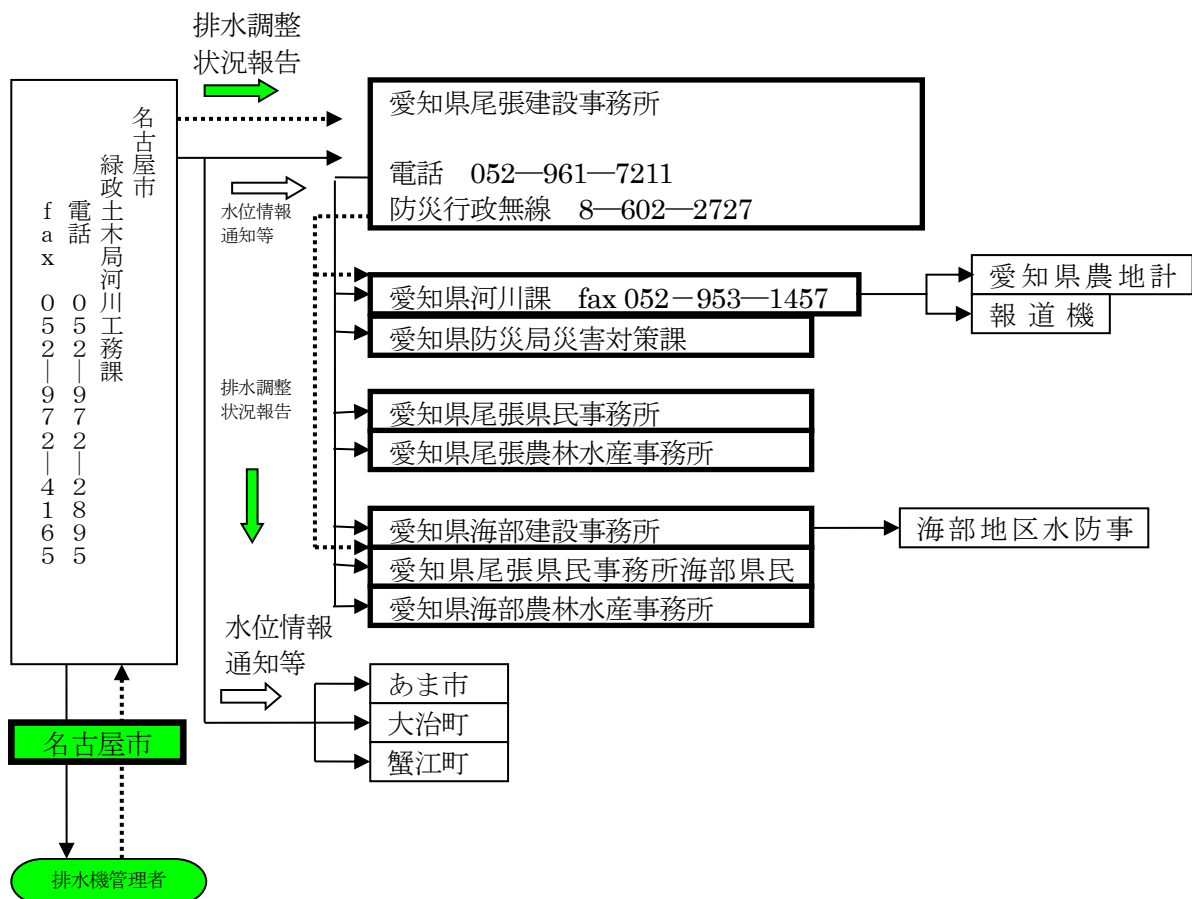
- の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX 一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。
- の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



例 水位情報通知等は海部建設事務所から全期間に発信されますが、その発信確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

<戸田川流域（戸田水位観測所）>

の愛知県各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により愛知県尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と愛知県尾張建設事務所及び関係市町に発信します。

愛知県尾張建設事務所は、県関係機関へ発信します。

排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行き、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設部河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

8.8. 蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱

蟹江町告示第6号

蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成27年蟹江町要綱第1号）を次のように定める。

平成27年1月16日

蟹江町長 横江 淳 一

蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に実施する災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要となる要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要支援者 次のいずれかに該当する者とする。

ア 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受け、その要介護状態区分が要介護3以上である者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者で、同通知に規定する程度区分がA判定を受けている者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者

カ 難病患者

キ アからカに準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの。

(2) 地域協力者 前号に定める要支援者の近隣に居住し、普段から見守り、災害時等において支援を行う者であつて、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意する者をいう。

(3) 避難支援等関係者 地域協力者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、区及び町内会、自主防災組織、消防団等地域で相互扶助活動を行う組織等をいう。

(要支援者名簿)

第3条 町長は、前条の規定により収集した要支援者の情報を基に、蟹江町避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成する。

2 要支援者名簿は、総務部安心安全課、民生部住民課及び消防本部（以下「関係課」という。）において利用する。

(登録の手続)

第4条 町長は、要支援者名簿に登載された要支援者のうち、避難支援等関係者による避難支援等を希望する者（以下「希望者」）は、蟹江町災害時避難行動要支援者登録申請書兼同意書（様式第1号。以下「申請書兼同意書」という。）を町長に提出するものとする。この場合において、希望者は、地域協力者の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 町長は、前項に規定する登録申出を容易にするため、避難支援等関係者の協力を得て、希望者の把握及び登録のための必要な調査を行うものとする。

3 第1項の手続きについて、希望者の身体の状態等により本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族又は避難支援等関係者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。

4 町長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、当該希望者を災害時避難行動要支援者（以下「災害時要支援者」）として登録するものとする。

5 登録された申請書兼同意書は、これを登録台帳とする。

(情報の提供)

第5条 町長は、登録台帳を整備及び管理するものとし、登録台帳の写し（以下「副本」という。）は、関係課が保管するものとする。

3 町長は、必要と認められる場合において、副本の全部又は一部を避難支援等関係者に配布することができる。

4 前項の規定に基づき副本の提供を受けた者（以下「保管者」という。）は、蟹江町登録台帳副本受領書兼誓約書（様式第2号）を町長に提出するものとする。なお、保管者としての資格を喪失したときは、速やかに副本を次の保管者に引き継ぐものとし、引き継ぎ者不在の場合は、町長に返還しなければならない。

(支援の内容等)

第6条 避難支援等関係者は、登録台帳の情報を活用して災害時要支援者に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における避難誘導、安否確認等

- (2) 日常生活における声かけ、見守り、相談その他の意思疎通を図るための活動
- 2 避難支援等関係者は、副本を前項各号に掲げる避難支援等以外の目的で利用してはならない。
 - 3 避難支援等関係者は、副本に記載された情報及び避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、避難支援等を離れた後も、同様とする。
 - 4 第1項各号に掲げる避難支援等は、避難支援等関係者又はその家族等が被災する可能性があることに鑑み、避難支援等関係者に義務を課すものと解釈してはならない。

(副本の保管等)

- 第7条 保管者は、副本を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 2 保管者は、副本の複製及び転写をしてはならない。
 - 3 保管者は、副本を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更等)

- 第8条 災害時要支援者は、登録台帳の記載事項に変更が生じたとき、又は登録の必要がなくなったときは、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。この場合において、本人がこれを行うことが困難なときは、避難支援等関係者が本人に代わり行うことができるものとする。
- 2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに登録台帳の記載事項を変更し、又は抹消するとともに、保管者にその旨を通知するものとする。
 - 3 町長は、災害時要支援者に関する情報に変更があることを知り得た場合で、第1項の規定に基づく届出がなされないときは、職権により災害時要支援者に関する情報の変更をすることができる。

(登録の取消し)

- 第9条 町長は、災害時要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。
- (1) 名簿登録の抹消を希望したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 町外に転出したとき。
 - (4) 入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
 - (5) 第2条第1号のいずれにも該当しなくなったとき。

(住民への周知)

- 第10条 町長は、災害時避難行動要支援者登録制度について、広報紙等を通じて周知を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

蟹江町災害時避難行動要支援者登録者名簿			
登録年月日	年 月 日	登録 No.	
廃止年月日	年 月 日	廃止理由	

蟹江町長 様 年 月 日

蟹江町災害時避難行動要支援者登録申請書兼同意書

私は、災害対策基本法および蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、蟹江町災害時避難行動要支援者登録者名簿への登録を申請します。また、私が届け出た以下の事項を町が、町関係課、区及び町内会、民生委員児童委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、情報を共有することについて同意します。

ふりがな 氏 名			性 別	男 ・ 女	
			電話番号		
			携帯電話番号		
生年月日	年 月 日(歳)		F A X 番号		
郵便番号	〒		地 区		
住 所	蟹江町		(小学校区)		
1	あなたが該当する項目の番号に○印をしてください。 (7)の場合は、状態も記入してください。	(1) 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 (2) 要介護 3 ・ 4 ・ 5 の認定を受けている者 (3) 身体障害者手帳 1 級 ・ 2 級 を有する者 (4) 療育手帳 A 判定を受けている者 (5) 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・ 2 級 を有する者 (6) 難病患者 (7) (1)~(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者 (状態は、)			
2	あなたの身体等の状況に当てはまるもの全てに○印をしてください。	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) 医療機器等の携帯が必要 (7) 常時薬の所持を要する (8) その他 ()			
3	あなたが受けたい支援等の番号に○印をしてください。 (複数回答可)	(1) 安否確認のみでよい。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。(車椅子が 必要 ・ 不要) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。 (車椅子が 必要 ・ 不要) (4) その他()			
4	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人	5	避難支援等で特に気を付けて欲しいことを記入してください。	
6	家族または親族の緊急時の連絡先	氏 名	あなたとの関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
7	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先	氏 名	あなたとの関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
8	民生委員児童委員				
9	自主防災組織名		10	区及び町内会名	

居宅から避難場所への経路図

12	あなたが避難する場所を記入してください。	【避難場所等の名称】
13	居宅から避難場所までの経路を記入してください。(書けない場合はそのまま提出してください。)	

蟹江町長 殿

避難支援等関係者の区分

ア	地域協力者	
イ	民生委員児童委員	
ウ	社会福祉協議会	
エ	区及び町内会 (名称 :)
オ	自主防災組織 (名称 :)
カ	消防団	
キ	その他 ()

※該当する番号に○を付してください。名称も記入してください。

保管者の

住所	
氏名	

蟹江町登録台帳副本受領書兼誓約書

このたび、蟹江町登録台帳副本を受領いたしました。

提供を受けた情報は、災害対策基本法および蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱の規定に基づき厳重に管理し、災害時避難行動要支援者登録者の避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

9. 様式類

9.1. 県様式1

様式1 (消防庁第4号様式(その1))

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等 設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣 要請の状況	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)

分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式1 別紙（消防庁第4号様式（その1別紙））

（避難指示等の発令状況）

都道府県名 ()

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分						
発 信 場 所				発 信 者								
発 信 機 関				受 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人 的 被 害	死 者	1	人	河 川	橋りょう	31	か所	そ の 他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商工被害	62	千円	
	負 傷 者	重傷	3		人	越 水	33		か所	その他	63	千円
		軽傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所	被害総額	64	千円
住 家 被 害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置		
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止		
		7	人		清掃施設	37	か所	避難指示等の状 況	67	地区		
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯		
		9	世帯		地すべり	39	か所		69	人		
		10	人		土石流	40	か所	消防職員出動 延人数	70	人		
	一 部 破 損	11	棟		鉄道不通	41	か所	消防団員出動 延人数	71	人		
		12	世帯		被害船舶	42	隻	避難所数	72	か所		
		13	人		水 道	43	戸	避難人数	73	人		
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人		
		15	世帯		電 気	45	戸	避難世帯数	75	世帯		
		16	人		ガ ス	46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯		
	床 下 浸 水	17	棟		ブロック塀 等	47	か所	被害程度及び応急対策状況（経過）				
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯					
		19	人		り災者数	49	人					
	非 住 家	公共建物	20		棟	火 災 発 生	建 物			50	件	
		その他	21		棟		危 険 物	51	件			
							そ の 他	52	件			
	そ の 他	田	流失・埋没		22	ha	公立文教施設		53	千円	要 請 事 項	
冠 水			23	ha	農林水産業施設		54	千円				
畑		流失・埋没	24	ha	公共土木施設		55	千円				
		冠 水	25	ha	その他の公共施 設		56	千円				
文教施設		26	か所	小 計		57	千円					
病 院		27	か所	そ の 他	農産被害	58	千円					
道 路		損 壊	28		か所	林産被害	59	千円				
		冠 水 (うち通 行不能)	29		か所	畜産被害	60	千円				

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

9.3. 県様式3

(市町村用)

人 的 被 害
(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)	
	住 所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報告の時点		日時分現在		受信時刻		時分					
発信機関				受信機関							
発信者名				受信者名							
内 容											
避難状況	避難先	地区名	緊急安全確保、避難指示の種別及び日時	避難指示世帯数	避難指示人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
			(緊急) (指示) 日時分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数	実施機関			収容人数の最大値				
			受入搬送							重傷	軽傷

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

9.6. 様式1 職員活動日報

年 月 日

職員名	活動場所	活動内容	活動時間
			時 分～ 時 分
			～
			～
			～
			～
			～
			～

9.7. 様式2 災害派遣要請依頼書

愛知県知事殿	文書番号
	年 月 日
	蟹江町長
部隊等の派遣要請依頼書	
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 区域	
(2) 活動内容（避難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4 その他参考となるべき事項	
その他細部については、 において調整する。	

記の2に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救護活動終了するまでの間」等の特性的な表現とする事。

9.8. 様式3 災害派遣部隊撤収要請依頼書

	文 書 番 号
	年 月 日
愛 知 県 知 事 殿	
	蟹江町長
災害派遣部隊撤収要請依頼書	
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	

9.9. 様式4 電話等問合わせ・対応票

本票
控

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	受付者名	
依頼者 (指示者)	住所・所在地・電話番号 (TEL)		
受付内容 (指示内容)			
受付者処理欄 年 月 日 () 午前・午後 時 分 連絡・処理 ・ 部長に連絡済 ・ 部の に連絡済 ・ 受付者が処理 ・ その他 ()			
受付者の連絡、処理内容			
担当部 (担当機関) 処理内容 年 月 日 () 午前・午後 時 分 連絡・処理			
本部会議等での決定内容 年 月 日 () 決定			

9.10. 様式5 義援物資受付票

受付者	発送者	受付年月日	品名	数量	保管 番号	保管上の注意
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

9. 11. 様式 6 義援物資受付管理記録用紙

品 名		単位呼称	
-----	--	------	--

年月日	保管番号	受入数	払出先	払出数	現在残	取扱者	備 考 欄

9.12 様式7 被害調査区調査活動日報

氏名

活動日時： 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分

調査対象物	地 域	概 況

申し送り事項（上記に含まれない特に重要な事項を記入してください。）

9.13. 様式8 被害状況調査書

被害状況調査書

被害状況調査用紙（罹災者台帳）						年 月 日 災害
住 所						
世帯主氏名						
1 世帯の状況（構成人員 名）						
氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業 (学年)	死亡、行方不明、 負傷の別
2 家屋の状況						
構 造	延床面積	自家・借家の別	被害の程度			
造	㎡	自家・借家				
3 家屋被害程度の内訳						
箇所						
程度						
4 その他の被害						
上記の通り調査しました。						
年 月 日						
所属課						
調査員氏名						

(注) 「自家・借家」は、その一つを○で囲むこと。
 被害の程度は、「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上浸水」、「床下浸水」の区分による。
 被害の程度は裏面に記してある。

罹災証明書		仮罹災 証明書	年 月 日	罹災証明書	年 月 日 第 号
発行年月日					
災害救助法による救助の状況	1	避難所への収容			
	2	応急仮設住宅の供与			
	3	炊出し、その他による食品の給与			
	4	飲料水の供給			
	5	被服、寝具、その他生活必需品の給与			
	6	医療			
	7	助産			
	8	救出			
	9	住宅の応急修理			
	10	生業資金の貸与			
	11	学用品の給与			
	12	埋火葬			
	13	死体の捜索			
	14	死体の処理			
	15	障害物の除去			
特記事項					

全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
半 壊	住家の損壊が著しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上、70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

9.14. 様式9 避難所避難状況調書

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主との 続柄	摘要	退所年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

蟹江町長

印

9.16. 様式 11 遺体調書

		番 号						
搜索收容者	搜索收容 氏 名					所属課		
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他							
遺体発見日時								
遺体発見場所								
遺体の身元	本 籍							
	現住所							
	氏 名		身元不明者の符号		性別	男・女	年齢	歳位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
遺族その他の関係者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	遺体の引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺体の引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見分 (検視) 日時	月 日 時 分	見分 (検視) 者						
検案日時	月 日 時 分	検案医師						
火葬許可証 交付日	年 月 日	遺体発見現場の概略図						
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備 考)								

※ 写真は裏面にはりつけて下さい。

9.17. 様式 12 施設別被害ランク付調査票

番号	施設名称	ブロック名	被害ランク	調査者	管理者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

9. 18. 別記様式 応援要請書

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市 町 等 名
職・氏名 印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 事 項	